

平成29年度研究報告書

嬰児殺が起きた「家族」に関する 実証的研究

研究代表者 川崎二三彦（子どもの虹情報研修センター）
共同研究者 秋本 光陽（筑波大学人文社会科学研究科）
西岡 弥生（子どもの虹情報研修センター）
根岸 弓（子どもの虹情報研修センター）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成29年度研究報告書

嬰児殺が起きた「家族」に関する
実証的研究

子どもの虹 情報研修センター

目 次

I. 研究目的.....	1
II. 構成と方法.....	4
III. 研究 1	7
新生児殺はいかなる社会的・経済的条件のもとで発生するのか	
IV. 研究 2	25
新生児殺に至った家族に潜在する問題解決のパターンの検討	
——母親が加害者となった 5 事例の分析から——	
V. 補論.....	78
「誰にも相談しなかった」という判断はどのように導かれるのか？	
——刑事裁判の傍聴記録を扱うことについて——	
IV. あとがき.....	85

I. 研究目的

1. 目的と対象

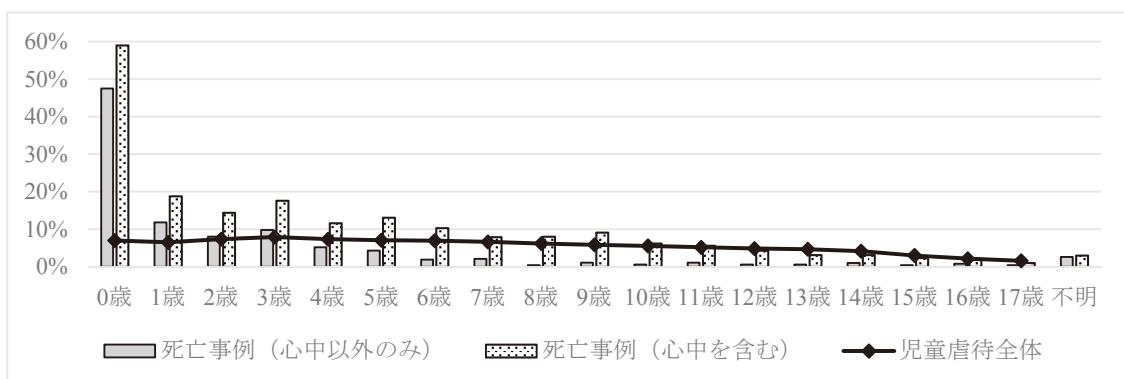
本研究の目的は、児童虐待死亡事例を対象に、加害者たる実母が社会的にいかなる状況に置かれていたのかを探ることにある。『平成 27・28 年度研究報告書 嬰児殺に関する研究』(以下、「H27・28 年度嬰児殺研究」)では、0 歳児の殺害および虐待死の全体を広義の「嬰児殺¹」、そのなかでも生後 24 時間以内の殺害を「新生児殺」と分類している。この生後 24 時間以内の殺害に対する特別な区分は植松 (1951) や Resnic (1970) 等の先行研究を引き継いだものであり、本研究においてもこの基準を踏襲したうえで、後者の新生児殺を分析対象とする。

2. 問題の所在

(1) 児童虐待死亡事例

保護者による子どもの殺害は、「間引き」や「貰い子殺し」、「児童虐待」等と名称がつけられながら、時に必要悪として、また時に社会問題として言及されてきた（例えば、内山ら 1983；広井 2012）。そして、現在では「児童虐待」の 1 つとして、その防止が政策上の課題とされている。

さて、児童虐待を原因とする死亡事例を概観すると、「心中以外の虐待死」においては、0 歳児の割合が突出して多いことがわかる（図表 I -1）²。これは、死亡していない児童虐待事例とは異なる傾向であり、厚生労働省が死亡事例の統計をとり始めた 2003 年 7 月以降、今日まで一貫している（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会、以下専門委員会 2018：8-9）。



図表 I -1. 児童虐待事例件数(年齢別)
(厚生労働省, 2004-2017, 表番号 3・4; 専門委員会, 2018:8-9 より筆者作成)

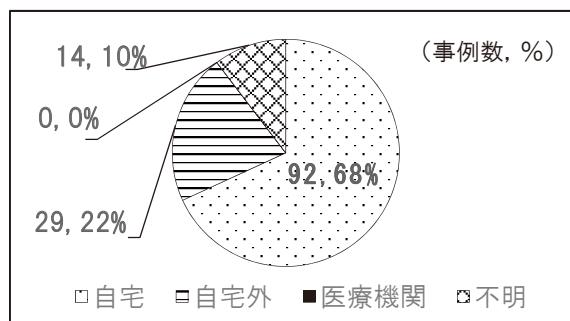
¹ 日本では「嬰児殺」に分類される被害児の年齢に明確な定義はないが、本稿では作田（1980）の「裁判慣例上、『一歳未満児の殺害』を嬰児殺として取り扱っている」（作田 1980：2）との整理に従い、1 歳未満児の殺害を「嬰児殺」と記述する。

² 図表 I-1 の値、および専門委員会の報告書に記載の値は認知件数である。

(2) 0歳児死亡事例——新生児殺と嬰児殺

先行研究によれば、0歳児の殺害のうちでも、生後24時間以内に殺害される新生児殺は、他の嬰児殺（1歳未満）と明らかに異なる特徴があるという（例えば、Resnic 1970；Friedman et al. 2005）。他の嬰児殺では、加害者にうつ病等の精神障害がみられ、心中を企図する場合もあることが特徴的であるのに対し、新生児殺では、加害者に精神障害はみられず、若い未婚の母親で、望まない妊娠のために妊娠を隠匿・否認する特徴がみられるという（Friedman et al. 2005；田口 2007）。

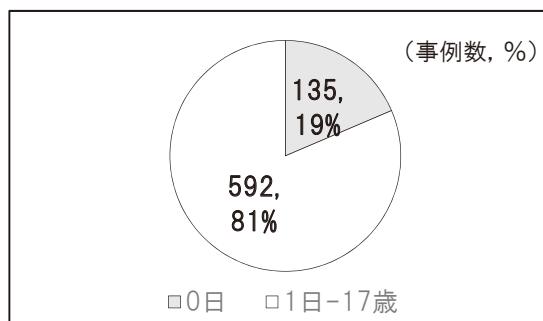
今日の日本では、嬰児殺については予防的にアプローチすべく、医療保健分野（特に産科医や小児科医、保健師など）からのアプローチを中心に制度政策も改正されている。一方で、新生児殺については、初産であっても医療機関で出産せず母子ともに危険な出産となるケースが珍しくないが（図表I-2）、刑事事件化して初めて表に出るため、殺害行為に対する加害者の有責性への注目が先行する。しかし、新生児殺を「児童虐待」として捉えるなら、新生児殺は生後1日というかなり限定的な期間の殺人であるにもかかわらず、全虐待死の約19%を占めていることから（図表I-3）、その社会的背景に注目し、支援のあり方を考察することが求められる。



注1：「自宅」は、「専門家による介助がない自宅分娩」を指す（専門委員会 2018:239）。

注2：2003年7月から2017年3月までの累計。

図表I-2. 出産場所(新生児殺事例)
(専門委員会 2018:239より筆者作成)



注：心中以外の虐待死に関する2003年7月から2017年3月までの累計。

図表I-3. 心中以外の虐待死児童の年齢
(専門委員会 2018:8,236より筆者作成)

3. 「H27・28年度嬰児殺研究」

先行する「H27・28年度嬰児殺研究」では、新生児殺の検討事例の実母が「誰にも相談できない」状況に置かれている事実に注目した。田口は新生児殺を起こした母に若年者が多く、そもそも相談することさえできない、また相談・受診することで妊娠の事実を家族に知られたくないという理由から、未受診のまま母子双方にとって危険な出産に至るという問題があると指摘する（田口 2018:199）。上野もまた、子ども虐待による死亡事例等の検

証結果報告において日齢 0 日死亡の割合は 21.2%³であり、各自治体や民間団体による妊娠 SOS 相談体制が整備されてきているにもかかわらず、今なお誰にも相談できないまま分娩に至り乳児を死亡させる事例が多いことを指摘する（上野 2018：189）。そして、その「誰にも相談できない」状況は、「様々な事情を抱えた」、「母の妊娠を怒ったり、困ったり、悲しんだりする身近な家族」（ibid：188）が同居していることで生じていると分析する。また、水主川は、「誰にも相談できない」背景に、母の養育環境や社会的地位（高校生であるなど）の影響がある可能性を指摘する（水主川 2018：180）。

虐待死事例の背景に、妊娠の事実を「誰にも相談できなかった」という深刻な問題が存在することは、近年の学術研究においても重要課題として取り上げられている。緊急下の母子支援について積極的な提言を行う柏木恭典は、孤立無援の状態にあり、社会の周縁で日々の生活を送らなければならない母親たちを、「中絶」や「虐待」といった概念で説明しようとすることを批判する。そして、虐待死の多くが生後間もない頃に起こる事実からすれば、緊急下の母子支援を「虐待対応に先立つもの」として位置づけたうえで、その段階における支援の充実を図るべきことを提案している（柏木 2016：9-10）。こうした知見を踏まえれば、児童虐待死亡事例の原因解明やその予防策を考案するためにも、妊娠や出産に伴って実母らが抱えている「社会的孤立」の問題へと焦点を合わせることが喫緊の課題の 1 つであるといえるだろう。

また、「H27・28 年度嬰児殺研究」では、新生児殺について、加害者である母の経済的困窮にも焦点化された。人工妊娠中絶（以下、中絶）のための費用が工面できず、出生後の養育費の工面にも困難を感じて、出生直後に殺害に至った点である（水主川 2018：180；藤田 2018：183；田口 2018：191）。この経済的困窮は、配偶者や家族の有無によらず、世帯の経済に関する負荷が、母にのみ大きくかかっていることを指す（金井 2018：177）。経済的困窮による新生児殺は以前より指摘されてきたことでもあるが（例えば、田口 2007）、この点について藤田は、「中絶に経済的支援を行うことには賛否あろうが、出生後に殺害するのであれば、適切な時期に人工妊娠中絶を行うことを検討すべきであり、少なくとも経済的理由のみで中絶を断念せざるをえない、といった事態は避けるべきであろう」（藤田 2018：183）と提起する。

3 点目として、「H27・28 年度嬰児殺研究」では、母の精神疾患についても言及がなされている。先行研究においては、新生児殺の場合、加害者には精神疾患が認められない特徴があると報告されているが（例えば、Resnic 1970）、田口は Spinelli（2002）の見解を踏まえ、新生児殺の母親にもメンタルヘルス上の問題が認められることがあると指摘する。具体的には、母親に被虐待経験のある者が多く、妊娠中に精神病水準の妊娠否認があり、その影響で身体的な妊娠兆候が乏しく、出産時に様々な解離症状がみられるといった問題である（田口 2018：191）。

最後に、「H27・28 年度嬰児殺研究」では、新生児殺に限定されないものの、父（母の配

³ 上野の値は 2016 年度（単年度）に確認された虐待死に関する値であるため、前述の累計の数値と異なる。

偶者および非配偶者）による「性的DVとも取れる」（金井 2018：177）行為への指摘もなされた。かつて、非嫡出子に代わって嫡出子の新生児殺が増加した1980年代、内山らは、責められるべきは加害者となった母親だけではないとし、妊娠に気がつかない父親の無関心さや避妊への無頓着さについて問題提起した（内山ら 1983：172-186）。依然として、ある一定の水準で生起する嬰児殺であるにもかかわらず、近年の嬰児殺研究においては、加害者のパートナーに言及することは少ないように見受けられる。金井の指摘は、我々を男性と女性の両者が揃って初めて妊娠が成立する前提に立ち返らせ、嬰児殺を研究する上の重要な示唆を与える。

以上、「H27・28年度嬰児殺研究」では、12事例（うち、新生児殺は5事例）を検討対象として、加害者に共通する特性や社会経済的状況・関係性を捕捉した。では、これらの間にはどのような力動が働いているのだろうか。H29年度の本研究では、加害者の置かれた社会経済的状況および人的関係に働く力動を検討することを目的とする。

II. 構成と方法

本研究では以上の問題関心に即して、3つのアプローチから分析を行う。以下、各アプローチの概要を紹介しておこう。はじめに、第1のアプローチ（研究1）では、現代における新生児殺のリスクを高める社会的・経済的条件の組合せを検証することを目的に、配置構成的比較分析法（Configurational Comparative Methods: CCM）の1つであるmvQCAを用いて分析する。「H27・28年度嬰児殺研究」等にみるように、先行研究では新生児殺の背景として複数の要因が指摘されている。これらが単独で強い影響を与えることもあるが、ある組合せによって因果を形成することもある（Rihox & Ragin 2009=2016）。そこで、研究1では、新生児殺という結果を構成する社会的・経済的条件の組合せ（あるいは単独の社会的・経済的条件）を明らかにする。その結果、2組の社会経済的条件が導出される。1つは、加害者となった母が経済的に困窮しており、父（生物学的）からのサポートを期待できない場合、もう1つは、母は経済的に困窮していないが、先の結果と同様に父（生物学的）からのサポートが期待できず、かつ同居家族が妊娠に否定的である場合である。以上より、いずれの場合にも、加害者となった母は、子の生物学的父を含む家族との間に葛藤を感じていることが明らかとなるが、その態様は2組の間で異なると推察される。

そこで第2のアプローチ（研究2）では、加害者となった母親たちに共通する、妊娠の秘匿に至る背景となった家族の問題解決のパターンについて、ABC-X理論を用いて分析する。研究2では、彼女たちが当座の難局を乗り越え生活を維持しようとした問題解決の構図を明らかにするとともに、それがどのような家族関係の中で発生したのかを検討する。結果として、3つの構図が導かれる。まず、経済的困窮が背景にある場合、①多就業によって低所得を補う家族で、実父母は婚姻関係にあるが、母親が同居の祖父母に対し育児と経済的

負担の負い目を感じ犯行に至った型と、②離婚後にシングルになった母親の子育てを他の家族が担い、一家の生計を母親が性産業で賄う型があげられる。また、③安定就業の家族においては、父母に婚姻関係はなく、妊娠を機に父親との連絡が途絶えた母親が、社会的不名誉を避けるため犯行に至った型が導かれる。

では、新生児殺の社会的責任の所在や重さを判断する裁判において、こうした家族内・パートナー間の力動はどのように解釈されているのか。第3のアプローチ（補論）では、刑事裁判において、新生児殺の被告人（母）の動機が解釈されていく仕方を検討する。研究3では、パートナー（父）が加害者（母）の「相談すべき者」となりうるか否かは、両者の関係性に対する社会通念に依存することが明らかとなる。

以上をもって、新生児殺が起きた「家族」のおかれている社会経済的状況を明らかにし、新生児殺に対する理解を深めたい。

なお、研究1・研究2・補論の対象とする事例は、図表I-4（次ページ）のとおりである。

（文責：根岸弓・西岡弥生・秋本光陽）

【文献】

- Friedman,S.H., Horwitz,S.M., Resnic,P.J., 2005, Child murder by mothers: A critical analysis of the current state of knowledge and a research agenda, *Am J Psychiatry*, 162, 1578-1587.
- 藤田香織, 2018, 「嬰児殺を予防するためにできること」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 183-184.
- 広井多鶴子, 2012, 「児童虐待をめぐる言説と政策——児童虐待防止法は何をもたらしたか」『日本教育政策学会年報』19, 40-57.
- 水主川純, 2018, 「平成27-28年度嬰児殺の研究について」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』, 子どもの虹情報研修センター, 180-182.
- 金井剛, 2018, 「総合的所感」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 177-179.
- 柏木恭典, 2016, 『『虐待』に先立つ問い合わせ——児童虐待と虐待死の差異に基づいて——』『千葉経済大学短期大学部研究紀要』12, 1-11.
- 厚生労働省, 2004-2017, 「福祉行政報告例」表番号3・4.
- Resnic,P.J., 1970, Murder of the Newborn: A psychiatric Review of Neonaticide, *Am J Psychiatry*, 126, 1414-1420.
- Rihoux,Benoit and Ragin,Charles C., 2009, *Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques*, SAGE. (= 2016, 石田淳・齋藤圭介監訳, 根岸弓・姫野宏輔・横山麻衣・脇田彩訳, 『質的比較分析（QCA）と関連手法入門』晃洋書房.)
- 作田勉, 1980, 「嬰児殺の研究——現状, 分類, 対策, 母性心理, 他——」『犯罪学雑誌』46(2), 37-48.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2018, 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第14次報告』厚生労働省.
- Spinelli,M.G., 2002, Neonaticide: A systematic investigation of 17 cases. Spinelli,M.G. ed., *Infanticide: psychosocial and legal perspectives on mothers who kill*, American Psychiatric Publishing, 105-118.
- 田口寿子, 2007, 「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策——96例の分析から」『精神神経学雑誌』109(2), 110-127.
- 田口寿子, 2018, 「母親による嬰児殺について」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』, 子どもの虹情報研修センター, 191-193.
- 内山絢子・小長井賀與・安部哲夫, 1983, 「女性による新生児殺の研究」『犯罪社会学研究』8, 172-186.
- 植松正, 1951, 「嬰児殺に関する犯罪學的研究」『刑法の理論と現実2』有斐閣, 183-231.
- 上野昌江, 2018, 「平成27-28年度嬰児殺研究」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 185-190.

図表 II-4. 本報告書の研究 1・研究 2・補論で対象とする事例一覧（筆者作成）

事例	年齢	職業	子どもの数 （数字は出生順位 白丸：生存 黒丸：殺害・遺棄 取消線：中絶・流産）	父 (生物学的)	父(生物学的)は母をどのような存在として見ていたか	研究 1	研究 2	補論			
1	母：31	無職	子ども①（第1子） 子ども②（第2子） 子ども③（第3子） 子ども④（遺棄）	父 A	配偶者（法律婚の相手）	●	●				
2	母：27	雑貨店パート従業員	子ども①（第1子） 子ども②（流産） 子ども③（遺棄）	父 A	配偶者（法律婚の相手）	●	●				
3	母：25	保育士	子ども①（殺害・遺棄）	父 A	セックスフレンド（父 A の証言）	●	●	●			
4	母：28	飲食店パート従業員、コンパニオン	子ども①（第1子）	父 A	婚約者						
			子ども②（中絶）	父 B	配偶者（法律婚の相手）						
			子ども③（第2子）								
			子ども④（中絶）								
			子ども⑤（第3子）								
			子ども⑥（事故・窒息死）	父 C	セックスフレンド（父 C の証言）						
			子ども⑦（遺棄）								
5	母：43	風俗店従業員	子ども①（第1子）	父 A	配偶者（法律婚の相手）						
			子ども②（死産・遺棄）	父 B	買春相手（公判情報）						
			子ども③（殺害・遺棄）	父 C	買春相手（公判情報）						
			子ども④（殺害・遺棄）	父 D	買春相手（公判情報）						
			子ども⑤（殺害・遺棄）	父 E	買春相手（公判情報）						
			子ども⑥（流産）	父 F	買春相手（公判情報）						
			子ども⑦（流産）	父 G	買春相手（公判情報）						
			子ども⑧（殺害・遺棄）	父 H	買春相手（公判情報）						
A	母：30	風俗店で働きながら各地を転々	子ども①（第1子）	父 A	配偶者（法律婚の相手）						
			子ども②（殺害・遺棄）	父 B	恋人（報告書情報）						
B	母：22	風俗店従業員	子ども④（中絶）	父 A	不明*						
			子ども②（殺害・遺棄）	父 B	恋人（報告書情報）						
C	母：20	風俗店従業員	子ども①（遺棄）	父 A	恋人／買春相手**	●					
D	母：34	会社員	子ども①（第1子）	父 A	配偶者（法律婚の相手）						
			子ども②（第2子）								
			子ども③（第3子）								
			子ども④（遺棄）	父 B	ワンナイトスタンド***（報告書情報）						
			子ども⑤（遺棄）	父 C	ワンナイトスタンド***（報告書情報）						

* 父 A に関する情報は確認できず。

** 事例 C は父（生物学的）が同居パートナーであるか買春者であるかの情報なし。

*** 「ワンナイトスタンド」とは、一夜限りの関係のことをいう。事例 D におけるワンナイトスタンドは金銭の授受なし。

III. 分析

1. 新生児殺はいかなる社会的・経済的条件のもとで発生するのか

根岸 弓

(1) 本節の目的

1) 目的

本節の目的は、先行研究で報告された新生児殺の諸条件が近年の事例にも該当するかを検証し、新生児殺をひきおこす条件の組み合わせを検討することにある。

2) 先行研究の検討

①先行研究

新生児殺を犯した加害者の社会的・経済的背景については、これまで多くの指摘がなされてきた。

古くから指摘してきたものの1つが、経済的困窮である（例えば、植松 1951；作田 1980；内山ら 1983；田口 2007, 2018, 専門委員会 2010, 2011, 2014；水主川 2018 など）。典型的には、養育費の目途が立たないなかで、人工妊娠中絶（以下、中絶）の費用も工面できず、出生直後に殺害してしまうものとして報告されている。なお、加害者が既婚の場合には、既にいく人かの子どもがいることが多いとされる（作田 1980；内山ら 1983）。近年では、世帯の経済的責任の過剰な負荷が加害者を精神的に追い詰める可能性に着目し、世帯の経済的支柱を担う者が加害者であることにも注目がなされている（専門委員会 2014）。

同様に、世間体への拘泥も古くから指摘されている（作田 1980；内山ら 1983；田間 2000）。未婚や既婚者の私通など婚姻外で妊娠した場合に、「世間体が悪い」との理由から新生児殺に至るというものである。戦前の中絶および新生児殺の判例を分析対象に、墮胎罪（非殺人）と殺人（非墮胎）の線引きに関する政治性に迫った田間（2000）は、中絶や新生児殺を行った理由として最も多く言及されたものが世間体であったと報告する（田間 2000：203）。ここから、「人々にとって何よりも『世間』が大きな圧力となって〔中絶や新生児殺が起きて〕いたことが推察される」とし、「『世間』体は一つの有力な社会規範として人びとが行動を正当化するのに用いられ得たということ」だと考察する¹（田間 2000：203、〔 〕内引用者加筆、以下同）。

また、妊娠の秘匿、あるいは妊娠の事実を誰にも言えなかつたとする状況は、新生児殺特有の現象といわれる（作田 1980；内山ら 1983；田口 2007；専門委員会 2010, 2011；水

¹ ただし、「世間体」を理由とする新生児殺は、いうまでもなく近代法のもとでは許容されないものであり、ここには、人々が強制力を感じ、正当化に用いられ得た「世間」という規範と、刑法の適用する規範との間に距離のあることが見てとれる、とも田間は述べている（田間 2000：204）。

主川 2018；上野 2018）。先行研究で度々指摘される妊婦健診の未受診や母子手帳未発行などの特徴は、妊娠の秘匿による結果と理解できる。妊娠が秘匿される背景には、婚姻外妊娠といった世間体への配慮があるとの指摘もあるが（専門委員会 2011；水主川 2018）、新生児殺 5 事例を丹念に検討した上野は、ここに加害者の妊娠に否定的反応を示す同居家族の存在を指摘する（上野 2018：188）。つまり、加害者の妊娠前に、同居する家族から妊娠に対する何らかの否定的反応が示されていると、加害者は妊娠の事実を秘匿するようになり、援助を求めることができなくなるのではないか、というのである。上野の指摘は、本来サポート関係が期待される同居家族の存在が、ある場合には母を追い詰めるリスクになりうるとの指摘であり、「家族は構成員を互いにサポートするもの」という近代家族の前提に一石を投じるものである。また、こうした家族が「同居している」ことがリスクであるならば、同居や近居によって、母の生活や子どもの養育に対する物理的サポートの面でも期待される家族が、実は新生児殺のリスクになりうるとの指摘にもなり、家族の物理的な側面での福祉的役割に関する認識の転換が迫られる可能性もある。

家族を含めたサポート関係については、上野による上記の指摘の他、夫が家庭内のこと無関心であったり、母が家族以外に頼れる人がないような状況から、加害者となった母が絶対的な孤立（家庭内外、双方からの孤立）におかれていたとの指摘もみられる（内山ら 1983：176；専門委員会 2011：17）。内山は、こうした母の状況が新生児殺の遠因となると述べる（内山 1983：17）。

加えて、近年注目されるようになってきたものに、「望まない妊娠」と関係機関（公的機関）との接触の無さがある（専門委員会 2011 など）。新生児殺と 0 か月児殺に共通して、「望まない妊娠」は多くみられ、関係機関との接触はあまりみられない傾向にあるとされる（専門委員会 2011：38, 43；専門委員会 2017：235, 237）。この他、理由は定かではないが、「母が有職である」（田口 2008 など）ことも、新生児殺を犯した加害者の社会的地位として指摘されている。これは他の虐待死とは異なる特徴である。

あるいは、新生児殺には、加害者の特性別に 2 つの大きな類型があるとの指摘もある。作田（1980）は、1977 年に発覚した嬰児殺 77 例（うち新生児殺 53 例）を対象に、加害者や被害児の社会経済的地位や属性、および父との関係を含む母の妊娠・殺害に至る経路を調べた。その結果、新生児殺は「アノミー型（無規範型）」と「間引き型」に類型化できるとして、各類型に共通する背景を指摘した。まず、「アノミー型」に分類される事例では、加害者となった母は、未婚・既婚のいずれであっても、相手の男性と知り合って半年以内に婚外交渉によって妊娠し（「アノミー型」の 90% が該当）、出産時には 91% が別れていて、パートナーからのサポートが得られない状況にあった。また、75% は、妊娠の事実を自分以外の誰にも話していないかった（作田 1980：43）。相対的に学歴は高いが、中絶のための費用が捻出できなかったり、中絶の決断が遅れたりすることで中絶の機会を逸し、世間体への配慮から新生児殺に至っているという（ibid：41）。一方、「間引き型」の事例では、加害者は既婚であり、子どもは嫡出子であるが、既にいく人かの子どもがいるため、経済的

困窮から養育ができないと考え、中絶費用も用意できずに新生児殺に至るという。そうした状況下で子どもを妊娠するのは、避妊に対する知識が欠如しているためであり、相対的に学歴が低く、社会経済的地位も低い (*ibid* : 42-43)。新生児殺全体の特徴としては、出産前に殺害を決めていることが多く産着などの準備をしていないこと、母性愛が希薄であること²、および男性の無責任さがあげられている (*ibid* : 46)。

なお、本文中に言及はないが、加害者の精神科診断の結果について、他の乳幼児殺では72%に「異常あり」の診断があるものの、新生児殺はいずれの類型においても「異常あり」は0%となっている (*ibid* : 42、表V)。加害者に精神疾患がみられないことは、他の先行研究においても新生児殺の特徴として指摘されている（例えば、福島 1977；作田 1980；田口 2007）。

作田と同時期に発表された内山ら（1983）は、被害児の属性（嫡出子／非嫡出子）から新生児殺を類型化して分析を行っている。その結果、作田と同様に非嫡出子の場合には世間体の悪さが、嫡出子の場合には経済的困窮が、新生児殺の背景として導出された（内山ら 1983 : 177）。

②先行研究の限界と本研究の目的

先行研究において、新生児殺が起きた社会経済的要因は単独で指摘されることは少なく、いくつかの要因が並列して指摘されている。例えば、田口（2007）では、加害者である母親は、未婚で経済問題のある者が多く、精神障害がほとんどないこと、被害児は婚外子が多いこと、犯行理由は出産を望まなかつたためであり、間引き型も4割強（41.6%）みられるとしている（田口 2007 : 118）。

Mill を引くまでもなく、社会に生起する現象には原因・要因の複雑性が観察される（Mill 1843 : 452 = 1949 : 298）。また、これらの現象は、異なる原因の組合せによって、同じ結果を生じさせることがある（Rihoux and Ragin 2009 = 2016 : 18-19）。作田（1980）や内山ら（1983）、田口（2007）では、背景となる加害者の社会経済的要因の組み合せや、異なる原因条件の組み合わせの存在に目配りされているが、あげられた全ての要因が必要であるのか、あるいは、ある特定の背景の組み合わせ（単独である場合を含む）で当該事象が生起するのか等については、十分に焦点化されているとはいえない。また、他の文献で指摘されている他の要因がどのように関与するのかについては、明らかでない。

また、手続き上の問題として、新生児殺の背景となる社会的・経済的要因を対象事例から導出する過程が、十分に透明性を確保できているとはいえない点がある。先行研究で対象とされた事例について、上野（2018）と水主川（2018）を除き、いずれの研究においても詳細は明らかにされていない。婚姻上の地位や年齢等は問題ないが、「対人問題あり」（田口 2007）や「出産前に殺害を決めていることが多〔い〕」（作田 1980）と記述される具体的根拠は明記されていないため、事例に流れる文脈の理解や再検証の機会が制限される限界がある。

² ただし、母性愛が強いと考えられる例もあるとの言及もある（作田 1980 : 46）。

最後に、先行研究の多くは 1980 年代に行われ、2000 年以降の研究はごくわずかである限界もある。現在の新生児殺においてもなお、先行研究の知見が生きているのかを検証する必要がある。

(2) 方法

1) 分析方法

新生児殺の事例が内包する要因の複雑性の余地を残し、かつ、その因果についていくらかの簡略的な仮説を提示する方法として、本研究では multi-value QCA（以下、mvQCA）を採用する。mvQCA は、多元結合因果（multiple conjunctural causation）³を念頭におく配置構成的比較法（Configurational Comparative Methods: CCM）⁴の 1 つであり、小規模の事例数（10 程度まで）だけでなく中範囲の事例数（10 から 100 程度）にも対応可能な方法である（Rihoux and Ragin = 2016:15, 18-20）⁵。その演算はブール代数をベースとする。CCM では、ある事象が生起した／しなかったことを「結果（outcome）」といい、当該事象の背景・要因等を「条件（condition）」という。また、ある結果・条件が「存在する」場合を「1」（条件の場合には、「1」・「2」・「3」・・・）、「存在しない」場合を「0」と表記する。以下の分析では、この用法に則り記述する。

2) 分析対象・結果の設定

本節の分析対象は、(i) 「H27・28 年度嬰児殺研究」で収集した新生児殺 5 事例（事例 1 から事例 5）、および (ii) 2008 年度から 2018 年 7 月 1 日現在までの間に発表された地方自治体による死亡事例検証報告書から確認できた 8 事例のうち、情報量が極端に少ない事例、知的障害により自身の妊娠に気づかず新生児が死亡に至った事例、自宅出産後に病院へ搬送するなど作為・不作為によらず明らかに殺害の意図がないと思われる事例を除く 4 事例（事例 A から事例 D）、計 9 事例である。

なお、先行研究においては、加害者が未成年である場合に、特別な背景のあることが指摘されている（例えば、近藤 2008）。しかし、本研究において、未成年者による新生児殺は地方自治体による検証報告で報告された 1 事例しか収集できなかった。そのため、偏りを考慮し、分析から除外した。

また、CCM においては、通常「ある事象が生起した」等のポジティブな結果を持つ事例と、「ある事象が生起しない」等のネガティブな結果を持つ事例の両方を含んでいることが望ましいとされる（Rihoux and Ragin = 2016 : 38）。しかし、本稿においては、事例収集の

³ 多元結合因果とは、異なる要因の組み合わせが同じ結果を生む可能性を考慮に入る、因果関係の概念である（Rihoux and Ragin = 2016 : 18-19）。

⁴ CCM は、crisp-set QCA（csQCA）、multi-value QCA（mvQCA）、fuzzy-set QCA（fsQCA）、MSDO/MDSO（most similar but different outcome / most different but similar outcome）の 4 つの手法から構成される。詳細は、石田敦・齋藤圭介監訳（2016）『質的比較分析（QCA）と関連手法入門』を参照のこと。

⁵ 本研究の分析対象は 9 事例だが、CCM は中範囲および大規模の事例数にも応用できるため、さらに分析対象の事例数を加えることも可能である。

制約上、新生児殺が「生起した」事例 (Outcome = 1) のみ扱う。「生起しない」事例 (Outcome = 0) との比較分析については、別稿で論じたい。

3) 条件の選定

次に、本研究で検証する条件（新生児殺が起こる要因）を選定する。先行研究から得られた条件は、以下の 15 項目である（図表Ⅲ-1-1）。すなわち、①年齢、②有職（専業主婦が少ない）、③経済的困窮、④加害者が世帯の経済的な支柱、⑤婚姻上の地位（未婚／既婚）、⑥子の地位（婚姻外妊娠）、⑦妊娠に否定的な同居家族、⑧サポートを期待できない生殖パートナー、⑨世間体の悪さ、⑩相談先に関する知識の有無、⑪関係機関との接触の有無、⑫加害者の家族内外における絶対的孤立、⑬妊娠の秘匿、⑭学歴、⑮精神障害なし、である。

図表Ⅲ-1-1. 先行研究で得られた条件（筆者作成）

No.	条件内容	出典
①	年齢	福島（1977）、内山ら（1983）、専門委員会（2010, 2011）
②	有職（専業主婦が少ない）	田口（2007）
③	経済的困窮	植松（1951）、作田（1980）、内山ら（1983）、田口（2007）、水主川（2018）、専門委員会（2010, 2011, 2014）
④	加害者が世帯の経済的な支柱	専門委員会（2014）
⑤	婚姻上の地位（未婚／既婚）	福島（1977）、作田（1980）、田口（2007）、専門委員会（2010, 2011）
⑥	婚姻外妊娠	福島（1977）、作田（1980）、田口（2007）、専門委員会（2011）
⑦	妊娠に否定的な同居家族	上野（2018）
⑧	サポートを期待できない生殖パートナー	作田（1980）、内山ら（1983）
⑨	世間体の悪さ	作田（1980）、内山ら（1983）、田間（2000）
⑩	相談先についての知識の有無	専門委員会（2011）
⑪	関係機関との接触の有無	専門委員会（2011）
⑫	加害者の絶対的孤立	内山ら（1986）、専門委員会（2011）
⑬	妊娠の秘匿	作田（1980）、内山ら（1983）、田口（2007）、専門委員会（2011）、水主川（2018）、上野（2018）
⑭	学歴	作田（1980） 内山ら（1983）
⑮	精神障害なし	福島（1977）、作田（1980）、田口（2007）、専門委員会（2011）

このうち、「⑫加害者の家族内外における絶対的孤立」は、これを満たす基準が十分に明確とはいはず、議論が求められる。同居家族・親族の無関心、および友人・近隣住民との付き合いも全くない状態が客観的証拠によって証明されれば「⑫加害者の家族内外における絶対的孤立」が満たされるのか、あるいは、加害者が「関心を寄せてくれる人が一人もない」と訴えれば足りるのか、先行研究でははつきりしない。そのため、本研究の分析

からは除外する。

また、「⑬妊娠の秘匿」は、妊娠を秘匿しなければならないと思わせる要因が必要となるため、条件になりえない。そのため、分析から除外する。

「⑭学歴」は、先行研究において評価が分かれる項目である（相対的に高いグループと相対的に低いグループがあるとする作田と、中卒が最頻値であり学歴は低いと結論づける内山ら）。本研究ではこれを検証する目的で、中卒であるか否かを条件に加えることも可能だが、情報を確認できなかった1事例を除き、分析対象者に中卒者はいなかった。そのため、条件として成立しえないことから、本研究では除外する。

最後に、「⑮精神障害なし」は、事件前後に精神科医による診断を全ての加害者が受けているわけではなく、診断を受けていないが精神疾患に罹患している場合のあることを考慮し、今回の分析からは除外する。

以上より、本研究で設定する条件は11とする。

4) 2値の割り当てと真理表

① 9事例の生データ

はじめに、9事例の11条件に関する生データを示す（図表III-1-2～図表III-1-5）。本データは、「H27・28年度嬰児殺研究」で収集した公判傍聴資料、地方自治体の死亡事例検証報告書（以下、検証報告書）と新聞報道によるものである。なお、上記資料から確認できなかった情報については、当該事例を報告した自治体の協力を得て、新たに収集した。

全9事例の概要は以下のとおりである。下記概要において、公判で聞かれた発言や検証報告書に記載の内容は「　」で示すが、検証報告書からの引用は、当該事例の特定につながることに配慮し、倫理的理由から出典を明記しない。

事例1は、3世代同居で3人の子どもがいる夫婦の第4子が死亡した事例である。経済的に困窮しており、体調の優れない父方祖母が近隣住民に対し「あの家は子どもばかり産んで」と話していたことから、母は、同居の父方祖父母に妊娠・出産への否定的感情を見ていた。また、反対を押し切っての結婚であり、実家を頼ることもできなかった。母は単独で自宅出産し、出生直後に死亡した本児を一人で先祖の墓前に埋めた。

事例2は、父母と本児のきょうだい、および母方祖父母と母方伯父が同居する世帯で、第2子が死亡した事例である。父母の経済的困窮から母方祖父母らと同居することになり、祖父母から、第2子を妊娠したら家を出もらうと言われているなかで妊娠した。母は妊娠を打ち明けられないまま自宅出産となり、生まれた本児が死亡に至ったケースである。なお、本児の死因は鼻口閉塞による窒息死であり、訪問した親戚が押入れから偶然に死体を発見したことで事件が発覚した。

事例3は、保育士として働く女性が初産の子を殺害した事例である。母は祖父母（母の両親）と同居し、未婚であった。本児の生物学的父は、妻子がいることを隠して母と性交渉をもち、母の妊娠後、これを面倒に思い、母からの連絡を一切無視するようになった。

母は父の反応がないことから中絶を決断できず、「妊娠したと言えば両親を悲しませる」、「勤務先に妊娠が知られればクビになるかもしれない」と思って妊娠を秘匿し、出生直後の殺害に至った。

事例 4 は、自宅から 2 人の乳児の遺体が発見された事例である。母には既に子どもが 3 人おり、祖母と叔父・叔母（母の母親と弟妹）との計 6 人で生活していた。祖母は、母が働く間、母の 3 人の子どもたち（祖母からみて孫）の面倒を見る名目で子守料を徴収し、この子どもたちの児童手当・児童扶養手当も管理していた。母は経済的に困窮し、複数の男性と交際するなかで被害児を妊娠、1 人は死亡（出生時の生死不明）、1 人を殺害した。

事例 5 は、自宅の庭から 5 人の乳児の遺体が発見された事例である。母は、祖父と叔父（母の父と弟）、および長男の 4 人で暮らしていたが、その日の生活費を欠くほどの経済的困窮状態にあった。生活費を工面するために売春を始め、1 人を死産、4 人を殺害して自宅敷地内に埋めた。母が売春を続けた理由は「家族 4 人が一緒に暮らすため」であり、売春は「苦しかった」。母が長男の妊娠を祖父に伝えた際、「悲しそうというか、つらそうに見えた」ために、母はその後の妊娠を打ち明けることも、また、生まれた子を育てたいと思った気持ちを口にすることもできなかった。

事例 A は、長男を連れて各地を転々としていた母が、ホテルで第 2 子を出産し、ビニール袋に入れて窒息死させた事例である。母は中学 1 年のときに自らが養子であることを知り、「養父母も他人だと思うようになり、ずっと自分は一人なんだと思って生きてきた」。既婚ではあったが、結婚 10 か月後から母は自宅を出、携帯サイトで自分と長男の面倒を見てくれる人を探しながら、事件発生までの 3 年 5 か月間、転々とした生活を送っていた。

事例 B は、第 1 子を自宅に隣接する畑で出産し、ハサミで殺害したのち、駅トイレ内のごみ箱に遺棄した事例である。母は、祖父と伯父（母の父と兄）と 3 人で暮らしていたが、19 歳のときに中絶し、そのときの経験から、祖父と育ての親である曾祖母には被害児の妊娠を気づかれてたくないと思っていた。世帯は経済的には困窮しておらず、「妊娠に気づくのが遅れて中絶できなかったが、自分の時間とお金を奪われたくなかったから殺害した」というケースである。

事例 C は、自宅出産した第 1 子の遺体を生活ごみの入ったごみ袋に入れ、海岸で燃やした事例である。母は交際相手と同居していたが、経済的に困窮しており、交際相手に内密で性風俗店に勤務していた。「同居男性に妊娠を知られて嫌われたくなかった」との理由から、出産後間もなく亡くなった本児の遺体を燃やした。

最後に、事例 D は、夫と 3 人の子どもたちと暮らす母が、他の男性の子どもを妊娠し、自宅出産のうちに 1 人の遺体を自宅倉庫に、別の 1 人の遺体を雑木林に遺棄した事例である。世帯の経済状態はぎりぎりで、第 3 子出産後、母は虚しさを感じるようになったが、これを父が受け止めることはなく、母は他の男性と会うようになった。なお、1 人は自宅出産翌日に死亡し、もう 1 人については殺人の認否は保留され、嫌疑不十分で不起訴となつた。

図表III-1-2. 9 事例の11条件に関する生データ(条件①-条件⑥) (筆者作成)

事例 No.	①加害者の犯行時の年齢	②有職 (事件当時の職業)	③経済的困窮	④世帯の経済的支柱	⑤婚姻上の地位	⑥婚姻外妊娠 (生殖パートナー)
事例 1	母：31	無職	・母「経済的に苦しい」「出産費用を準備できるのか不安だった」 ・父「経済的に厳しい」	父	既婚 (有配偶)	婚姻内妊娠 (配偶者)
事例 2	母：27	雑貨店パート従業員	・保育園入園のためサラ金から借金 ・生活費、出産費用にも困窮	母方祖父母 母方伯父	既婚 (有配偶)	婚姻内妊娠 (配偶者)
事例 3	母：25	保育士	・母「お金には苦労していません。祖父が私に車を買ってくれたこともあった」「私の給料はそのまま手に残ることもあった」	祖父	未婚	婚姻外妊娠 (特定のパートナー)
事例 4	母：28	飲食店パート従業員 コンパニオン	・児童扶養手当、児童手当受給 ・生活保護基準の半分以下の所得 ・同居の祖母に支払う子守料：時間あたり1,000円、コンパニオンの仕事に1回行く度に7,000円の子守料が発生していた。 ・各種手当が給付される通帳は祖母の管理であり、母は当該手当の金額を把握できていなかった。 ・母は祖母に月5万円入れ、コンパニオンの給料は全て祖母に渡していた。	母	既婚 (離別)	婚姻外妊娠 (特定のパートナーではない)
事例 5	母：43	風俗店従業員 売春	・児童扶養手当、児童手当受給 ・同居の祖父は勤務先倒産のため6年間無職で無収入、62歳から年金受給 ・同居の叔父は月2-3万円を世帯に入れていた。	母	既婚 (離別)	婚姻外妊娠 (特定のパートナーではない)
事例 A	母：30	風俗店で働きながら各地を転々	・携帯電話サイトで母と長男の世話をしてくれる相手を探しながら、各地を転々	母	既婚 (別居) (同居10か月、別居3年5か月)	婚姻外妊娠 (特定のパートナーではない)
事例 B	母：22	風俗店従業員	・経済的困窮なし（過去に祖父に借金を払ってもらったことがあり、これまで度々祖父に助けてもらつた経験から、「今回も助けてくれるだろうと思っていた。」） ・母「家は経済的に困っていない」	祖父	未婚	婚姻外妊娠 (不明)*
事例 C	母：20	風俗店従業員	・アパート代、電話料金の支払いに滞納あり	母パートナー	未婚	婚姻外妊娠 (不明)**
事例 D	母：34	会社員	・母「生活は苦しい。ぎりぎりか赤字。食費を節約する等していた」	父	既婚 (有配偶)	婚姻外妊娠 (配偶者ではない)

注：図表III-1-2～図表III-1-5の表中「」内は本人の発言による。発言の強度や趣旨を損なわない範囲で一部に要約・修正を加えている。

* 逮捕後に鑑定が行われ、被害児の父は同居男性であることが判明した。事件発生時点では本児の父（加害者の生殖パートナー）が誰であるか不明であったため、本表では「不明」とした。

** 同居するパートナーはいるが、死亡した本児の父が同居パートナーであるか買春者であるか明らかでないため、本表では「不明」とした。

図表III-1-3. 9事例の11条件に関する生データ(条件⑦) (筆者作成)

事例 No.	事件当時の同居家族(参考)	⑦妊娠に否定的な同居家族 (妊娠に対する同居家族の認識・態度、母の同居家族に対する認識)
事例 1	父方祖父 父方祖母 父 姉 (7) 兄 (5) 姉 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・母「父方祖父母（母からみて義父母）に育児は頼めなかった」「祖母は体調不良であり、『孫は良い子だけど、私は疲れる』と言われ、負担をかけていると思っていた」「実家の家族は結婚に反対で、父や父方家族の愚痴が言えなかつた」 ・母「近隣住民について『あそこは子どもばかり作って』と言っているのを聞いて、自分もそういう人なんだと思った」「第3子のときも、妊娠を伝えれば産んでよいと言つてもらえた。だから、本児も、妊娠を伝えれば、義母も夫も『産んでいいよ』と言うとは思つていたが、体調面や金銭面を考えれば、実際『なんでまた子どもなんて』と内心思つてゐるのではないかと思った。本音と建て前は違うのではないかと思うようになつてゐた。それで妊娠を言い出すことができなかつた」
事例 2	母方祖父 母方祖母 伯父 父 兄 (8)	<ul style="list-style-type: none"> ・母「父には妊娠がわかつた時点で報告していた。しかし、4か月後に父のいる前で祖母から妊娠事実を確認され、とっさに流産したと嘘をついた」「家族に良く思われたい、嫌われたくないという思いから、出産の事実を誰にも言えなかつた」 ・母方祖父「娘夫婦に経済的に自立するよう何度か言った」「娘（本児の母）から経済的に苦しい旨を聞いたことはない。こちらから尋ねることもなかつた」「事件前、娘夫婦との間で、経済的に苦しいことに関する話題にはあえて触れなかつた」「経済的に自立できない間は2人目を作らないよう、妻（祖母）とともに意見していた」
事例 3	祖父 祖母	<ul style="list-style-type: none"> ・母「親は真面目で、未婚での妊娠を知れば悲しむと思い、相談できなかつた」 ・祖母「事件翌日に病院で娘（本児の母）が性交渉を持ったことがあることを知り、驚いた」「何度か付き合っている人はいないかと聞いたことはある。交際男性ができても、それはそれでよいと思っており、結婚して、子どもでもできてくれればよいと思っていた」 ・祖母「妊娠には気づかなかつた。出産当日は顔色が悪いこと、普段と異なり夕方に風呂に入ったことをおかしいなとは思ったが、深くは尋ねなかつた」
事例 4	祖母 (50) 叔父 (15) 叔母 (11) 姉 (11) 兄 (6) 兄 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・母「初めて妊娠したのと同じ頃、祖母（母の母）が出産した。出産したばかりで大変だと思ったから、自分の妊娠を打ち明けることができなかつた」「祖母も家族も金銭的に余裕がなく、妊娠について相談したら困らせると思った」「病気で亡くなった子の葬儀や埋葬についても、誰に相談してよいかわからず、相談できなかつた」「殺害した2人目の子を自宅出産したときには、妊娠がばれちゃつてもいいというか、ばれちゃつたほうがいいというか、思つていた」 ・祖母「出産時、母のうめき声を聞いたので声をかけたが、大丈夫だと言うのでそのまま寝た。生まれたら生まれたと言つてくると思い、声をかけたり確認はしていない」「母の在宅時は、母が病気でも母と孫の食事は準備しない。自分の家族の面倒は自分でみるもの」 <p>※ 妊娠に対し同居家族が否定的態度をとった旨の発言記録なし。ただし、母のきょうだいから妊娠について何度も尋ねられ、母は「太っただけ」と言い張つて妊娠を秘匿し続けた。秘匿した理由については、一貫して「相談してもどうしようもないと思って相談しなかつた」とだけ答えている。</p>
事例 5	祖父 叔父 兄（中学生）	<ul style="list-style-type: none"> ・母「長男の妊娠を祖父に伝えたとき、悲しそうというか、つらそうに見えた」「これまで自分が生計を支えていたため、祖父や叔父が収入を得るようになつても、家に入れるよう言えなかつた」 ・祖父「娘（本児の母）が高校生のとき妻（本児の祖母）の死亡とともに自宅（祖父宅）へ来た。當時もあり話をしなかつた。結婚後夫婦で同居せず、娘とその子は自分と同居することになつたが、理由は聞いていない」「家計は娘に任せきりでどうなつてゐるか確認していない。娘がバイトで支えていると思っていたが、勤務先はスナックか飲み屋だと思っていた」「娘の妊娠には気づかなかつた。一度だけお腹が大きいように思つたことはあったが、本人には確認していない」「同居しながら、会話はほとんどない」
事例 A	兄 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・母「中学1年のときに自分が養子だと知つてから養父母も他人と思うようになり、誰にも悩みを話せなくなつた。ずっと自分は一人だと思って生きてきた」 <p>※ 妊娠に対する否定的態度に関する情報なし。</p>
事例 B	祖父 (54) 伯父 (23)	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父には、妊娠が知られると叱られる。 ・母は以前に1度中絶経験あり。中絶手術には曾祖母（母の父方祖母）が付き添う。このときの経験から、祖父と曾祖母は、妊娠を気づかれない存在として、母に認識されていた。 ・祖父「仕事が忙しく、母の養育を曾祖母（母の祖母）に任せきりで、母の今回の妊娠および19歳時の妊娠にも気づかなかつた。19歳時の妊娠の際には中絶に至つたが、中絶の付き添いも曾祖母に任せた」 ・母は祖父や曾祖母と愛着関係を結べておらず、伯母伯父とも幼少期から折り合いが悪かつた。
事例 C	パートナー (23)	※ 妊娠に対する否定的態度に関する情報なし。
事例 D	父 (33) [*] 姉 (8) 姉 (6) 姉 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・母「三女出産後、『空しい』『生活から逃げたい』と思っていた。夫にもっと子どもの話を聞いてほしかつた」 ・母は初めて死なせた子どもの妊娠時、ママ友や会社の同僚には相談したが、夫や家族には相談していない。理由は、「迷惑をかけたくない」「離婚して子どもと離れるのが嫌だった」。 ・2番目に死なせた子どもの妊娠は誰にも話していない。「知られてはいけない」一心だった。 <p>※同居家族の妊娠に対する否定的言動に関する報告なし。</p>

* 母の夫だが、死亡した子の生物学的父ではない。

図表III-1-4. 9事例の11条件に関する生データ(条件⑧) (筆者作成)

事例 No.	⑧サポートを期待できない生殖パートナー (中絶・出産・養育に対する生殖パートナーの認識・態度、生殖パートナーのサポートに関する母の認識)
事例 1	<ul style="list-style-type: none"> 母「夫の収入だけで暮らしていたので、その収入だけでは4人目が生まれれば苦しくなると思っていた」「亡くなつた後誰にも言えず墓地に埋めたのは、『元気な赤ちゃんが生まれた』のであれば良かったのかかもしれないが、冷たくなつた赤ちゃんを見せることができなかつたから」 子ども①(第1子)・子ども②(第2子)・子ども③(第3子)・子ども④(遺棄)の父「母の妊娠には、妊娠8か月頃から気づいてはいたが、自分から何か言うことはなかつた。なぜなら、既に3回出産しており、妊娠・出産の危険性は母が自分で理解していると思っていたから、何かあれば母から言ってくると思っていた。言ってこないのは何か理由があると思い、それを聞くのが怖かつたため、こちらから尋ねることもしなかつた」
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> 母「経済的困窮について父には相談できなかつた。お金の管理は自分がしており、困窮は自分のせいなので父に相談しても無駄だと思っていた」 母は経済的困窮から、パート就労のほか、家族に内密で父の不倫相手から慰謝料をとり、また窃盗を重ねていた 子ども①(第1子)・子ども②(流産)・子ども③(遺棄)の父「長男の出生(母の勤務先倉庫で出産)について、あまり気にていなかつた」「2人目を控えなければならない気持ちもありはしたが、つきつめて考えてはいなかつた」 父は本児は流産したと聞き、これを「信じていた」と証言したが、分娩中、父が部屋をのぞいていたとの報告あり。弁護士「分娩中の部屋をのぞいていたとあるが、奥さんの様子がおかしいと感じなかつたか?」父「そんなに大きく変わつたことはなかつた」
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> 母「パートナーから『付き合ってほしい』と言われ、性交渉をもつた。避妊具をつけてほしいと言つたが、『大丈夫』と言つたり不機嫌になるなどしてつけてくれず、徐々に態度がきつくなり、自分が悪いことをしているような気持ちになつて、要求しなくなつた」「パートナーの気持ちを何回か確認したが、はぐらかされた」 母「妊娠したかもしれないと何度も父に連絡し、電話もしたが反応はなかつた。もし連絡が取れたら父が『結婚してほしい』と言ってくるかもしれない、そのときは結婚しようと思っていた。また、中絶してほしいと言われたらそうしていた」 子ども①(殺害・遺棄)の父：「母はセックスフレンドの一人。初めは遊びがばれないよう母が生理でセックスができないときも会つていたが、『生理がこない』との連絡が何度か入り、面倒くさいやつだと思って無視した」
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> 母「中絶を考えていたが、予想以上に金額が大きくパートナーに相談できなかつた」 子ども①(第1子)の父：母とけんか別れになり、乳児だった長女を連れて帰ろうとするが途中で泣かれ、母に返して後音信不通。 子ども②(中絶)・子ども③(第2子)・子ども④(中絶)・子ども⑤(第3子)・子ども⑥(事故・窒息死)の父：結婚するも無収入で家にお金を入れず離婚。DVあり、あばらを折られ警察介入もあつた。 子ども⑦(遺棄)の父「彼女に恋愛感情はなく、会つたらセックスするという都合の良い関係だつた。彼女から避妊薬を飲んでいるから大丈夫と言われ、避妊具をつげずに膣内に射精していた」「もし子どもができたと言われていたら、生まれても育てることができないので、お金を出して中絶を選択していたと思う」 子ども⑧(殺害・遺棄)の父「子どもがなつき始めており、結婚してもよいかなと思ったりしていた」「彼女が逮捕されたばかりの頃は、彼女のためにできることができればしてあげたいと思っていた。しかし、自分を育ててくれた家族を悲しませたくないと思うようになり、今は正直、彼女とは距離をおきたいと思っている」
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> 母「避妊をしないほうは数千円多くもらえたり、お客様が喜んだりしたので、避妊はしなかつた。見ず知らずの男性と関係を持つのは苦しかつた」 弁護士「お客様はあなたの苦しみを理解してくれたか」母「理解してくれなかつた。お金を払つているからといって、物のように扱われたり、ひどいことを言われたりした」
事例 A	<ul style="list-style-type: none"> 母は本児の父にはつきりと支援を求めるような相談をしていない。 子ども②(殺害・遺棄)の父：年齢不詳。本児の妊娠3か月前から同居、妊娠2か月で別居(母が家を出る) 母の配偶者は本児の兄出産直前に同居、出産1週間後に結婚、10か月後に別居(母が家を出る)
事例 B	<ul style="list-style-type: none"> 母は同居家族にもパートナーにも誰にも妊娠の事実を話していない。 パートナー「彼女の妊娠に気づかなかつた」
事例 C	母は勤務先について同居するパートナーには伝えていなかつた。「知られれば嫌われる、軽蔑されると思った」
事例 D	※ 生殖パートナーに関する情報なし。

図表Ⅲ-1-5. 9事例の11条件に関する生データ(条件⑨-条件⑪) (筆者作成)

事例 No.	⑨世間体の悪さ	⑩相談先の知識	⑪事件当時の関係機関との接触
事例 1	言及みられず*	言及みられず*	・幼稚園
事例 2	言及みられず*	・産婦人科受診あり (妊娠の確認をしている)	なし
事例 3	・母「勤務先に知られれば退職しなければならないと思った」「両親に恋人でない人の子どもを妊娠したと言えば悲しませると思った」「中絶が相手男性と連絡がとれないままでも可能か否かわからず、また中絶すれば病院から両親に連絡が入ると思い、誰にも知られたくなかったために病院へ行のがはばかられた」	・保育士資格あり、相談先に関する知識は習得済	勤務先以外の接触なし
事例 4	言及みられず*	言及みられず*	・市役所
事例 5	・売春していることを家族に言えなかった。知られれば、家族が悲しむと思った。	・市役所への相談履歴あり。しかし、「冷たくされ、自分は頼ってはいけないのだと思った」	・保健センター (家庭訪問している)
事例 A	言及みられず*	言及みられず*	事件 1 か月半前まで市から被害児の兄に関する予防接種や検診の通知を送り(しかし未接種・未受診)、事件 1 か月前まで被害児の兄の託児所の利用あり。ただし、事件当時はいずれの関係機関とも接触はなし。
事例 B	言及みられず*	言及みられず*	なし
事例 C	・母は勤務先について同居するパートナーには伝えていなかった。「知られれば嫌われる、軽蔑されると思った」	・保健センターへの相談履歴あり	・保健センター
事例 D	・児相にメール相談しようと思ったが、非常に迷い、できなかつた。 ・「隠さないといけない」という思いと、「産まなければいけない」との思いの葛藤あり。 ・初めの子のときは「誰でもよいので引き取ってくれれば」と思っていた。2番目の子のときは、隠すことしか考えていなかつた。 ・夫に知られれば、離婚して子どもと離れることになると思い、嫌だつた。	・何度も「養子縁組」を検索し、何度も児相の HP を見た。	なし

* 公判で語られなかつたり報告書に記載がないだけで、実際には観察された可能性は否定できない。

②2値の割り当て

以上の9事例に対し、4)で設定した11の条件が「存在した (= 1・2・・・)」か、あるいは「存在しなかつた (= 0)」かを割り当てる。この割り当ては、以下の基準で行う(図表Ⅲ-1-6)。

条件1「年齢」(略称 AG : age)は、先行研究において、2つの山が指摘されている。すなわち、20代前半まで(福島 1977; 内山ら 1986)と、30代前半まで(内山ら 1986)である。この2つの山は、婚姻上の地位との関連で理解されているが(内山ら 1986)、本研究ではこの関連性の検証を含め、20歳から25歳までを「2」、26歳から35歳までを「1」、36歳以上を「0」とする⁶。

条件2「有職」(略称 JB : job)は、雇用形態に関わらず加害者である母が何らかの所得

⁶ 年齢に關し、近年リスクとして指摘されるのは19歳以下であるが(例えば、専門員会 2011:36; 専門委員会 2017:232)、本研究では19歳以下の事例を対象外とするため、19歳以下の値は設定しない。

を得ている場合に「1」、無職の場合に「0」とする。

条件3「経済的困窮」(略称EH:economic hardship)は、加害者が生活保護や児童扶養手当を受給している場合、または、家賃等の滞納など客観的に困窮していたと判断される場合、あるいは、母本人から「生活に困っていた」等の発言があった場合に「1」、母本人が「困窮していない」と発言していた場合に「0」とする。母の主観を基準に加える理由は、生活保護の漏給を考慮に入れるため、また加害者の主観が新生児殺を引き起こす条件になりうるためである⁷。

条件4「加害者が世帯の経済的な支柱」(略称BW:bread winner)は、加害者が世帯の経済的支柱であることが、本人または周囲の証言により明らかである場合に「1」、加害者以外の者が世帯の経済的支柱であることが明らかである場合、および加害者が世帯の経済的支柱であることが明らかでない場合に「0」とする。

条件5「婚姻上の地位」(婚姻上の地位はmarital statusだが、先行研究においては、配偶者の実質的な有無が重要であるため、略称SI:single)は、加害者が未婚、および既婚(離別・死別)である場合に「1」、既婚(有配偶)の場合に「0」とする。

条件6「婚姻外妊娠」(略称OM:out marriage)は、子どもの遺伝子上の両親が、加害者自身とその配偶者ではないと加害者が認識している、または自らの配偶者であるかどうかが分からないと加害者が思っている場合に「1」、子どもの遺伝子上の両親が自らと自らの配偶者であると加害者が認識している場合に「0」とする。なお、近年では、子どもの4人に1人が妊娠を契機に婚姻するおめでた婚での出生であることから(厚生労働省2010)、妊娠後に「婚姻内妊娠となる」可能性も考慮し、「子どもの遺伝子上の両親」が「特定のパートナー」間でない場合にも「1」、「子どもの遺伝子上の両親」が互いの「特定のパートナー」である場合にも「0」とおく⁸。

条件7「妊娠に否定的な同居家族」(略称NF:negative attitude family)は、「妊娠することを否定されていて、打ち明けられなかった」等、同居家族から妊娠を肯定的に捉えられていないと母が認識していることがうかがえる発言があった場合に「1」、そうでない場合に「0」とする。

条件8「サポートが期待できない生殖パートナー」(略称UH:unhelped partner)は、加害者が中絶・出産や養育にかかる事柄全般(経済状況も含む)について、生殖パートナーには頼ることができなかつた旨の発言をしている、または頼ることができなかつた事実が示されている場合に「1」、そうでない場合に「0」とする。

条件9「世間体の悪さ」(略称SN:social norm)は、「未婚での妊娠が勤務先に知られれば

⁷ なお、公的扶助を受けつつ「生活に困窮していない」と加害者が発言することも論理的にはあり得る。しかし、本研究の対象事例には当該状況は見られなかつたため、既述の基準で2値化する。

⁸ 先行研究において「婚姻外妊娠」は新生児殺を引き起こすリスクとして指摘されているが、リスクとなるのは「婚姻外妊娠」そのものではなく、これに付随する規範のプレッシャー等であるとも推測できる。このような推測を考慮し、「婚姻外妊娠」と、リスクの正体かもしれない「規範のプレッシャー(世間体)等」とを区別して分析するために、条件6では配偶者間妊娠であるか否かに限定せず、特定のパートナー間での妊娠であるか否かも同列に扱うこととする。

退職しなければならないと思った」「未婚での妊娠出産が家族に知られれば、家族を悲しませる」等の、「婚姻内で妊娠するべき」との規範からの自らの逸脱に対する否定的発言がみられた場合を「1」、そうでない場合を「0」とする。

条件 10 「相談先についての知識の有無」(略称 KN : knowledge) は、相談目的で自ら各関係機関との接触を図った場合、また自ら調べる等している場合、あるいは自らが保育士である等、確実に相談先についての知識があると考えられる場合に「1」、そうでない場合に「0」とする。なお、事件当時に関係機関との接触があっても、そこを相談先として認識していない場合もあるため、条件 10 は、相談先として頼っている／頼ろうとしている場合、または専門職として相談先の知識があると考えられる場合に限定してコード化する⁹。

条件 11 「関係機関との接触」(略称 WS : welfare service) は、児童相談所・市役所・保健センター等の各関係機関と加害者となった母とに、事件当時、何らかの接触があった場合

図表Ⅲ-1-6. 11 条件に関する 2 値・3 値の割り当て基準 (筆者作成)

No.	条件 (演算での表記名)	2 値の割り当て基準
①	年齢 (AG)	20 歳から 25 歳=2、26 歳から 35 歳=1、36 歳以上=0
②	有職 (専業主婦が少ない) (JB)	雇用形態に関わらず何らかの所得を得ている=1、無職=0
③	経済的困窮 (EH)	生活保護や児童扶養手当の受給あり・「生活に困っていた」等の母の発言あり・家賃等の滞納あり=1、「困窮していない」等の母の発言あり=0
④	加害者が世帯の経済的な支柱 (BW)	母が世帯の経済的支柱であることが明らかである場合=1、他の者が世帯の経済的支柱または母が世帯の経済的支柱であることが明らかでない場合=0
⑤	婚姻上の地位 (SI)	未婚・既婚 (離別・死別)=1、既婚 (有配偶)=0
⑥	婚姻外妊娠 (OM)	子どもの遺伝子上の両親が互いの配偶者・特定のパートナーでない、または互いの配偶者・特定のパートナーであるかどうかが不明だと加害者が思っている=1、子どもの遺伝子上の両親が互いの配偶者・特定のパートナーであると加害者が認識している=0
⑦	妊娠に否定的な同居家族 (NF)	同居家族が妊娠に肯定的でないと加害者が認識していることがうかがえる加害者発言あり=1、それ以外=0。
⑧	サポートが期待できない生殖パートナー (UH)	中絶・出産・養育にかかわる事柄について生殖パートナーを頼ることができない趣旨の加害者の発言や事実あり=1、なし=0
⑨	世間体の悪さ (SN)	「婚姻内で妊娠するべき」との規範からの自らの逸脱に対する否定的発言あり=1、なし=0
⑩	相談先についての知識の有無 (NK)	自ら各関係機関との接触を図る・自ら調べる等している・託児所の利用や自らが保育士である等確実に相談先についての知識があると考えられる=1、そうでない=0
⑪	関係機関との接触の有無(WS)	児童相談所・市役所・保健センター等の各関係機関と加害者とに、事件当時、何らかの接触があった=1、なかった=0

⁹ なかには、相談先の知識があっても、頼ることができない場合もあり得る。この場合、相談できる機関の知識があることが明確であれば「1」を割り当てる。例えば、事例 5 は、市町村に相談に行ったが冷たくあしらわれ、相談してはいけないと思ったと公判で証言している。加害者は相談目的で市町村を訪ねているため、相談先の知識はあったと判断し、「1」とコードする。

に「1」、なかった場合に「0」とする。なお、対面を伴う接触（相談場面に限定されない）や電話でのやりとり等の直接的な接触がなかった場合でも、関係機関からの通知・案内等の何らかの働きかけがあった場合には「1」とする。

上述の基準で、事例 1 から事例 D までの各条件の生データに「1」・「2」または「0」を割り当てた結果が、図表III -1-7 である。

図表III -1-7. 事例 1 から事例 D までの各条件の生データへの 2 値・3 値の割り当て（筆者作成）

	年齢	有職	経済的 困窮	世帯の 経済的 支柱が 加害者	婚姻上 の地位	婚姻外 妊娠	妊娠に 否定的 な同居 家族	サポート が期待 できない 生殖パ ートナー	世間体	相談先 の知識	関係 機関と の 接触	Outcome
	AG	JB	EH	BW	SI	OM	NF	UH	SN	KN	WS	
事例 1	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1
事例 2	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1
事例 3	2	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1
事例 4	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	1	1
事例 5	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事例 A	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	1	1
事例 B	2	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1
事例 C	2	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1
事例 D	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1	0	1

③真理表

次に、図表III -1-7 で 2 値化・3 値化されたデータを、ブール配置構成の真理表にまとめると、図表III -1-8 のようになった。本研究では同じ配置構成（条件の組み合わせのパターン）を持つ事例がなかったため、9 つの異なる配置構成となっている。

図表Ⅲ-1-8. ブール配置構成の真理表（筆者作成）

サポート が期待 できない 生殖パ ートナー	経済的 困窮	妊娠に 否定的 な同居 家族	年齢	婚姻外 妊娠	婚姻上 の地位	有職	世帯の 経済的 支柱が 加害者	関係 機関 との 接触	世間体	相談先 の知識	Outcome	該当 事例
UH	EH	NF	AG	OM	SI	JB	BW	WS	SN	KN		
1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	事例 1
1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	1	事例 2
1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	事例 4
1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	事例 5
1	1	0	1	1	0	1	1	1	0	0	1	事例 A
1	1	0	2	1	1	1	0	1	1	1	1	事例 C
1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	1	1	事例 D
1	0	1	2	0	1	1	0	0	1	1	1	事例 3
1	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	1	事例 B

（3）結果

全11条件を投入した結果、新生児殺に至るには、大きく2つの社会経済的条件の組み合わせによるパス（道筋）が導出された。

$$\begin{array}{ccc}
 UH\{1\} * EH\{1\} & + & UH\{1\} * EH\{0\} * NF\{1\} * AG\{1\} \\
 & & * JB\{1\} * SI\{1\} * BW\{0\} * WS\{0\} \rightarrow Outcome1 \\
 \text{(事例 1+事例 2+ 事例 4+事例 5)} & & \text{(事例 3+事例 B)} \\
 \text{+事例 A+事例 C+事例 D)} & &
 \end{array}$$

第1のパスは、経済的に困窮しており、生殖パートナーのサポートが受けられない状況にある場合である（事例 1+ 事例 2 + 事例 4 + 事例 5+ 事例 A + 事例 C + 事例 D）。

次に、第2のパスは、経済的には困窮しておらず、母は仕事を持しながらも世帯の経済的支柱でないため経済的なプレッシャーはないが、母は20歳から25歳の間で未婚であり、生殖パートナーのサポートが得られず、同居する家族に妊娠が喜ばれないと認識している場合である。なお、事件当時に関係機関との接触はない（事例 3 + 事例 B）。

（4）考察

今回対象とした事例の範囲において、第1のパスは、経済的困窮と、生殖パートナーのサポートが得られない状況が組み合わされた場合に新生児殺が起きたことを示す。他の条件は導出されないことから、他の条件は、ある事例には当てはまるが他の事例には必ずしも当てはまらないことが示されている。つまり、未婚・既婚のいずれであっても、かつ、

社会福祉関係機関との接触の有無や妊娠に否定的な同居家族の存在の有無等にも関わりなく、経済的困窮と生殖パートナーのサポートが期待できない状況が組み合わされれば、新生児殺が起きたことを意味している。この結果は、作田（1980）や内山ら（1985）等の知見が近年の事例にも支持されたことを示すものである。本結果から、まず、生殖パートナーのサポートが期待できないことが、妊娠およびその後の出生・養育にかかるあらゆる負担を、母のみに背負わせることにつながったと考えられる。ここで母がこれらの負担を引き受けざるをえないのは、母のみが、妊娠した事実から決して逃れることができないからである。そして、この負担を軽減する、あるいはこの負担から逃れるための手段である金銭も¹⁰逼迫した状況であって、負担を軽減しないばかりか更なる負荷となり、母が追い詰められていったと考えられる。例えば、事例5の母は、その日の生活費にも事欠くほどの困窮状態から、祖父・叔父・本児の兄を養うために売春をすることになったが、生殖パートナーはいずれも買春者であり、妊娠・養育のサポートはおろか、母は「物のように扱われた」。ここで、買春者は、避妊しないがその後に母と親密な関係を継続しないことで、妊娠の事実から逃れることができている。しかし、妊娠する母は、妊娠の事実から逃れることができない。母はその日の生活費にも窮していたため、中絶費用を工面することは不可能であり、母には妊娠を継続する以外の選択肢はなかったと推察される。母は子ども4人を自宅物置の暗闇の中で出産し殺害したが、最後の1人は風呂場で出産することになり、第1子以来初めて子どもの顔を光の下で見て「かわいい、この子を育てたい」と思ったという。しかし、子どもの存在から売春していることが家族に知られれば仕事をやめなければならなくなると思い、仕事ができなくなれば生活できないと考え、殺害に至ったという。ここから、経済的困窮が母の負荷になっていることがわかる¹¹。

また、第2のパスに注目すれば、新生児殺が必ずしも経済的困窮と結びついていないことがわかる。しかし、第2のパスにおいても生殖パートナーのサポートは期待できず、さらに、母には同居家族も妊娠に否定的だと認識されている。つまり、妊娠した母には、配偶者や家族に囲まれながらも、その妊娠が誰からも祝福されていないと認識されていたことがうかがえる。このことは、内山ら（1985）や上野（2018）の指摘を一部支持するものである。そして、否定された妊娠への対処は、第1のパスと同様に、妊娠の事実を放棄できない母が一人で背負うことになる。例えば、事例3では、母の所得はすべて母の手元に残り、経済的に困窮してはいなかった。しかし、母が「妊娠の事実を伝えて、結婚しようと言われれば結婚していた。中絶しろと言われればそうしていた」という生殖パートナー

¹⁰ 金銭的に余裕があれば、中絶を選択すること、出産・養育を選択すること、また、生活費のために避妊しない売春を選択しないことも、可能となるかもしれない。

¹¹ 第1のパスで「世間体」は導出されなかったが、経済的困窮により性風俗で収入を得ていた事例において、性風俗での稼働を「知られたくない」との言及が見られた（事例5・事例C）。新生児殺に関する「世間体」は、従来、婚姻内妊娠の規範と接続され、ウチの人間とソトの人間との間で用いられてきた。しかし、事例5と事例Cにおいては、婚姻外妊娠ではなく、性風俗での稼働に、負のサンクションが意識されている。また、ここで加害者が「知られたくない」相手は、いずれも家族、すなわちウチの人間である（事例5は同居家族、事例Cは同居パートナー）。このことは、経済的困窮が、それ自体加害者の負荷となるのみならず、稼得手段を媒介して、加害者を家族からすら孤立させることを示唆する。

は、着信拒否にしないまま母からの連絡を「無視した」。母は、生殖パートナーの応答を待っている間に中絶可能な期間を超えてしまったが、同居する両親は「真面目で、妊娠を伝えれば悲しむ」存在であり、子どもの存在は秘匿されなければならなかった。そうして、自宅出産ののち、殺害に至った。

以上の結果は、「妊娠」が、母個人の問題ではなく、周囲の人間や経済的状況など母と周辺社会の間の問題であることを示唆している。新生児殺・死体遺棄を直接実行したのは母であるが、妊娠やその後の養育に対する「評価」、すなわち「望ましい妊娠」と「望ましくない妊娠」との評価は、母が個人の好みで行っているのではなく、周囲との関係性のなかで定まっている¹²。しかし、生殖パートナーや同居家族が「妊娠の事実」への対処から逃れていく、あるいは徹頭徹尾妊娠の事実への対処に「無関係」の立場をとり続けることで、妊娠から絶対に逃れることができない母が一人、妊娠への対処要員として取り残されいくことになる。このように考えるなら、新生児殺の特徴として指摘される母の妊娠の秘匿（または「言えない」こと）は、周囲との関係性のなかで、母が「言わない」のではなく「言えない」状況に置かれていると理解することができる。このことは、「あの時母が妊娠を打ち明けてくれたなら支援ができたのに」との支援者の苦しい立場に対し、母から打ち明けることは非常に困難であった可能性を提示するものもある。

また、第1のパスと第2のパスに共通して、サポートが期待できない生殖パートナーの存在が導出されていることは注目に値する。つまり、新生児殺あるいは当該妊娠に対する評価は、生殖のもう一方の当事者である父に深く関係していることが示唆されている。このことは、当該妊娠が、第1に生殖当事者である2人の問題であったことを示していると考えられる。新生児殺を防ぎ、母を加害者にしないためには、母を取り巻く環境の分析とともに、生殖当事者の方である生物学上の父の生殖に対する態度も分析していく必要がある。

（5）おわりに

本節では、新生児殺が発生する社会的・経済的条件に関する先行研究の知見が近年の事例にも有効であるか、また、どのような条件の組み合わせで近年の新生児殺が起きるのかを、mvQCAを用いて検証した。その結果、本節で分析できた新生児殺事例においては、(a) 経済的に困窮しており、生殖パートナー（生物学上の父）のサポートが期待できること、(b) 経済的な困窮はないが、生殖パートナー（生物学上の父）のサポートが期待できず、同居家族が妊娠に否定的であることが支持された。いずれにおいてもサポートを期待できない生殖パートナーの存在が指摘され、「妊娠」が母一人の問題でないことが明らかとなつた。また、当該妊娠・出産に対する肯定的／否定的な評価が、経済的状況や家族の存在などの母をとりまく関係性のなかで定められていく可能性も指摘できる。

¹² 否定的に評価される妊娠の一つである「望まない妊娠」も、母個人のタイミングだけでなく、母と周囲との関係性のなかで定まっている可能性がある。

では、加害者となった母は具体的にどのような関係性のなかに置かれ、最終的に妊娠・出産・殺害あるいは遺棄を一人で抱え込むようになったのか。研究2で詳細に検討する。

【付記】

本研究を行うにあたり、事例の情報収集のため、事例Bと事例Cを報告された地方自治体にご協力いただいた。ご多用中にもかかわらず大変丁寧にご対応いただき、心より感謝申し上げたい。

【文献】

- 福島章, 1977, 「子殺しの類型学的研究」『犯罪心理学研究1』金剛出版, 28-64.
- 水主川純, 2018, 「平成27-28年度嬰児殺の研究について」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 180-182.
- Mill,J.S., [1843]1967, *A system of logic: Ratiocinative and inductive*, Tronto: University of Tronto Press. (= 1949, 大関将一訳, 『論理学体系——論証と帰納：証明の原理と科学研究の方法とに関する一貫せる見解を述ぶ』春秋社.)
- Rihoux,Beno?t and Ragin,Charles C., 2009, Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques, SAGE. (= 2016, 石田淳・齋藤圭介監訳, 根岸弓・姫野宏輔・横山麻衣・脇田彩訳『質的比較分析（QCA）と関連手法入門』晃洋書房.)
- 作田勉, 1980, 「嬰児殺の研究——現状、分類、対策、母性心理、他」『犯罪学研究』46(2), 37-48.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2010, 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第6次報告』厚生労働省.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2011, 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第7次報告』厚生労働省.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2014, 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第10次報告』厚生労働省.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2017, 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第13次報告』厚生労働省.
- 田口寿子, 2007, 「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策——96例の分析から」『精神神経学雑誌』109(2), 110-127.
- 田間泰子, 2000, 「墮胎と殺人のあいだ 戦前における墮胎・嬰児殺判決から」青木保ほか編『近代日本文化論6 犯罪と風俗』岩波書店.
- 植松正, 1951, 「嬰児殺に関する犯罪學的研究」『刑事法の理論と現実2』有斐閣, 183-231.
- 上野昌江, 2018, 「平成27-28年度嬰児殺研究」『平成27-28年度嬰児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 185-190.
- 内山絢子・小長井賀與・安部哲夫, 1983, 「女性による新生児殺の研究」『犯罪社会学研究』8, 172-186.

2. 新生児殺に至った家族に潜在する問題解決のパターンの検討 —母親が加害者となった5事例の分析から—

西岡 弥生

(1) 本節の目的

1) 目的

本節では、H27・28年度嬰児殺研究で示された0日児死亡事例の加害者となった母親たちに共通する妊娠及び妊娠の継続（以下、妊娠）を「秘匿」した背景要因を明らかにすることを目的に、家族生活に潜在する問題解決のパターンについて検討する¹。加害者となった母親は、妊娠を秘匿することによって日常生活を維持する状況にあった。母親とその家族は、ストレスとなる出来事を経験した際に、それまでに学習した出来事への対処の仕方によつて、家族生活を維持してきたものと考えられる。同居する家族がいながら、母親が妊娠を「秘匿」し続け自力で出産し、遺棄（殺害も含む）に至った「新生児殺」の背景に、どのような家族の生活状況及び問題解決の構図があったのか。「新生児殺」が発生したメカニズムを、家族の問題への対処の仕方から捉える。具体的には、母親が加害者となった「新生児殺」5事例を対象に、母親の状況を中核におき、子どもの父親をはじめとする母親を取り巻く家族成員の相互の問題への対処の仕方を検討する。

2) 先行研究の検討

①先行研究から見える新生児殺の実態と言説

産まれて間もない新生児の命を絶つ新生児殺は、性の営みを共にした男女が新しい命の誕生を迎える準備もなく、残酷な対処を選択した不幸な結末といえよう。植松正（1951）²は、「嬰児」の語が生後どのくらいまでを意味するか不明であるとしながらも、1918年から1943年の25年間に発生した嬰児殺の年次的増減に規則性はなく、経済的好況・不況や戦争にも関係があるようには見えないとした。一方で、嬰児殺の犯人の性別比率が女性に大きく偏っている特徴を示した（植松 1951）。また、当時のわが国の類型化された量刑について、「もっと重からしめようというのではない」「もっと個別化させが必要である」と、裁判において十分な個別的な配慮が必要であることを示した（植松 1951：231）。裁判事例の詳細な検討が、求められる。現代においても連綿と続く嬰児殺、なかでも生後24時間内の子どもの命を奪う新生児殺は、どのように認識されてきたのか。以下に、1970年代から現在に至るまでの嬰児殺の論考から、新生児殺がどのように語られてきたのか、その言説の変遷を辿る。

¹ 長谷川啓三（1987）は、家族に生じた問題を解決しようとした問題解決の方法が、却って問題を維持する役割を果たし、偽解決のパターンを生むパラドックスについて言及している。

² 田間泰子（2000）は、刑法上「嬰児殺」という特別な構成要件はないしながら、生後1年未満の子どもの殺害を「嬰児殺」として統計上分類していた時期があるとする一方で、植松（1951）がこの分類は第二次世界大戦直後の判決では厳密に適用されていなかったと明示したこと記している。

植松の論考後の 20 年の間に、わが国は戦後の復興を遂げ高度経済成長を経て低成長の時代を歩むが、嬰児殺は依然として社会の暗部として潜在し続けた。コインロッカーベイビー事件が社会問題になった 1970 年代初期に黒田直は、嬰児殺を事後処理対象ではなく、治療を要する「社会病」として各方面の「事前的」責任に訴える段階にきたことを提示した（黒田 1973 : 120）。時期を同じくして中谷瑾子（1973）はマスコミの言説による加害者の母親だけを責める風潮に一石を投じた。嬰児殺では、母親が妊娠の事実を隠し家庭や職場で相談できずに孤立し分娩に至ったケースが多く、「母親だけが親としての適性を急激に喪失したのでもなければ、母の子殺しのケースが突如として急増したのでもない」とし、「母親のおかれた立場、背後の事情、社会的な土壤」について賢察するよう促した（中谷 1973 : 15）。また、土屋真一・佐藤典子（1974）は、従来の私生児以外に婚姻中に出産した新生児の殺害が多くなった当時の現象について、妊娠中絶の延長として婚姻中に生まれた子どもを殺害する場合が多くなっていることに言及し、加害者となった母親の家族状況や、父親との関係についての検討を試みた。調査の結果、新生児殺の母親のうち既婚者は 5 割以上で未婚者を上回っていた（土屋・佐藤 1974 : 83）。犯行の動機では、既婚者の 4 割が「貧しさ故の殺意」で、未婚者の 8 割が「未婚の母になることを恥じて」の犯行であった（土屋・佐藤 1974 : 86）。また、家族形態については、既婚者の 5 割は夫婦家族であり、未婚者の 5 割近くが直系家族だった。さらに、出産に際しての父親の態度については、総じて中絶を希望した場合が最も多く、次が無関心であった（土屋・佐藤 1974 : 84）。加害者となった母親の傍らには近しい身内がいたにもかかわらず、既婚者の母親は父親から経済的な問題で妊娠・出産の事実を受けいれてもらえず、一方で、未婚者の母親は直系家族の下で世間体が重視され身動きがとれない状況で妊娠の秘匿が余儀なくされた状況が推察される。

1980 年代に入ると、作田勉（1980）は、新生児殺をアノミー型と間引き型に分類し、アノミー型の過半数は未婚であるのに対し、間引き型の過半数には同居する夫の存在があることを示した。作田は新生児殺を犯す母親側の問題として、母性愛の希薄性、経済的な問題や無知等によって中絶の時期を逸したことあげ、「男性側の無責任ぶりも著しい」としつつ、「女性側は、どのような理由があろうとも子を殺すことは許されることではない」とし、「自分の責任において行った行為によって子を宿した」と母親側に責任を帰す見解を示した（作田 1980 : 46）。一方で、栗栖瑛子は、「加害者の女性が妊娠・出産の秘密を保とうすることは、弱者かまたは被圧迫者の攻撃的感情を抑えようとする気持ちのあらわれである」（栗栖 1982 : 65）という Pollack³の指摘をあげ、1960 年以降、妊娠・出産の事実を夫や愛人、家族にいつわる、準備不足のまま出産を迎える、といった傾向が高まったことを示した（栗栖 1982 : 63）。また、戦前に比べ戦後に男性の加害者が減少したことにふれ、

³ 栗栖によると、Pollack (= 1960) は妊娠を秘匿する女性について、「大部分はその仕事を失うことを恐れる住み込み女中が多く、彼女たちの全精力は、自分の状態を秘密にしておくための努力で消耗される」とし、彼女たちの出産は、秘密を保持するために自分の部屋や便所を使い、誰からの助けもない中で「自分自身の痛みをおさえ」「生まれた子どもの泣き声が聞こえないかという恐怖に狂乱する」状況にあることを示した（栗栖 1982 : 64-65）。

女性の出産・育児に対する男性側の責任回避の傾向が強まったことを示唆した。

また、内山絢子らは、1950年代以降に増加した嫡出子殺に着目し、非嫡出子殺の場合と比較検討した。嫡出子殺の場合は、法的な婚姻関係にある夫婦の第3子以降の子どもが、経済的な余裕のなさから中絶費用に事欠き出産後に殺害されるケースが多いことから、人工中絶の普及によって出産直後の新生児殺が中絶の延長として受け止められている問題や、国民総中流化によってもたらされた「ある程度の生活水準を維持した上での余裕のなさ—つまり相対的貧困感」によって、授かったわが子を育てる苦労から逃避する短絡的な解決の道が選択される問題を指摘した（内山ら 1983：182）。

加えて、父親側の無責任さと、父親と母親の関係の悪さについても言及し、法的な夫婦であるにもかかわらず母親が父親に妊娠を打ち明けられない、父親が母親の妊娠に気がつかないといった両者の関係の希薄さや、子どもが増えることを望まない父親当人の避妊に対する無頓着さを指摘した（内山ら 1983）。一方で、非嫡出子の場合は、性関係が先行した後始末を母親が1人で背負わされ犯行に及んでいる等、いずれにしろ、性行為の結果としての負担と責任を、母親側に課す旧態依然とした不条理が悲劇を生む実態を示唆した（内山ら 1983）。また、稻村博は、新生児殺を含む子殺しの親の特徴のなかで家庭的な問題にふれ、「加害者自身の幼小児期に家庭的問題があった者」が多く、「加害者自身がその母親に依存的である」ことが少なくないと指摘し、総じて加害親は「弱々しく寄る辺もないタイプ」が多い実態を示した（稻村 1986：110）。

1990年代では、牧角俊郎らが法医学の立場から、1967年から1989年に発生した新生児殺で20例のうち2連続新生児殺事件として発覚した4件を検討し、家族生活の問題を提示した。背景に貧困やサラ金による生活苦、養育不安、世間体を恥じてといった問題があるとし、新生児殺を考える場合には、各種社会制度の不備の改善等も含み社会学的なアプローチが必要であると提唱した（牧角ら 1990）。一方、小西聖子ら（1992）は、家族の中の暴力として母親による新生児殺事例の検討に際し、子殺しの国際比較の論考を紹介している。嬰児殺（新生児殺を含む）が各国の殺人率よりも自殺率に関連し、殺人率は経済的活性の高い国では有意に低いが嬰児殺には有意差がないという Lester（1991,1974）の知見を提示している（小西ら 1992）。新生児殺の論考は、それまでの趨勢であった犯罪学や法医学の立場のアプローチから、防止に向けて社会学的なアプローチの必要性が認識される段階に入ったといえよう。

2000年代に入ると児童虐待防止法の制定により、新生児殺は「0歳0か月0日」の子ども虐待死として位置づけられ、厚生労働省の死亡事例検証報告が始まる。国が実態把握を進める一方で、人々の暮らしと子ども観の歴史を紐解き、改めて新生児殺も含め嬰児殺を社会的な問題として捉えた検討がなされるようになった。

田間泰子は、戦前における墮胎・嬰児殺判決について検討し、共同体の繋がりが強くプライバシーの守秘が困難な地域社会において、一つの墮胎や嬰児殺の殆どの場合で複数の人間が関与していたことを示した。新生児殺が「知られていながら、知られてはならない

こと」として、人々の生活のなかで行われてきた問題であったことが示唆される（田間 2000：207）。鈴木由利子は、明治から昭和初期までを対象に、「間引き」「嬰児殺し」の実態と当時の人々の子どもの命に対する認識のあり方について検討した。鈴木は、どのような場合においても子どもの命は無条件で保障されるわけではなく、「人びとが子どもの『生存権を認定』することによってのみ保障される」とし、「殺すのではなく生かさない」という選択が存在したことを示した（鈴木 2006：84-85）。また、沢山美果子は、江戸の庶民が自分たちの暮らしを守るために子どもの遺棄や捨て子を行っていた一方で、間引き、すなわち新生児殺の問題も背中合わせに潜在することを示した（沢山 2008）。沢山（2008）による指摘がなされたのは、折しも、2007年に熊本県の慈恵病院で「赤ちゃんポスト」の運用が始まり、現代の捨て子の問題として議論が沸いた時に重なる。沢山は赤ちゃんポストを巡る議論で浮かび上がった、赤ちゃんを捨てるのは母親という暗黙の前提について、「捨て子の問題は、中絶される胎児や虐待死にいたる子どもの問題も含むことで、何よりも子どもの生命の危機をめぐる問題として語られ、また、子どもの生命に対する責任は多く母親に帰せられる」と言及した（沢山 2008：41）。その上で、実際に運用が始まり、捨てられたのは3歳くらいの男児で、捨てたのは父親であった事実を述べ、言説と事実のズレを指摘した（沢山 2008）。偏った認識による語りが、いかに問題の本質を見失わせ人々の目を曇らせるか、言説がもたらす危うさに警鐘をならしたといえよう。沢山（2008）は、一連の赤ちゃんポストをめぐる報道から、現代の捨て子という存在や、捨てる側の親の選択の意味について、歴史を通して見直す時期にきていると提起した（沢山 2008）。

一方、犯罪社会学の分野では、近藤日出夫が女子少年による新生児殺の実態を検討し、加害女子少年の資質的特徴を「抑制型」、「不安定型」、「未熟型」に類型化した（近藤 2008：163）。加害女子少年で保護者に相談した者が一人も存在しなかったことをあげ、その理由として、「抑制型」は親に対する遠慮や交流不足で親子関係が相談する雰囲気ではなく、「不安定型」は親子間の葛藤による叱責や見捨てられることへのおそれ、「未熟型」は親と密着しすぎ見捨てられることや怒られることへのおそれがあったことを見出した（近藤 2008：165-166）。いずれの類型においても、加害女子少年らは、避妊や出産に関して無知であり、人間関係においても孤立した状況にあった。

児童虐待防止法の制定から10年が経過した2010年代、支援と介入の強化による防止策が敷かれる中、柏木恭典は、「『虐待』は『嬰児殺し(neonaticide/Neonatizid)』や『貧困(貧乏)』よりも学術史的に未熟な概念である」とした上で、ある概念が学術的な承認を得て使用され「権威性」をおびると、そこに含有される意味が固定化され、他の事象を覆い隠し捨象するおそれが生じることへ警鐘を鳴らし、「『虐待』概念」によって隠蔽された問題と、「緊急下の母子支援」との関連を論じている（柏木 2016：1-2）。柏木は、新生児殺、すなわち、虐待死で最も多い「0歳0か月0日の赤ちゃん」と加害者の母親の問題は、「虐待に先立つ問い合わせ」であり、妊娠から妊娠中に問題を抱える「緊急下の女性」への問い合わせであると投げかけた（柏木 2016：7-8）。柏木（2016）の論考は、これまで多くの研究者や支援

者が、嬰児殺し、児童遺棄、児童虐待の問題を議論してきたにもかかわらず、加害者となつた母親や妊婦が、要支援者として注目されてこなかつた盲点を示唆している。また、言説の変容について、狩谷あゆみは新生児殺も含む嬰児殺が、「共同体の秩序維持」から「自己責任」へ変容した過程において、「妊娠させた男性」の存在が常に曖昧で不可視化されてきた問題に言及し、「予期せぬ妊娠」や「望まない妊娠」を避けるための選択肢が増えたことによって、「女性の個人的な問題」、すなわち「自己責任」として解釈されるに至つた経緯を示した（狩谷 2018：97-98）。

②先行研究から見える新生児殺の防止に向けた検討課題

新生児殺は古くは生活を維持するため共同体の中で間引きと称され暗黙裡で行われてきた行為であったが、戦後になり、避妊や中絶による妊娠・出産のコントロールが普及すると、新生児殺は個々の男女関係のプライバシーというブラックボックスの中で、中絶の延長線上で捉えられるようになったものと考えられる。その内容は、既婚者と未婚者に大別され、前者は経済的な問題と父親である夫の避妊や妊娠に対する無関心さ等の夫婦の関係性の問題が背景にあり、後者は婚外の男女間の性行為の結果を女性側が背負わざるを得ない社会構造の問題が背景にあることが示唆された。さらに、近年では、虐待概念と自己責任論が相まって、望まない妊娠の責任がより強く母親に課せられる傾向にあるといえよう。

川崎二三彦ら（2018）は、司法、精神科医療、母子保健等が専門の共同研究者と共に、嬰児殺研究として、0日児死亡5事例と0歳児死亡7事例の背景要因を検討し、5事例の母親について、配偶者の有無と経済的問題の有無の2軸で分類し、3つの型を示した。共同研究者の金井剛（2018）は、家族の経済的な問題と問題解決能力の低さをあげ、養育負担を母親のみに背負わす事例が多いことも指摘している。また、上野昌江（2018）は、0日児死亡事例の全てに同居家族がいることをあげ、加害者となつた母親が妊娠を秘匿する背景に、母方祖父母や父方祖父母に対する気遣いや、妊娠が祖父母に知られると自分はどう思われるのかといった周囲の眼差しを過剰に気にし、誰にも相談できないまま一人で出産するに至つた問題を提示している。同居家族が障壁となり、妊娠した母親が社会資源に繋がることを困難にする問題が示唆される。また、妊娠を秘匿する女性への支援として、慈恵病院が導入を検討している「内密出産制度」の報道を紹介し、母親と子どもの命を守るために法的整備の必要性を示した（上野 2018）。

なお、加害者となつた母親が全て祖父母世代と同居していた状況は、親世代の自立の問題だけなく、双方の世帯の住宅事情や経済的な問題が複雑に絡みお互いの生活を維持する際の有効な手段として選択されていた可能性もある⁴。新生児殺の防止を検討するにあたり、同居家族も含めた家族機能と家族関係の検討も必要であろう。

以上から、0日児死亡を防止するには、既婚・未婚にかかわらず母親が妊娠を「秘匿」せ

⁴ 地方に暮らす近年の若者（19～44歳）が親と同居を続ける問題について、宮本みちこ（2017）は、仕事、結婚、暮らしの状況を調査し、同居家族との関係について検討した。不安定な就業状態にある若者にとっての親との同居は、貧困化を防ぐ手段となっていると指摘する。また、親世代の貧困が若者の離家を阻む力動となり、双方からのベクトルで親子同居が貧困化を防いでいることを示した。

ざるをえなかった背景として、家族の問題解決の構図と母親が置かれていた家族内の位置について検討する必要がある。本節では、「H27・28年度嬰児殺研究」で示された加害者となった母親たちに共通する妊娠の「秘匿」の背景要因を明らかにすることを目的に、母親の立場からみた家族の潜在的な問題解決の構図について分析を行い、嬰児殺の背景にある家族の状態像を検討する。

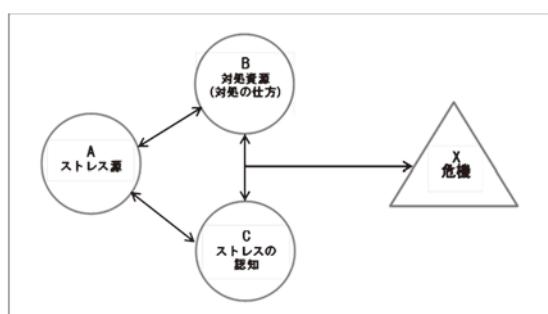
(2) 研究の方法

1) 分析枠組み

①家族の生活状況にみる問題解決のパターンの検討－ABC-X理論－

家族の問題解決のパターンを見出すには、家族が日常生活においてどのようにストレスに対峙し対処を試みたのかを検討する必要がある。ストレス対処の方法によって家族危機が発生する家族危機理論の1つに、アメリカの家族社会学者 Hill (1958) が提唱した ABC-X 理論がある。この理論は、第二次世界大戦下での兵士の家族を対象にした研究から導き出された。ABC-X とはこの理論を構成する要素を指し、A (ストレス源となる出来事)、B (家族がもつ対処資源)、C (出来事に対する家族の意味づけ又は認知) といった要因がどのように関係し、X (危機) が発生したのかを分析する。後に McCubbin et al. (1983) は、ABC-X 理論 (Hill 1958) を用いてベトナム戦争下で縦断的な調査を行い、家族が1つの危機を乗り越えた後も別の危機にさらされながら生活を続ける状況を見出した。McCubbin & Patterson (1983) は、ABC-X 理論 (Hill 1958) に、aA (累積するストレス)、家族 bB (既存資源と新規資源) と cC (一連の出来事に対する家族の意味づけ又は認知) を加え、家族の事態への「対処」によって、家族が現実に適応し生活を立て直すことができるか否かの新しい理論として二重 ABC-X 理論を提唱した。

本節では、新生児殺の加害者となった母親と死亡した新生児の父親並びにその家族が、妊娠を秘匿し犯行に至るまでのストレス源となる出来事への対処の仕方、すなわち、家族の問題解決のパターンを検討するための分析枠組みに ABC-X 理論を援用する (図表III-2-1)。まず、裁判傍聴記録から得られたデータを時系列に整理し、新生児殺発生までのプロセスを整理した。次いで、各トピックに際する母親の状況と、母親を取り巻く家族成員の状況について、ABC-X 理論の構成要素に基づき分析を行った。具体的には、加害者となった母親の当時の家族生活を脅かす出来事と考えられる構成要素を A (ストレス源) とし、A (ストレス源) に対する認知を C (ストレスの認知) とした。さらに、C (ストレスの認知) によって、母親や母親をとりまく家族成員がどのような対処をしたか、問題解決に向けた対処の仕方を、B (対処資源) とした。最後に、これら一連の問題解決に向けた行動によつ



図表III-2-1.
新生児殺発生までの問題対処の構図 (Hill (1958)より作成)

て、もたらされた家族の状況を、X（危機）とする⁵。なお、本節ではB（対処資源）を、母親と、父親を始めとする家族成員の問題への「対処の仕方」から分析を行った。

（2）分析対象

図表III-2-2. 研究2で対象とする事例一覧

事例	年齢	職業	子どもの数 (数字は出生順位 白丸：生存 黒丸：殺害・遺棄 取消線：中絶・流産)	父 (生物学的)	父(生物学的)は自分自身をどのような存在として見ていたか
1	母：31	無職	子ども①（第1子） 子ども②（第2子） 子ども③（第3子） 子ども④（遺棄）	父A	配偶者（法律婚の相手）
2	母：27	雑貨店パート従業員	子ども①（第1子） 子ども④（流産） 子ども⑤（遺棄）	父A	配偶者（法律婚の相手）
3	母：25	保育士	子ども①（殺害・遺棄）	父A	セックスフレンド（父Aの証言）
4	母：28	飲食店パート従業員、 コンパニオン	子ども①（第1子）	父A	婚約者
			子ども②（中絶） 子ども③（第2子） 子ども④（中絶） 子ども⑤（第3子） 子ども⑥（事故・窒息死）	父B	配偶者（法律婚の相手）
			子ども⑦（遺棄）	父C	セックスフレンド（父Cの証言）
			子ども⑧（殺害・遺棄）	父D	恋人（父Dの証言）
			子ども①（第1子）	父A	配偶者（法律婚の相手）
			子ども②（死産・遺棄）	父B	買春者（公判情報）
5	母：43	風俗店従業員	子ども③（殺害・遺棄）	父C	買春者（公判情報）
			子ども④（殺害・遺棄）	父D	買春者（公判情報）
			子ども⑤（殺害・遺棄）	父E	買春者（公判情報）
			子ども⑥（流産）	父F	買春者（公判情報）
			子ども⑦（流産）	父G	買春者（公判情報）
			子ども⑧（殺害・遺棄）	父H	買春者（公判情報）

（3）結果

1) 分析結果

家族の問題解決のパターンを見出すために、ABC-X理論の援用によって導出された家族の問題への対処の仕方の分析結果を示す。まず、分析対象の5事例の家族で新生児殺が

⁵ 井上は、ABC-X理論のBの資源について、「経済的・物質的なものではなく、関係的資源である」としている（井上眞理子 2005：96）。本節では、新生児殺の加害者となった母親を軸に、子どもの父親及びその他の母親に近しい家族成員の対処の仕方を、成員間の関わり方も含めてB（対処資源）として導出した。

発生した時点での世帯構成並びジェノグラムを、図表III -2-3、図表III -2-5、図表III -2-7、図表III -2-9、図表III -2-11に整理した。次に、各家族の問題解決のトピックス（T1～T6）における、母親及び父親をはじめとする母親を取り巻く家族成員の問題への対処の仕方を、図表III -2-4、図表III -2-6、図表III -2-8、図表III -2-10、図表III -2-12に整理した。

=事例1=

【家族構成】

図表III-2-3. 事例1の家族構成

同居の家族成員（7人）	ジェノグラム
父母世帯 父親（有職）、母親（求職活動中）、第1子（7歳）、第2子（5歳）、第3子（2歳：幼稚園入園前）	
祖父母世帯 父方祖父（退職しアルバイト）、父方祖母（病弱） ※近隣に父方伯母（父の姉）が在住	

【問題解決のトピックス T1～T5】

事例1-T1では、結婚当初に父方祖母の母に対する遠慮と母方祖父母の母への無理解があり、母は父方祖父母と同居生活を送るなかで家庭内に居場所がなかったことが示された。一方、父についての記述データではなく、父方祖母については自身の嫁姑問題の経験からの母に対する気遣いが却って家庭内で母の疎外感を生んでいたことが示された。事例1-T2では、父方祖父が退職したばかりの頃に、母が子ども③を妊娠し、父母は経済的な不安から産むか産まないかを悩み、同居する父方祖父母に相談している。父方祖父母を交えて話し合い出産する方向に進んだものの、父母が話し合ったのは「その時位ですかね…」と父は振り返った。事例1-T3では、病弱な父方祖母への気遣いと遠慮から、育児と家事の一切の負担を母が負い、一方で父は仕事優先で家庭内ることは母に任せっきりであったことが示された。事例1-T4では、子ども③を出産後、父母は家族計画について話あうことはなく、さらなる経済的困窮により不安が高まっていく状況が示された。母は家計を助けたいという思いから求人広告を調べるなど仕事を探している状況で、子ども④を妊娠する。子ども④の妊娠について、父が「家族計画は、していない」状況を示した。事例1-T5では、母自身が子ども④の妊娠に気づいた約3か月後に父は母が妊娠していることに気がつく。しかし、父母はお互いに妊娠について話すことを避けた。母は父方祖母、祖父、父にどう思われるのかを気に病み、父は母が妊娠したことを父に告げないことに対しての不安を高め、お互いに相手が自分をどう思っているのかを気にするばかりで、具体的な解決に向けての行動はとらないまま、出産の日を迎える。事例1-T6で、母は自宅風呂場で1人で子ども④を出産した。母親は子ども④が産まれた時の気持ちを「嬉しかった」と述べた。出産直後の子ども④に産着を着せミルクをあげようとしたが、飲まなかつたため、子ども④を寝か

図表III-2-4. 事例1の問題解決のトピックス

問題解決のトピック1	事例1	
	【母をとりまく人々】の状況	【母】の状況
A スルスレ 親類 (実家の立場)	<p>【父】の状況 ※母方実家並び父方実家で居場所がない母に關する父の記述データなし</p> <p>【父方祖母】の状況 〔① 父方祖母の気き労〕 ・父「結婚した当初から、うちの母親（父方祖母）の方も書いてたんですけど、母親（父方祖母）の方も、娘は間隔で苦労していました」→父「そうですね」</p>	<p>【母】の状況 〔① 父との結婚に対する母方祖父母の無理解〕 ・母「実家の両親（母方祖父母）には結婚する時から、あまりよく思われてなくて…」</p>
B 親類 (実家の立場)	<p>【父】の状況 ※母方実家並び父方実家で居場所がない母に關する父の記述データなし</p> <p>【父方祖母】の状況 〔① 父方祖母の気き労〕 ・父「娘（伯母）は今、別のアパートを借りて住んでいるんですけど、結婚した当初は、一緒に家の方に住んでたんですけど、何かあると、自分の娘（伯母）の方に頼って」「（祖母が）病院に行くとかそういう時とかも、娘（伯母）に連絡をして来てもらったり」</p>	<p>【母】の状況 〔① 父との結婚に対する母方祖父母の無理解〕 ・弁護士「実家の両親（母方祖父母）にも相談できなかつたのですか？」→母「言えませんでした」</p>
C モードル スルスレ 親類 (母の立場)	<p>【父】の状況 ※母方実家並び父方実家で居場所がない母に關する父の記述データなし</p> <p>【父方祖母】の状況 〔① 父方祖母の気き労〕 ・父「（祖母は母に）そういう風い（父方祖母が経験した嫁姑問題の苦労）をさせたくないから、負担をかけたくないんだっていう風に、うちの娘（父方祖母）は書いてたんですけど」「（母に）子育てを十分にしてほしいっていう頭があつたら」</p>	<p>【母】の状況 〔① 父との結婚に対する母方祖父母の無理解〕 ・母「二世帯以上、（母方祖父母）(二)夫（父）とか一緒に住んでいる両親（父方祖父母）とかの事を悪く言うようなことをすれば、向こうが嫌な思いをするんじゃないかなと思って」「私がそういう風に思っていることを言つたらいけないんじゃないかな」と思って」</p>
X モードル スルスレ 親類 (母の立場)	<p>【父】の状況 ※母方実家並び父方実家で居場所がない母に關する父の記述データなし</p> <p>【父方祖母】について 〔母の離外感〕 ・父「（父方祖母の気き労）が母にとつては逆に、娘られないっていう風な結果になってしまった」</p>	<p>【母】の状況 〔母の居場所のなさ〕 ・父「二世帯のようなんですねけど、それぞれの暮らしとかはそれぞれにやつて、食事は一緒にとるんですけど、家の中では妻（母）の方は、うちの両親（父方祖父母）に遺産してた部分が多めあって…」</p> <p>・弁護士「同居家族の中でも被告人（母）の居場所つていうのはあんまりなかつたのですか？」→父「結局、作れてなかつたんじゃないかな」</p>

問題解決のトピック2		事例1-T2：子ども③妊娠で中絶に悩む父母			
【父】の状況 〔① 経済的不安の中での子ども③妊娠〕 ・父「3人目(子ども③)の時も、難しかった、経済的に難しかった部分もあつたんですけど」 ▲ ストレス源	【母】の状況 〔① 父方祖父の退職による経済的不安の中での子ども③妊娠〕 ・母「経済的に、父(父方祖父)がちょうど退職して定年で退職したくらいで。父(父方祖父)と義母(父方祖母)の収入がなくなっている状態だったのです」 ・母「(妊娠がわかった時に経済的な不安があり)中絶するように、自動的に筆をとりました」	【母】の状況 〔① 父方祖父の退職による経済的不安の中での子ども③妊娠〕 ・母「その時は、色々と両親(父方祖父母)と相談して、産んだんですけど」 ・父「その時は、色々と両親(父方祖父母)と相談して、産んだんですけど」 △ 対処選択 (内気の仕方)	【母】の状況 〔① 父方祖父の退職による経済的不安〕 ・母「3番目(子ども③)を産む時に、産むか産まないか躊躇があつたようですね？」→母「はい」 ・弁護士「えっと、3番目(子ども③)の時も、「できたのは、産んだ方がよい」とて言われたことがあつたので」 ・弁護士「(経済的な問題はあつたが話し合いで確認って育てていこうっていう事になり)3番目のお子さん(子ども③)、出産されたんですね」→母「はい」	【母】の状況 〔① 父方祖父の退職による経済的不安〕 ・母「父(父方祖父)が退職したばかりくらいの時で、経済的にまた苦しくなるんじゃないかなっていう不安があつたので…」 △ 対処選択 モデル △ ストレスの要因	【母】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機
【父】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機	【母】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機	【母】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機	【母】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機	【母】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機	【母】の危機 〔子ども③出産後に父母間で話し合はない〕 ・父「その障壁ですかね。おそらく…(母と)しゃべつたっていうのは」 × 危機

問題解決のトピック3	事例1-T3：育児と家事の一切の負担を負う母
【父】の状況 ※育児と家事の一切の負担を負う母に対する父の記述データなし A ストレス源	【母】の状況 〔① 子育てを助けてもらえない父が家事での同居〕 ・母「(父方)相母に子どもをどうしても預けないといけない時に、養母(祖母)に『良い子だったけど、でも、やっぱり私は預かるわ』と言われたりとか、次の日の日とかしてました」「(子どもを)預けた次の日とか、(父方祖母は)寝起きで寝込んでいたとか」「(父方)相母は食べるものもおかゆとか、体に負担がかからないものばかりしか食べられなかつた」
【父】の状況 ※育児と家事の一切の負担を負う母に対する父の記述データなし B 対処意識 (対処の仕方)	【母】の状況 〔① 子育てを助けてもらえない父が家事での同居〕 ・母「(病弱で子どもを預けるとすぐ寝込む父方)相母に(手伝つても)う事について、負担をかけているという風に思つていたんです ・父「子どもにどつては、子どもの面倒もよく見まssiし、料理とかそういうのも、家事も本当に掃除な妻だった」「本当に愛情いっぱいに子ども達のことを育てていた」
【父】の状況 ※育児と家事の一切の負担を負う母に対する父の記述データなし C モデル ストレスの感覚	【母】の状況 〔① 子育てを助けてもらえない父が家事での同居〕 ・弁護士「養理の両親(父方)相母)に育児を手伝つてもう事について、負担をかけているという風に思つていたんです ・母「(母)にはい、思つていました」 ・母「養母(祖母)に(子どもを)預ける事が、私には申し訳なくて……」 ・弁護士「そういうこと(父方)相母に子どもを預けた後に父方相母の体調が悪くなる)にも引け目を感じたっていう事ですか？」→母「はい」
【父】の危機 〔家庭生活を母に任せせる父の無関心〕 ・父「今まで、仕事優先でしてまして」「妻(母)の方に家のことをほとんど任せっきりだったので」 X 危機	【母】の危機 〔同居生活で母が殆ど全ての育児と家事の負担を負う〕 ・弁護士「事件前、3人のお子さん(子ども①、子ども②、子ども③)の育児は、主にどなたが担当されていたんですか？」→父「妻(母)です」

問題解決のトピック4		事例1-T4：子ども③出産後の無計画な家族計画と経済的困難	
A ストレス源	【父】の状況 〔①子ども③出産後の経済的逼迫とその後の家族計画〕 ・裁判官「更に子どもが増えると（経済的に）大変だつたりするっていうのは、もう実際経験されたきたところだと思ふんだけれども、その辺の話、コミュニケーションですか？」→父「まあ、そういうですね」	【母】の状況 〔①さらなる経済的困難の不安〕 ・母「娘(娘)は働きに出でないので、夫(父)の收入だけで暮らしていたので、その收入だけでは苦しくなる」「両親(父方祖父母)がそれそれに精氣を抱えていて警込んでいた日とかも見ていたので、青児の負担をこなす以上負担はかかなくていい」	
B 経済資源 (具体的な方法)	【父】の状況 〔①子ども③出産後の経済的逼迫とその後の家族計画〕 ・裁判官「この4人目のお子さん[子ども①]をね、作るかどうか、この辺の家族計画の事って、被告人(母)とお話ししながらつたんですね？」→父「家庭計画は、していないですね」	【母】の状況 〔①さらなる経済的困難の不安〕 ・弁護士「お仕事なんかを探していたんですね？」→母「具体的にハローワークとかには行つてないですけど、新聞の折り込みとかだったり、スーパーとかのパート募集とかを見たりして、時間とかはしていました」	
C モードル ストレスの要因	【父】の状況 〔①子ども③出産後の経済的逼迫とその後の家族計画〕 ・裁判官「経済的にみて、4人目[子ども①]が育てられないとか、そういう状況にあつたんですけど、そういうふうに育てていく際はどうやって、生活していくことを考えていましたか？」→父「まあ、その隣(娘)も悩んだところで、マイナスを考える傾向があつたのかな」と思いますが、「3番目の次女[子ども②]も相談しながら、どこまで働きに行こうと悩つてしましました」	【母】の状況 〔①さらなる経済的困難の不安〕 ・弁護士「子どもを八歳育てるようになるので、私(母)も、義母(父方祖母)の体調と相談しながら、どうやって働きに行こうと悩んでいました」	
D 危機	【父】の危機 〔無計画な家族計画による子ども①妊娠〕 ・裁判官「今回のお子さん[子ども①]というのは、偶然というか、たまたまというか、できた、そういう風に聞いたらいんですか？」→父「はい」	【母】の危機 〔経済的にさらに困窮する中で子ども①妊娠〕 ・弁護士「今度、それから、人の目のお子さん[子ども①]を妊娠した時点では、経済的にさらに苦しくなっていたから、あなた(母)も、また悩んでしまったということがあります？」→母「はい」	X 危機

問題解決のトピック5		事例1-T5：予定外の子ども①妊娠と夫婦間の話し合いの回遊		
		<p>【父】の状況 ①母の子ども①妊娠 ・弁護士「主人(父)は、事件前、被告人(母)が妊娠していることに気づいていましたか?」→父「妊娠しているだらうなどいう風に、様々気づいて、感じてました」→弁護士「いつ頃、そういう風になりましたか?」→父「年明け位から、妊娠してただらうなと思ってました」</p>	<p>【母】の状況 ①子ども①の妊娠 ・弁護士「妊娠に気づいたのがいつ頃なんですか?」→母「9月から10月の秋口だと思います」「ちゃんと産めるのかなっていう思いと、經濟的に苦しいのに産んだとして育てられるのかという不安がありありました」 ・母「周りからも、他にも子どもが生まれる家に対して、「あそこは子どもばかり作って」みたいなのを聞いたりして」</p>	
		<p>【父】の状況 ①母の子ども①妊娠 ・弁護士「(子ども①の妊娠の裏面について)主人(父)からは、確証はしましたか?」→父「いや、していません」 ・検察官「先ほど、あなたは、被告人が妊娠しているんじやないかと思っても、自分の弱さがあるって、懼がめるのかなという不安もあなかつたと仰っていましたね」→父「はい。経済的な心配もありましたし、妻になんて言われるのかなという不安もあなかつたと仰げなかつた」「聞けなかつた」</p>	<p>【母】の状況 ①子ども①の妊娠 ・母「(子ども①の妊娠の裏面について)主人(父)に言つてこなかつたっていうのは、聞いた時に思つてないんですけど、実際に所、体調面だけたり、金銭面とか考えると、「何で、また子どもなんて」って思つているんじゃないかなって」 ・14人目子ども①が出来たと言つても、内心どう思つてるのかなっていう不安があつて…」 ・母「(周囲が妊娠した女性に対し、「あそこは子どもばかり作って」等と言うのを聞き)自分(母)もそういう人だなと思つてたし…」 ・母「中絶するにももう日数が過ぎているんじやないかという思いで…」</p>	
A B C モデル	X Y Z ストレスの感知	<p>【父】の状況 ①母の子ども①妊娠 ・父「今まで3人出産してたので、そういう危険とかも本人もわかつてるとは思つてた」「妊娠していれば、本人(母)から、自分(父)の方に書つてくるだらうなどという思いがあって」「自分(父)に書つてこなかつたっていうのは、聞いた時に思つてないんですけど、実際に所、体調面だけたり、金銭面とか考えると、「何で、また子どもなんて」って思つているんじゃないかなって」 ・母「(周囲が妊娠した女性に対し、「あそこは子どもばかり作って」等と言うのを聞き)自分(母)もそういう人だなと思つてたし…」</p>	<p>【母】の状況 ①子ども①の妊娠 ・母「(母の妊娠の裏面について何も言わないことへの不安)父が妊娠していただらうなと思ってても、やっぱり、こっちの思い過ごしがいいのも色々考えて、人に聞けずに、こ</p>	
	X 危機			

両親解決の ド・ビック6		事例1-76：子ども①の出産・死亡・遺棄		
A ストレス源	【父】の状況 〔① 子ども①出産を遺棄〕 ・検察官「(父)の様子ですか、部屋にミルクの入った哺乳瓶が置いてあつた事等から、被告人(母)がやはり妊娠している、子ども①を産んだんだという事を確認した。」 〔② 母が子ども①の遺体を墓地に埋めた。〕 ・検察官「被告人(母)が赤ちゃん(子ども①)の死体を墓地に埋めた。」 ・父「妻とも色々話をして、警察にも連絡しようかという話にもなつたんですけど」「周りに言えずに言わずにいた」	【母】の状況 〔① 子ども①出産〕 ※父が母の子ども①の出産を確信した際の記述データなし 〔② 母が子ども①の遺体を墓地に埋めた。〕 ・父「妻とも色々話をして、警察にも連絡しようかという話にもなつたんですけど」「周りに言えずに言わずにいた」	【母】の状況 〔① 子ども①出産〕 ・検察官(係送調書)「(母)は出産直後に産まれた子どもを撮影した、携帯電話で撮影した写真…」 ・検察官(係送調書)「(出産後)被告人(母)は赤ちゃん(子ども①)のへその縁を切り、体についていた血を流し、お風呂場のお湯で洗しました。母乳やミルクをあげようとしたが、飲む様子がなかったので断念し、(子ども①を布団に寝かせた後)被告人(母)も隣で眠ってしまいました。」 〔② 子ども①の死に・遺棄〕 ・母「どうして良いかわからなくて、お墓に行きました。」 ・検察官(係送調書)「(子ども①)の死体をバスタオルで包んだうえ、被告人(母)が運転する自動車に乗せ墓地まで運びました。」 ・検察官(係送調書)「(子ども①)死体をお墓の敷地内に運び、そこに自分で穴を掘って埋めてしまつた…」	【母】の状況 〔① 子ども①出産〕 ・検察官「お子さん(子ども①)が産まれた時は、どういう気持ちでしたか?」→母「嬉しかつたです。きちんと出産してくれたから。でも、声をあげなかつたので、かすれたような声しか聞けなかつたですけど。きちんと産まれたのは嬉しかつたです。」 〔② 子ども①の死に・遺棄〕 ・母「〔1人で出産し〕その赤ちゃん(子ども①)が亡くなつてしまつたっていうのを、家族に伝えるのは辛かつた」 ・母「赤ちゃん(子ども①)を保護してあげたいって」「その辺に届けてくるようなことは出来ないと思う」「私がわからなくて…」 ・検察官(係送調書)「(子ども①)の妊娠に何も話していないかつたのに、今更、死んでしまつた赤ちゃん(子ども①)の姿を家族に見せることができないなどと考え…」
B ストレス源	【父】の状況 〔① 子ども①出産を遺棄〕 ※父が母の子ども①の出産を確信した際の記述データなし 〔② 母が子ども①の遺体を墓地に埋めた。〕 ・検察官「(母が子ども①の遺体を墓地に埋めた)その事実をあなた(父)は被告人(母)から打ち明けられましたよ。」 ・父「色々考えた末に、やはり、今いる(子ども①、子ども②、子ども③)をしっかりと育てなきゃやしないので、勝手な彼らの思いなんですね。」 ・父「自分が勝つてしまつて」「お墓に埋めただつていう事で、供養、そこそこには埋めたんじゃないけど、供養されるんじゃないかなと」	【父】の状況 〔① 子ども①出産を遺棄〕 ※父が母の子ども①の出産を確信した際の記述データなし 〔② 母が子ども①の遺体を墓地に埋めた。〕 ・検察官「(母が子ども①の遺体を墓地に埋めた)その事実をあなた(父)は被告人(母)から打ち明けられましたよ。」 ・父「色々考えた末に、やはり、今いる(子ども①、子ども②、子ども③)をしっかりと育てなきゃやしないので、勝手な彼らの思いなんですね。」 ・父「自分が勝つてしまつて」「お墓に埋めただつていう事で、供養、そこそこには埋めたんじゃないけど、供養されるんじゃないかなと」	【父】の状況 〔① 子ども①出産〕 ・検察官「お子さん(子ども①)が産まれた時は、どういう気持ちでしたか?」→母「嬉しかつたです。きちんと出産してくれたから。でも、声をあげなかつたので、かすれたような声しか聞けなかつたですけど。きちんと産まれたのは嬉しかつたです。」 〔② 子ども①の死に・遺棄〕 ・母「〔1人で出産し〕その赤ちゃん(子ども①)が亡くなつてしまつたっていうのを、家族に伝えるのは辛かつた」 ・母「赤ちゃん(子ども①)を保護してあげたいって」「その辺に届けてくるようなことは出来ないと思う」「私がわからなくて…」 ・検察官(係送調書)「(子ども①)の妊娠に何も話していないかつたのに、今更、死んでしまつた赤ちゃん(子ども①)の姿を家族に見せることができないなどと考え…」	【母】の状況 〔① 子ども①出産〕 ・検察官「お子さん(子ども①)が産まれた時は、今、どういう風な生活ですか?」→父「母(妻)が逮捕された後、お子さん達(子ども②、子ども③)は、急遽入院することになつたと話しました。」 ・検察官「遺棄から(約2か月後)寺を訪れた觀光客が(子ども①)の死体を発見し、寺の住職が警察に通報したことであつた」
C ストレスの要因	【父】の状況 〔母が子ども①の死体を墓地に埋めた〕 ・父「自分が子供に、親としての責任感をもつて、死んだ娘の死体を墓地に埋めました。」 C ストレスの要因	【父】の状況 〔母が子ども①の死体を墓地に埋めた〕 ・父「自分が子供に、親としての責任感をもつて、死んだ娘の死体を墓地に埋めました。」 C ストレスの要因	【父】の状況 〔母が子ども①の死体を墓地に埋めた〕 ・父「自分が子供に、親としての責任感をもつて、死んだ娘の死体を墓地に埋めました。」 C ストレスの要因	【母】の状況 〔子ども①遺棄犯覚〕 ・検察官「遺棄から(約2か月後)寺を訪れた觀光客が(子ども①)の死体を発見し、寺の住職が警察に通報したことであつた」

せ隣で自分も眠った。一方で父は部屋にミルクの入った哺乳瓶があるのを見て母の出産を確信したが、それ以外の出産当日の父に関する記述データはない。母は目が覚めて子ども④の死亡に気づき、この状態を家族に見せるわけにはいかないと思い、遺体を車で運び墓地に埋めた。翌日、母は父に遺体を墓地に遺棄したことを告げるが、父は母を犯罪者にしたくないという思いから警察に通報せず、墓地に埋めたことが自分たちなりの供養であり、今いる3人の子どもたちをしっかり育てることが大切だと考え、約2か月放置した状況が続いた。

【問題解決のパターン】

以上から、事例1の父母は、子ども③の妊娠を父方祖父母に相談した際に、出産するという問題解決がなされたが、その後は、父母は避妊について具体的に話し合うことはなく、自分たちの責任において問題に対峙する機を逸した。家族内の人間関係に神経を遣い、互いに相手がどう思っているのかを気にしながら、表面上の平穏を保つ問題解決のパターンが生じていたことが示された。父母はお互いに経済的な不安と予期せぬ妊娠への対処の不安をもちながら、コミュニケーションを回避することで、多世代家族の生活を維持したといえよう。その方法は、父母の関係を疑心暗鬼の状態へと閉塞させ、不作為によって子ども④の妊娠期間を過ごし出産・遺棄が発生した経緯が明らかになった。

=事例2=

【家族構成】

図表III-2-5. 事例2の家族構成

同居の家族構成員（6人）	ジエノグラム
<ul style="list-style-type: none"> ・父母世帯 母（パート）、父（有職）、第1子（8歳） ・祖父母世帯 母方祖父（有職）、母方祖母（有職）、伯父（母の兄：有職） 	<p>事件発生時の家族図</p>

【問題解決のトッピックス T1～T2】

事例2-T1では、母は高校在学中に子ども①を妊娠するが、母方祖父母には告げず父にだけ伝え、高校卒業後に職場倉庫で出産した。出産を機に、父母、子ども①は、母方実家で母方祖父母と伯父の6人の同居生活を始めた。父は母方実家に「住まわせてくれる」と感謝しつつ、当初は気持ちの整理がつかない状態であったことが示唆された。事例2-T2では、母が子ども①を除く家族構成員のなかで唯一仕事に就いていないことから、6人家族の家計管理を任された母の状況が示された。母方祖父母と伯父は一定の生活費を収めたが、父は収入を小遣い・趣味・ギャンブル等に使い、母が苦言を呈したが改善されず、家計は赤字

図表III-2-6. 事例2の問題解決のトピックス

問題解決のトピック1	【母をとりまく人々】の状況	
	事例1	事例2
	<p>【父】の状況 ① 母の子ども①妊娠 検察官(犯行状況等)「被告人(母)は当時、第1子(子ども①)を妊娠していたが、夫以外にはその事實を伝えないまま…」</p> <p>A ストレスマネジメント</p>	<p>【母】の状況 ① 子ども①の妊娠 ・母「妊娠がわかった時は、まだ高校生だったし」 ・検察官(犯行状況等)「被告人(母)は当時、第1子(子ども①)を妊娠していたが、夫(父)以外にはその事實を伝えないまま…」</p> <p>B ストレマ 精神的支援 (精神的サポート)</p>
	<p>【父】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・弁護士「長男さん(子ども①)の妊娠については、同居家族、自分の家族には報告された?」→母「自分の家族には話をしたんですけど、同居家族には…」 ・弁護士「長男さん(子ども①)が、どういう状況で産まれたのかご存知ですかね?」→父「ショッピングセンターの一…販賣で産まれたと聞いています」→弁護士「産婦人科の経験ではない。どうして、そういう状況になつたのでしょうか?」 →父「それまで、僕(父)が一緒に産婦人科に行ったこともなかったし…」</p> <p>C ストレマ 精神的支援 (精神的サポート)</p>	<p>【母】の状況 ① 子ども①の妊娠 ・弁護士「長男さん(子ども①)を妊娠したことを、あなたのご両親(母方祖父母)に話しました?」→母「いいえ、してません」 ・弁護士「専属病院に行くことをなくして、あなた(母)の場合は出産するところになりました」 ・検察官「高校卒業後、デパートの洋服店に就職、被告人(母)は当時第1子(子ども①)を妊娠していたが、夫(父)以外にはその事實を伝えないまま、勤務中に出産した」</p> <p>D ストレマ 精神的支援 (精神的サポート)</p>
	<p>【父】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・父「母の妊娠・出産について)そういうところ(産婦人科)がちゃんとしてくれるという考え方がなかつたので…あまり気にならなかった」</p> <p>E モード モデル ストレマ 精神的支援</p>	<p>【母】の状況 ① 子ども①の妊娠 ・弁護士「母は勤務中に仕事先で子ども①を出産し、これを娘に連絡し、その後は両親(母方祖父母)が母を扶助と長男(子ども①)を引きとる形で、両親(祖父母)の方で、両親(祖父母)、兄(父)、夫(父)、長男(子ども①)と同居し、世帯を共有しながら生活していた」</p> <p>F モード モデル ストレマ 精神的支援</p>
	<p>【父】の危機 【出産後に母方実家で同居】 ・弁護士「(母が子ども①出産後に母方実家で)一緒に住むようになりますよね。養育の父母(母方祖父母)に対して、あなた自身、どういうお気持ちがあつた?」→父「最初は氣を遣わないといけないですし、若干、家に居づらいと」「住まわしてくされることで感謝してたんだですが、気持ちの整理というのには…」</p> <p>G モード モデル ストレマ 精神的支援</p>	<p>【母】の危機 【出産後に父と実家で同居】 ・検察官(犯行状況等)「母は勤務中に仕事先で子ども①を出産し、これを娘に連絡し、その後は両親(母方祖父母)が母を扶助と長男(子ども①)を引きとる形で、両親(祖父母)の方で、両親(祖父母)、兄(父)、夫(父)、長男(子ども①)と同居し、世帯を共有しながら生活していた」</p> <p>H モード モデル ストレマ 精神的支援</p>

問題解決のトピック2		事例2-72：6人家族の家計を管理する母	
A ストレート	【父】の状況 〔① 父の収入の使い道〕 ・検察官「現行状況等」「被告人(母)ら世帯の審計は、両親(祖父母)と兄(伯父)の収入で崩われていたため、夫(父)の収入は被告人(母)ら夫婦(父母)と長男(子ども①)のために使うことができたが…」	【母】の状況 〔① 6人家族の家計管理を任せられた母〕 ・弁護士「家計のやりくりはどうなったが?」→祖父「〇〇(母)です」→弁護士「被告人(母)が管理していたのは食事や水道、光熱費の管理?」→祖父「そうですね」	
B 片想い (片想いの比率)	【母方祖父】の状況 〔① 6人家族の家計を崩す〕 ・弁護士「母方祖父母と伯父が崩しているのでどのようにお達しされていたんですか?」→祖父「私ら(母方祖父母)と私の長男(伯父)2万ずつ差してました」	【父】の状況 〔① 父の収入の使い道〕 ・母「父のお金の使い方はお小遣い…趣味…ギャンブルとか、仕事でも使うので…」 ・父「家計の収入について自分も聞くことはなかったんですね?」→父「ないですね」 ・弁護士「支出のこの辺を勘査しようと、話し合つたこともないですかね?」→母「ないですね」	【母】の状況 〔① 6人家族の家計管理を任せられた母〕 ・弁護士「支出は何に使つていた?」→母「食費や主人(父)のお金です」→弁護士「お金の出し入りがどうなったか?」→母「お金の出し入りがどうなったが…」→母「お小遣い、趣味、ギャンブルとか、仕事でも使うのでそのお金も」 ・弁護士「あなた(母)から(父)に苦言を呈したことは?」→母「何度もあります」 ・弁護士「家庭で言いたいことが言えなかつたということがあります。娘さん(母方祖父母)に言いたいことが言えなかつたのは…」
C C-X モデル	【母方祖父】の状況 〔① 6人家族の家計を崩す〕 ・弁護士「娘さん(母)に、これでやつていただけるのかと尋ねたことはありますか?」→祖父「記憶にないです」	【父】の状況 〔① 父の収入の使い道〕 ・弁護士「収入について何か言われたことは?」→「基本的に家計のことは(母)に全て任せています」	【母】の状況 〔① 6人家族の家計管理を任せられた母〕 ・母「主人(父)の給料を全部私(母)が管理しているので、私がやりくりがうまくできなかつたのが原因だと」 ・母「主人(父)の給料を全部私(母)が管理しているので、私はお金を渡すのが原因だったのです?」→母「いい」→弁護士「ご主人(父)にどうぞ」として正面に書きなづかんで下さいか?」→母「お金のことは、主人(父)に書いててもどうしようもないと思ってしました」 ・弁護士「母(母)が給料を全部が預かっているので相談しても無駄だと思った…」 …良い関係を壊さないでください
X モデル	【母】の状況 〔① 6人家族の家計を崩す〕 ・弁護士「(經濟的)に苦しいのかなとはお思いになつた?」→祖父「簡単な食事やレトルトがたりするときの苦しいのかな」と言つただけ ・祖父「母について辛いことは言わはず、なんとかしよう、なんとかしようとする子ですね」	【父】の状況 〔① 父の収入の使い道〕 ・弁護士「収入について何か言われたことは?」→母「正直赤字でした」 ・母「2つの事件で経済的な理由が大きく横たわっていると思いますが、毎月の収支は?」→母「正直赤字でした」 ・弁護士「経済的なことで、ご主人(父)に心配をかけなくつた」 ・弁護士「経済的なことが一晩寝床原因になるような気がするんですが」→父「給料に見合つた自分(父)の小遣いの使い方をしているかと言われるそ�うでない部分もあつた」	【母】の状況 〔赤字の家計を負う〕
Y 経験	【祖父】の状況 〔家計管理に無頓着〕 ・祖父「(母が家計のやりくりを)やれるもんだと、わたし(祖父)男性ですし慣れないことはわからんですね」		

問題解決のトピック3		事例2-T3：子ども①の保育園入園準備でサラ金から借金+父の浪费と浮気+母はパート先で窃盗し父の浮気相手に慰謝を請求		
		<p>【父】の状況 〔① 子ども①保育園入学準備金〕 ※「子ども①保育園入学準備金について記述データなし」 〔② 父の浮気の発覚と子ども②の流産〕 ・弁護士「女性関係でこ夫婦(父母)がもめたことがあったようですが…」 ※子ども②の流産についての記述データなし</p>	<p>【母】の状況 〔① 子ども①の保育園入学準備金〕 ・検察官(犯行状況等「子どもの①が保育園に入園するにあたり、被告人(母)は準備資金が足りなかつた」 〔② 父の浮気の発覚と子ども②の流産〕 ・検察官(犯行状況等「飲食店でパート勤務するようになつた」その後、まもなく、夫(父)の浮気が発覚し、第2子(子ども②)を流産するなどの問題が起きる」</p>	
A スドヘン スドヘン A B C モードル モードル モードル	<p>【父】の状況 〔① 子ども①保育園入学準備金〕 ※「子ども①保育園入学準備金について記述データなし」 〔② 父の浮気の発覚と子ども②の流産〕 ・弁護士「父の浮気が発覚した後の関係は修復したと？」→父「はい」 ※子ども②の流産についての記述データなし</p>	<p>【母】の状況 〔① 子ども①の保育園入学準備金〕 ・検察官(犯行状況等「(子ども①の保育園入学準備金を補うため)サラ金から借金した」「借金返済のため被告人(母)は飲食店でパート勤務をするようになつた」「金欲しさに同僚の財布から現金を抜いた」 〔② 父の浮気の発覚と子ども②の流産〕 ・検察官(犯行状況等「夫(父)の浮気相手に慰謝料として150万を要求し、日々10万円を支払わせるようになつた」「しかし、その情報を漏して、夫(父)や両親(母方の祖父母)にはアルバイトを嫌けて収入を得ているように伝えた」</p>	<p>【母】 〔① 子ども①の保育園入学準備金〕 ・検察官(犯行状況等「(子ども①の保育園入園の準備資金が足りなかつた…」 〔② 父の浮気の発覚と子ども②の流産〕 ・検察官(犯行状況等「パート先で窃盗し)警察に逮捕されるなどしたため、借金返済に困るようになつた」</p>	
		<p>【父】の危機 〔審計の実態を知らない〕 ・弁護士「被告人(母)があなた(母)の自動車学校や車を買うお金を捻出するために、サラ金から借金をしていたのはご存知でしたか？」→父「知りませんでした」</p>	<p>【母】の危機 〔父に新車を買ひ与え貰ひ借金〕 ・検察官(犯行状況等「夫(父)に新車を買ひ与えるなどしてローンを組むなどして新たな借金を重ねた」</p>	X 危機

問題解決のトピック4		事例2-14：祖父母に自立を促されプレッシャーを感じる+100円ショップの職場で窃盗			
A ストップ調 (実現の妨げ)	【父】の状況 〔① 母方祖父母から自立の促し〕 ・弁護士「被告人(母)の両親(母方祖父母)から自立を促されていたことについてとは？」→父「まあ、やっぱ、お金が無いので…」	【母】の状況 〔① 祖父母からの自立の促し〕 ・母「相模から2人目ができるから家を出てもらうと強く言われていたのは、間違いないですね」 ・弁護士「お母さん(母方祖母)から自立しようと強く言われたのは、間違いないですね」 ・検察官「犯行状況等」「(母は)かねて両親(母方祖父母)の取扱いに依存している生活ぶりを注意され	【父】の状況 〔① 父母へ自立を促す〕 ・弁護士「(母方祖父母から)早く自立するようにとは、あなた(父)自身、言われたことはある？」→父「早く自立するようという言葉ではなかったですが、やくゆくは3人でいう話はありました」	【母】の状況 〔① 祖父母からの自立の促し〕 ・検察官「(母)は100円ショップで働くようになった」 ・弁護士「奥さんと話したことは？」→父「まあ、何度か」「毎日すこしずつでも貯金出来たらいいね」という話をしました」→弁護士「毎月どのくらいできるとか、始めた話は？」→父「いや、そこまでは…」 ・検察官「これまで自立をなさってなかつたのは…」	【母】の状況 〔① 祙父母から自立の促し〕 ・弁護士「娘さん(母)は、自立しなければならないプレッシャーを感じていたようです」 ・母「(母方祖母から自立するよう強く言われた)その時、嫌みじやないけど、そんな風にとらえてしました」
B ストップ調 (実現の妨げ)	【父】の状況 〔① 母方祖父母から自立の促し〕 ・弁護士「被告人(母)の両親(母方祖父母)から自立を促されていたことについては？」→父「まあ、…家の方に…住まわせて頂きたいといつるのは…」 ・検察官「(同居を続ける自立をしなかつたのは)どういう理由? 基本に経済的な理由から？」→父「はい、経済的理由」	【母】の状況 〔① 祙父母から自立の促し〕 ・弁護士「娘さん(母)は、自立を促す」	【父】の状況 〔① 父母へ自立を促す〕 ・弁護士「娘さん(母)に、出て行つてほしい・出で行って行つてもらわなければ困る？」→祖父「いやいや、それはないです」「今すぐにはなくて、将来的に家庭をもつた方がいいだろうと」	【母】の状況 〔① 祙父母から自立の促し〕 ・弁護士「娘さん(母)は、自立しなければならないプレッシャーを感じていたようです」 ・母「(母方祖母から自立するよう強く言われた)その時、嫌みじやないけど、そんな風にとらえてしました」	【母】の危機 〔窃盗の巧妙化並び悪化〕 ・検察官「(犯行状況等)「(動機失で)窃盗事件を起こし、被告人(母)はこれを機に動機失を無断退職」 ・弁護士「奥さん(母)に窃盗前歴ありますよね? このとき、なぜ活いかできていたんでしょうか？」→父「ちよつと、自分(父)の中でそういうことを甘く見ていましたとか、軽く考えていたことがありますして…」 ・父「娘なら夫婦(父母)に関しては、使うことが好きでないので、喧嘩がかなり少ないとこうがかった」
C ストップ調 (実現の妨げ)	【父】の状況 〔① 母方祖父母から自立の促し〕 ・弁護士「(母)は、自立してほしいと？」→祖父「将来的に家庭をもつた方が良いと」「私たち(母方祖父母)がそうだったように、軸元を離れて生活してと」→祖父「はい」	【母】の危機 〔母方祖父母の危機〕 ・検察官「(母)は、自立してほしいと？」→祖父「将来的に家庭をもつた方が良いと」「私たち(母方祖父母)がそうだったように、軸元を離れて生活してと」→祖父「はい」	【父】の危機 〔家庭生活で問題があつても融合わないと〕 ・弁護士「毎月どのくらい儲めた話は？」→父「いや、そこまでは…」 ・弁護士「奥さん(母)に窃盗前歴ありますよね? このとき、なぜ活いかできていたんでしょうか？」→父「ちよつと、自分(父)の中でそういうことを甘く見ていましたとか、軽く考えていたことがありますして…」 ・父「娘なら夫婦(父母)に関しては、使うことが好きでないので、喧嘩がかなり少ないとこうがかった」	【母】の危機 〔窃盗の巧妙化並び悪化〕 ・検察官「(犯行状況等)「(動機失で)窃盗事件を起こし、被告人(母)はこれを機に動機失を無断退職」 ・弁護士「奥さん(母)に窃盗前歴ありますよね? このとき、なぜ活いかできていたんでしょうか？」→父「ちよつと、自分(父)の中でそういうことを甘く見ていましたとか、軽く考えていたことがありますして…」 ・父「娘なら夫婦(父母)に関しては、使うことが好きでないので、喧嘩がかなり少ないとこうがかった」	【母】の危機 〔窃盗の巧妙化並び悪化〕 ・検察官「(犯行状況等)「(動機失で)窃盗事件を起こし、被告人(母)はこれを機に動機失を無断退職」 ・弁護士「奥さん(母)に窃盗前歴ありますよね? このとき、なぜ活いかできていたんでしょうか？」→父「ちよつと、自分(父)の中でそういうことを甘く見ていましたとか、軽く考えていたことがありますして…」 ・父「娘なら夫婦(父母)に関しては、使うことが好きでないので、喧嘩がかなり少ないとこうがかった」

問題解決のトピック5		事例2-T5：子ども⑩の妊娠	
A ストップ調	【父】の状況 〔① 母の子どもの妊娠〕 ・弁護士「(子ども⑩の)妊娠を知ったのはいつ?」→父「5月」	【母】の状況 〔① 子どもの妊娠〕 ・検察官「(子ども⑩の)妊娠を知った頃」「(100円ショップで働くようになった頃)子ども⑩を妊娠した」 ・検察官「(子ども⑩を)出産しようとした決めていて…」 〔② 母方祖父母からのプレッシャー〕 ・検察官(犯行状況等)「母方祖父母から自立ができない間は2人目を作らないようにと意見されることがあった」	
B 押切の辻方 押切の辻方	【父】の状況 〔① 母の子どもの妊娠〕 ・検察官「(子ども⑩の)妊娠を知っている人がほほない状態だった。この子(子ども⑩)が生まれるという事に関して、妻(母)と娘したこと?」「父」「差違はしていないかった」「子ども⑩が生まれたことしか話しておらず、漠然としたことしか話していない」と	【母】の状況 〔① 子どもの妊娠〕 ・検察官「(子ども⑩の)予定日を知らされた」 ・検察官「(子ども⑩を)出産しようとして…(出産費用の補助があることを)調べなかつたの…」 〔② 母方祖父母からのプレッシャー〕 ・検察官(犯行状況等)「夫(父)には(子ども⑩の)妊娠を伝えたものの、両親(母方祖父母)には打ち明けずにいた」 ・検察官(犯行状況等)「被告人の様子がおかしいことに気づいた。妻(母)が妊娠していることを悟ったが、被告人(母)は『(子ども⑩を)流産した』など嘘をついていた」	
C C ストップ調 ストップ調	【父】の状況 〔① 母の子どもの妊娠〕 ・弁護士「(子ども⑩を)おろすという選択は考えられなかった?」→母「考えられません」「長男(子ども①)の時みた いに(子ども⑩も)産めたら(母方祖父母は)が面接みてくれると甘い考え方をもつていたからです」 ・検察官(犯行状況等)「被告人(母)は、(子ども⑩の)出産予定日が近づくにつれ、被告人(母)の生活費のほか、 出産費用をどうしようか悩むようになりました」 〔② 母方祖父母からのプレッシャー〕 ・弁護士「(子ども⑩の)妊娠を話せなかつたので、長男(子ども①)の時のようにになると思った理由として」→母「深く考えていました」 ・弁護士「お母さん(母方祖父母)から妊娠を出でてもらうと嘗められたのです」 ・弁護士「お母さん(母方祖父母)から妊娠したのが聞かれた時、(子ども⑩を)流産したと嘘を書きましたよね。どうして?」「これまで届つかつたので…」→弁護士「とつさに、(子ども⑩が)産まれてこなければいいなあと、そういう思いは あつた?」→母「それはないです」	【母】の状況 〔① 子どもの妊娠〕 ・弁護士「(子ども⑩を)おろすという選択は考えられなかった?」→母「考えられません」「長男(子ども①)の時みた いに(子ども⑩も)産めたら(母方祖父母は)が面接みてくれると甘い考え方をもつていたからです」 ・検察官(犯行状況等)「被告人(母)は、(子ども⑩の)出産予定日が近づくにつれ、被告人(母)の生活費のほか、 出産費用をどうしようか悩むようになりました」 〔② 母方祖父母からのプレッシャー〕 ・弁護士「(子ども⑩の)妊娠を話せなかつたので、長男(子ども①)の時のようにになると思った理由として」→母「深く考えていました」 ・弁護士「お母さん(母方祖父母)から妊娠を出でてもらうと嘗められたのです」 ・弁護士「お母さん(母方祖父母)から妊娠したのが聞かれた時、(子ども⑩を)流産したと嘘を書きましたよね。どうして?」「これまで届つかつたので…」→弁護士「とつさに、(子ども⑩が)産まれてこなければいいなあと、そういう思いは あつた?」→母「それはないです」	
X モデル モデル	【父】の状況 〔父は母が流産したと信じる〕 ・検察官「被告人(母)から(子ども⑩を)流産したと聞かされた」→父「そうです。疑つてなかつたです」	【母】の状況 〔母の妊娠を隠し病院に行かない〕 ・検察官(犯行状況等)「本件男児(子ども⑩)はその後も順調に成長を続けていただが、被告人(母)は実母(母)を誰にも打ち明けず、病院 を言った手前、出産時期が近づいているなどとは言えない」と考へ、(母は)妊娠中であることを誰にも行かずに過ごしていた」	X 危機

問題解決のトピック6		事例2-16：子ども⑩出産・死亡・遺棄			
【父】	【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(子ども⑩)の分娩中にあるた(父)が部屋をのぞいていたというのがあるようですか…」	A ストレイン 対話調査	【母】 【② 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(子ども⑩)が生れた時、産声聞いた？」→母「はい」→弁護士「産まれて間もない時、体調はどうでしたか？」→母「「量男(子ども①)の時よりも(子ども⑩)の時によりしなんとかつたので、すぐ動ける状態でなかったです。」→母「…」 ・弁護士「あなたの(母)が気づいた時には赤ちゃんはどういう状態でしたか？」→母「…産声をあげて…」 …弁護士「その時、産声は？」→「前の時は間にえられた…私が気づいた時には何も間にえなくなっていました…」	【母】 【③ 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(子ども⑩)が死んだ時、産声聞いた？」→母「はい」→弁護士「産まれて間もない時、体調はどうでしたか？」→母「「量男(子ども①)の時よりも(子ども⑩)の時によりしなんとかつたので、すぐ動ける状態でなかったです。」→母「…」 ・弁護士「あなたの(母)が気づいた時には間にえられた…私が気づいた時には何も間にえなくなっていました…」 …弁護士「その時、産声は？」→「前の時は間にえられた…私が気づいた時には何も間にえなくなっていました…」	【母】 【④ 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(子ども⑩)が死んだ時、産声聞いた？」→母「はい」→弁護士「産まれて間もない時、体調はどうでしたか？」→母「「量男(子ども①)の時よりも(子ども⑩)の時によりしなんとかつたので、すぐ動ける状態でなかったです。」→母「…」 ・弁護士「あなたの(母)が気づいた時には間にえられた…私が気づいた時には何も間にえなくなっていました…」 …弁護士「その時、産声は？」→「前の時は間にえられた…私が気づいた時には何も間にえなくなっていました…」
【父】 A B C X モ デル	【父】の状況 【① 母の子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(分娩の当日父が仕事から帰宅後の母は顔色が悪く、父がシャワーを浴びて出たら母が居なかつた)その時、声はかけなかつた？」→父「大丈夫？」→母「…」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(分娩の当日父が仕事から帰宅後の母は顔色が悪く、父がシャワーを浴びて出たら母が居なかつた)その時、声はかけなかつた」→母「…」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(分娩の当日父が仕事から帰宅後の母は顔色が悪く、父がシャワーを浴びて出たら母が居なかつた)その時、声はかけなかつた」→母「…」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(分娩の当日父が仕事から帰宅後の母は顔色が悪く、父がシャワーを浴びて出たら母が居なかつた)その時、声はかけなかつた」→母「…」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(分娩の当日父が仕事から帰宅後の母は顔色が悪く、父がシャワーを浴びて出たら母が居なかつた)その時、声はかけなかつた」→母「…」
【父】 A B C X モ デル	【父】の状況 【① 母の子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「((子ども⑩)の分娩中に父が部屋をのぞいていた)お嬢さん(母)の様子がおかしいとか変わっているとかは感じなかつた？」→父「(母)はありましたけど、そんなに大きくなってしまったことは…」 ・弁護士「(父がシャワーを浴びて出たら母がいなかつた時に母のことを)心配はされなかつた？」→父「帰った時、顔色が悪かつた」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(母)はいましたけど、そんなに大きくなってしまったことは…」 ・弁護士「(母)が帰った時、顔色が悪かつた」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(母)はいましたけど、そんなに大きくなってしまったことは…」 ・弁護士「(母)が帰った時、顔色が悪かつた」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(母)はいましたけど、そんなに大きくなってしまったことは…」 ・弁護士「(母)が帰った時、顔色が悪かつた」	【母】の状況 【① 子ども⑩出産・遺棄】 ・弁護士「(母)はいましたけど、そんなに大きくなってしまったことは…」 ・弁護士「(母)が帰った時、顔色が悪かつた」
【父】 A B C X モ デル	【父】の危機 【① 子ども⑩の出産・遺棄】 ・弁護士「(母に大丈夫かと声をかけた後)でも、それ以上は気にしなかつた？」→父「…」	【母】の危機 【① 子ども⑩の出産・遺棄】 ・弁護士「(母に大丈夫かと声をかけた後)でも、それ以上は気にしなかつた？」→父「…」	【母】の危機 【① 子ども⑩の出産・遺棄】 ・弁護士「(母に大丈夫かと声をかけた後)でも、それ以上は気にしなかつた？」→父「…」	【母】の危機 【① 子ども⑩の出産・遺棄】 ・弁護士「(母に大丈夫かと声をかけた後)でも、それ以上は気にしなかつた？」→父「…」	【母】の危機 【① 子ども⑩の出産・遺棄】 ・弁護士「(母に大丈夫かと声をかけた後)でも、それ以上は気にしなかつた？」→父「…」

になった。一方で、母方祖父の家計への関心は低く、母は「一緒に住まわせてもらっているので…良い関係を壊したくなかった」と悩みを相談できずにいた。**事例 2-T3**では、子ども①の保育園入園準備の資金が足りず、母はサラ金で借金し、パート先の飲食店で同僚の財布から現金を抜く等の窃盗行為で対処した。一方、父は家庭外で浪費と浮気を行うが夫婦関係への影響はないとして、当時の母の状況を知らずに過ごす。時期を重ねて子ども②を流産した母は、窃盗で仕事を失い借金の返済に困り、父の浮気相手に慰謝料を請求し、父に新車を買い与え借金を重ねた。**事例 2-T4**では、祖父母が父母に自立を促すが、父母は具体的に話し合わず、父は「経済的な理由」で同居を続けた。一方で、母は祖父母からのプレッシャーを感じ、100円ショップで働き、売上金を窃盗し無断退職する危機が発生した。**事例 2-T5**では、母は子ども③を妊娠し、子ども①の妊娠時と同様に母方祖父母には告げず、父にだけ打ち明けた。父母には共通して、子ども①の時と同様に、産まれたら母方祖父母がなんとかしてくれるという考え方があり、「準備という準備はしていなかった」。父の浪費等の計画性のない支出によって母は出産後の生活費への不安が高まる中、母方祖母に妊娠を疑われた母は「流産した」と嘘をつき、父にも「流産した」と言い、妊娠の継続を1人で抱え込んだ。母には、妊娠が知れると実家を出されるという不安があった。**事例 2-T6**では、父が母の分娩中に部屋をのぞき、母の様子を「しんどそうだ」と感じたが、それ以上の関心はもたず、母は子ども③を1人で出産した。産声が聞こえなくなり母は子ども③死亡を確認したが、既に「流産した」と父に嘘を言っていたため、父に打ち明けることができず、「その日だけは…4人（父、母、子ども①、子ども③）で過ごしたかった…」と、4人で一晩を過ごした。その後、100円ショップでの窃盗事件が発覚し、母が押入に隠した子ども③の遺体も発見された。

【問題解決のパターン】

以上から、事例 2 の父母は、子ども①の出産後の生活を母方祖父母が同居によって支えてくれたことから、子ども③の出産についても「なんとかしてくれる」という甘い認識の下、具体的な出産準備について話し合いや対処をせずに過ごす問題解決のパターンが示された。父は、経済的な理由で安易に母方祖父宅に留まり、夫婦間の緊張を避けるために話し合いを回避することで問題に対処したといえよう。母においては、実家に「住まわせてもらっている」ことで母方祖父母との関係が壊れることを恐れ、赤字の家計を管理する苦しさや出産準備等の不安を家族に相談できずに抱え込み、経済的な逼迫を窃盗等の反社会的な行動で対処し、父や母方祖父母への隠し事を重ねながら、多世代家族の生活を維持する状況が示された。

=事例 3 =

【家族構成】

図表III-2-7. 事例 3 の家族構成

同居の家族成員（3人）	ジェノグラム
<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母世帯 母親（保育士）、母方祖父（有職）、母方祖母（不明） ・叔父世帯 叔父（母の弟）、叔父の妻、甥（0歳） 	<p>事件発生時の家族図</p>

【問題解決のトッピックス T1～T2】

事例 3-T1 で、既婚者の父が妻とのセックスレスの不満を、合コン等で知り合った女性をセックスフレンドにして性交渉（多くの場合避妊をしない）をもつことで解消する状況が示された。一方、母は、合コン等で知り合った男性と性交渉をもつが、相手が自分に好意をもっていない場合は交際に至らない中で、母を「可愛い」と言ってくれる父と出会った状況が示された。事例 3-T2 では、母をセックスフレンドにした父が、避妊具をつけない性交渉を母に求め、母が父との関係を切りたくないため、避妊具を付けない性交渉を受け入れる状況が示された。母から交際を求められるようになった父が、母との接触を回避する状況が示された。事例 3-T3 では、母は妊娠の不安を高め、本名も知らされていない父との結婚を期待した。しかし、自ら妊娠検査薬等を用いて妊娠を確認することもなく、「連絡も取れなくなるような人」の子どもを妊娠したことが同居する母方祖母に知れると、祖母を悲しませると思い、相談しなかった。母方祖母は、母の身体が丸みをおびたことに気がついたが、母に男性との交際や性的な接触があるとは思ってもおらず、「最近、太ったんじゃない?」「まさか、妊娠じゃないよね?」等の言葉をかけ、母が何も言わないことで、「大丈夫なんだろう」と安心した。事例 3-T4 では、母から「生理が遅れている」というメッセージを受けとった父は、母を「めんどうくさいやつだ」と関係を切ることにし、母からの連絡を「無視しまくりました」と対処し、母のことを忘れた。母は、つわりがある頃は「誰にも気づかれずに何とかしよう」と流産を試み、子ども①の胎動を感じるようになると「産まれてきてほしくない」と思い、「お腹に負担がかかることを」続けた。胎動を感じたときに、胎内で子ども①が成長していることに不安を高め、「産まれてきたら、殺してしまうしかない」と思うようになった。母には、父と連絡をとる術はなかった。事例 3-T5 で、陣痛が起き、子ども①が産まれる時に母は強い痛みで声をあげそうになったが、母方祖母に気づかれることを恐れ、「早くどうにかしないと」と思い、浴室に移動し「声を出さないよう

図表III-2-8. 事例3の問題解決のノペターン

事例3	
問題解決のトピック	【母をとりまく人々】の状況
【母】の状況	
	<p>【父】の状況 ①夫婦間セックスレス ・弁護士(父の供述調書)「私は妻と子ども2人の4人で生活しています」「私の父は、いわゆるセクレスな人です」 ②父のセックスフレンドの妊娠 ・弁護士(父の供述調書)「セックスフレンドが交際を求めてきましたり、面倒くさいこと(妊娠等)を言つたり…」</p>
A ストレス源 (夫婦の妊娠)	<p>【母】の状況 ①夫婦間セックスレス ・弁護士(父の供述調書)「相手がセックスさせてくれるだなと思えば、かわいいね、好きだなどと褒め称え相手をその気にさせ…セックスフレンドの関係になります」 ・弁護士(父の供述調書)「初対面の女性には私は(父)が結婚して子どもがいることも当然想しますし、本名を書うと関係を断つて自分の名前を使っています」 ②セックスフレンドの妊娠 ・弁護士(父の供述調書)「セックスフレンドが交際を求めてきましたり、面倒くさいこと(妊娠等)を言つたり無視しまくるようにしています」「そうすれば、相手は勝手にあきらめるし…」</p>
B C モーテル ストレス源 (夫婦の妊娠)	<p>【父】の状況 ①父の夫婦間セックスレス ・弁護士(父の供述調書)「(セックスフレンドを作つて捨てる理由)差しとセクレスできない欲求を後腐れのないようにセクレスフレンドで発散することと、気になつた女性とセックスフレンドのことを、セックスするだけの遊び相手としか見ていませんし、恋愛感情をもつことはありません」 ②セックスフレンドの妊娠 ・弁護士(父の供述調書)「私はセクレスフレンドなんただの遊び相手であり、もし妊娠してもおろしてしまえはいいし、そのような事態になれば相手から私(父)に連絡してくるだろうと思っています」</p>
X モードル ストレス源 (夫婦の妊娠)	<p>【父】の状況 「父」とセクレスフレンドの妊娠なしのセックス ①夫婦間セックスフレンドを作つて捨てるという作つて捨て、新たに作つて捨てる人がいました」 ②父の妊娠 ・弁護士(父の供述調書)「女性とセックスするときは避妊具を使いません。相手の女性が嫌がる場合もありますが、脱得すればはだいたい許してくれます」</p>
	<p>【母】の状況 ①夫婦間セックスフレンドの妊娠なしの出会い系 ・検察官「あなた(母)は、これまで金員までいたのは、〇〇(父)が初めてですか?」「母」「いや、金員ではないです」 ・検察官「その人ほど金員正直なが藤に至りますか?」「母」「いや、金員ではない場合金員のやめながったんですか?」→母 ・検察官「性交渉を求める相手が自分のことを好きになつてくれない場合金員のやめながつた…」 「金つてなかつた…」</p>
	<p>【母】の状況 ①夫婦間セックスフレンドの出会い系 ・検察官「合コンやSNSでの異性との出会い系」「金員ではない異性との出会い系」「金員ではない異性との出会い系」 ・検察官「合コンやSNSでの異性との出会い系」「金員ではない異性との出会い系」「金員ではない異性との出会い系」 方が自分(母)といふうちに、好意をもつてないなど思つたら(金つてなかつた)」 ・母「自分(母)に好意をもつてないなど思つたら(金つてなかつた)」</p>
	<p>【母】の状況 「母を「可愛い」と言ってくれた父」 ・検察官「父のどこが好きだったの?」「母」「可愛い」と言ってくれて…今までにそうやって書いてくれる人がいるから嬉しいなって…」 ・検察官「あなた(母)は〇〇(父)と金員の前も、多分何人か本当に交際していた相手がいたんだよね。その正式に付き合っている人は、そういうことは言ってくれなかったの?」「母」「言ってくれたことはない」</p>

問題解決のトピック2		事例3-T2：父のセックスフレンドになつた母	
【父】の状況 〔①「面倒くさいこと」を言い出したセックスフレンドの母〕 ・弁護士(父の供述調書)「『私(母)と〇〇(父)ってどういう関係なの?』などと度々聞かれるようになります」「(父は)最初は『大丈夫』と言うからだんだん感謝を要求してくるようになります…」	A A-調 SDJ調	【母】の状況 〔①「選任を嫌がる父」 ・母「(父とのセックスで)選任員はつけてほしいと言ったが、つけてくれなかつた」「(父は)最初は『大丈夫』と言うらいたつたが、だんだん態度がきつくなつて…」	
【父】の状況 〔①「面倒くさいこと」を言い出したセックスフレンドの母〕 ・弁護士(父の供述調書)「(本名について)その時思いついた適当な苗字を語りました」「(母との関係について)『もっと仲良くなつてからね』とはぐらかしていました」 【母】の状況 〔①「選任を嫌がる父」 ・母「(相手(父)の機嫌をとるために選任員をつけないことにした」「1回も選任員はつけていない。2回目以降、選任員をつけてほしいと言ったことはあるが、機嫌が悪くなつた」	B B-調 SDJ調 (説明の記述)		
【父】の状況 〔①「面倒くさいこと」を言い出したセックスフレンドの母〕 ・弁護士(父の供述調書から)「私(父)はセックスフレンドに本名を書うつもりはなく…」 【母】の状況 〔①「選任を嫌がる父」 ・母「(選任員をつけてほしいと父に言うと)経られてる感じになつて、自分(母)が悪いことしたかなと思って…」「(父との関係が切れるのが嫌だった)」	C C-調 SDJ調 ストレスの調査		
【父】の状況 〔①「面倒くさいこと」を言い出したセックスフレンドの母〕 ・弁護士(父の供述調書)「セックスフレンドとしか見ていないなつた〇〇ちゃん(母)と会うのが、面倒になつきました。また、〇〇ちゃん(母)とのセックスにも繋げてきたので…」	X モーテル X-調 SDJ調 ストレスの調査	【母】の状況 〔①「選任を嫌がる父」 ・母「(父が本当に自分(母)のことが好きなのかわからなくなつて、そういうLINEを送つた。(父に)名前も教えてほしいと言つたことはあるが、その場のときではぐらかされた」	X 食糧
【父】の状況 〔母との接觸の遠断〕 ・弁護士(父の供述調書)「(母には)仕事や飲み会などと話を言って、会うのを断つきました」			

問題解決のトピック3		事例3-T3：妊娠のおそれと本名もわからぬ父との結婚の期待	
A B C	【母方祖母】の状況 〔① えみをおびた母の身体〕 ・祖母「〇〇(母)の身体が丸みをおびた」 ・祖母「これまで〇〇(母)と一緒に生活をした中で、〇〇(母)が付き合った男性とか、性交渉の妊娠が出たことがあった」 ストレス源 ※初期の兆候	【母】の状況 〔① 本名もわからぬ父との結婚の期待〕 ・検察官「あなた(母)は妊娠してもいいと思つたの？」→母「はい」→検察官「まだ、付き合つてもないのにに」「…」 ・検察官「あなた(母)は結婚してもいいと思つたの？」→母「はい」→検察官「本名も知らない父との結婚の期待」 ・検察官「そもそも、(父)が未婚ながらあなたが知らなかつたわけだけよね？」→母「はい」→検察官「今度逮捕されたり、裁判になつたりして初めて知つたんだよ」 ・検察官「去年ちょっと妊娠するかもしれないという気持ちを味わつただけだよね？本当に妊娠したらどうしようと思つてたの？」それは考へてたの？」→母「考へてなかつたです」 〔② 妊娠のおそれ〕 ・検察官「去年ちょっと妊娠するかもしれないという気持ちを味わつただけだよね？」→母「考へてなかつたです」	【母】の状況 〔① 本名もわからぬ父との結婚の期待〕 ・検察官「あなた(母)は妊娠をね、自分で確信してから、実際に出産するまでの間、妊娠検査薬使つた？」→母「使ってないです」→検察官「買つたことは？」→母「ないです」 〔② 妊娠のおそれ〕 ・検察官「妊娠したことをお母さん(母方祖母)に最後まで言つてないんだよね？」→母「言つてないです」
X モードル	【母方祖母】の状況 〔① えみをおびた母の身体〕 ・祖母「最近太ったんじゃない」ということを言つたことはある」 ・祖母「妊娠だと思つていなかつたので、『まさか、妊娠じゃないよね？』と聞いたことはある」 ストレス源 ※初期の兆候	【母】の状況 〔① 本名もわからぬ父との結婚の期待〕 ・検察官「本名も知らない父との関係なの？」それでも妊娠したらさ、(父)の責任とつくれると思つたの？」→母「その時は思つてませんでした」 ・母「(父)は連絡して欲しいといふことも予想していたし、そう言わわれたら結構していた」「中絶して欲しいと言われるところも予想はしていた。そういう風に思つた」 〔② 妊娠のおそれ〕 ・検察官「近しい親類(父方祖母)に(妊娠を)言ひなかつた理由を説明してくれますか？」→母「(父との關係)がちゃんとしたな付き合いではなくて、妊娠したがもしれないという話をしたら、連絡がとれなくなるような人の子を妊娠したって言つたから差し込むと思つて、言えなかつたのです」 ・検察官「母方祖母に妊娠したことを言ひなかつた理由として自分(母)の気持ちはどうですか？」→母「お母さん(母方祖母)と今までうまくやつたのがもう崩れてしまうのがなという感じがありました」	【母】危機 〔誰にも相談できないまま妊娠が進む〕 ・母「お腹が大きくなつてくる」「だんだん、つわりも出てくる状況」「両親(母方祖母)と婚前妊娠について話をしたこともない」
X 危機	【母方祖母】の危機 〔妊娠による母の心身の変化の累過ごし〕 ・祖母「(母)は何も言わないから、大丈夫なんだろうと安心していた」		

問題解決のトピック4		事例3-14：子ども①の妊娠	
【父】の状況 〔①母の子ども①妊娠〕 ・弁護士（父の快適調査）「年明け頃にも一度『生理が遅れている』というメッセージが送られてきて、結局大丈夫だった」というメッセージが送られました」「その後GWの始め頃、深夜、何気なくメッセージを送ると、突然（母から）『生理がこない』というメッセージが送られてきたのです」	A B C X モードル スドウの監視 B 対処の仕方	【母】の状況 〔①子ども①妊娠〕 ・弁護士（母の反省文）「来るはずの生理がこないので妊娠したのではないかと不安になり…」 〔②父と連絡を取る術のなさ〕 ・弁護士（母の反省文）「妊娠したかもしれないという不安から相手の男性（父）に連絡をとろうとしましたが、相手（父）からの連絡はいっさいありませんでした」	【母】の状況 〔①子ども①妊娠〕 ・弁護士（母の反省文）「（子ども①を）流産させようと、自分のお腹を叩いたり、押したり、外で走ったり、ジャンプをしたり、重いものを持つたりするなどして、お腹に負担がかかるようなことをしていました」 〔②父と連絡を取る術のなさ〕 ・弁護士（母の反省文）「お腹を叩くなど、お腹に負担のかかるることを繰り返していました」 ・弁護士（母の反省文）「妊娠しているという現実から逃れたくて、合コンに行ったり遊びに行って楽しんで、妊娠のことを考えないようにしていました」
【父】の状況 〔①母の子ども①妊娠〕 ・弁護士（父の快適調査）「（母）には仕事や飲み会などと體を書いて、金うのを断つきました」「私は○○ちゃん（母）のメッセージに迷惑することなく無視してまくりです」	X モードル スドウの監視 C 対処の仕方	【母】の状況 〔①子ども①妊娠〕 ・弁護士（母の反省文）「（つわりがあつた頃）誰にも気づかれてはよしと思った私は…」 〔②父と連絡を取る術のなさ〕 ・検察官「当時はます○○（父）に意見を聞かなければいけないかなかな？」→母「（父から）連絡がないといけないと思うから…」 ・母「（電話が）つながらず、「どうしよう」と思った。（父が）返事をしてくれなくなつたとき、迷げ回っているという印象があつた」	【母】の状況 〔①子ども①妊娠〕 ・弁護士（母の反省文）「（つわりがあつた頃）誰にも気づかれてはよしと思った私は…」 〔②父と連絡を取る術のなさ〕 ・検察官「（母）にに対する拒否」「（母）に意見を聞かなければいけないかなかな？」→母「（父から）連絡がないといけないと思うから…」 ・母「（電話が）つながらず、「どうしよう」と思った。（父が）返事をしてくれなくなつたとき、迷げ回っているという印象があつた」
【父】の危機 〔子ども①と母〕に対する責任放棄 ・弁護士（父の快適調査）「その後は（母から）どんなメッセージが送られてきたか知りません」「○○ちゃん（母）のことは忘れ、別のセックスフレンドと遊んだりしていました」	X 危機	【母】の危機 〔産まれてくる子ども①に対する拒否〕 ・弁護士（母の反省文）「もし、このまま赤ちゃん（子ども①）が生まれてきたら、殺してしまうしかないと思うようになります」	

問題解決のトピック5		事例3-T5：の子ども①の出産・絆着	
	【父】の状況 ※母の子ども①の出産・絆着に際しての父の記述データなし	A スルス爽	【母】の状況 〔①子どもの離婚〕 ・弁護士(母の反省文)「子ども①が)お腹の中で死んでほしいという気持ちから、胎動を感じ赤ちゃん(子ども①)が生きているのがわからず、お腹を叩いて過ごす中、離婚がきました。」 〔②子ども①の出産〕 ・弁護士(母の反省文)「生まれてきた赤ちゃん(子ども①)が動かず声をあげていない様子を見て、ほんとに死んでしまってたのかもしれないと思いました。そつと抱き上げてみると、赤ちゃん(子ども①)が声をあけたので…。」
	【父】の状況 ※母の子ども①の出産・絆着に際しての父の記述データなし	B 対話満 (対話の比率)	【母】の状況 〔①子どもの離婚〕 ・弁護士(母の反省文)「(出産の時は)声を出さないように、必死で耐えました。」 〔②子ども①の出産〕 ・弁護士(母の反省文)「すぐ(子ども①)口と鼻を塞いでシャワーのお湯を頭にかけたり、洗面器に赤ちゃん(子ども①)とお湯を入れて息ができるないようにして散らしました」
	【父】の状況 ※母の子ども①の出産・絆着に際しての父の記述データなし	C モードル ストレスの離婚	【母】の状況 〔①子どもの離婚〕 ・弁護士(母の反省文)「赤ちゃん(子ども①)が産まれる時はとても静くて声が出そうになりましたが、声を出したら家の中のお母さん(母方祖母)に気づかれてしまうと思いました。」 〔②子ども①の出産〕 「死んで産まれてきてほしいという気持ちがずっとありました」「赤ちゃん(子ども①)が声をあげたので、このまま大きな声で泣かれてしまうとお母さん(母方祖母)に気づかれてしまうから、早くどうにかしないといふ思い」
	【父】の危機 ※母の子ども①の出産・絆着に際しての父の記述データなし	X 危機	【母】の状況 〔子ども①の遺体をタオルで包む〕 ・弁護士(弁護側意見)「当時の〇〇さん(母)自身の気持ちについては、出産直後の極度の疲労と激しい混乱の中のことではっきり思い出せない」 ・弁護士(弁護側意見)「(母)は赤ちゃん(子ども①)を何とかタオルに包み、たまたま浴室付近に置いてあったビニール袋にそれを入れて、自分(母)の寝室に持って帰りました。」

問題解決の トピック6		事例3-16：第1子の退業	
【父】の状況	【母】の状況	【父】の状況	【母】の状況
※母の子ども①退業に際しての父の記述データなし A ストレッジ スル	【母】の状況 ※母の子ども①退業に際しての父の記述データなし B 対効果測 定	【父】の状況 ※母の子ども①退業に際しての父の記述データなし C モデル Cの開始	【母】の状況 〔①保育園退園のおそれと退体の対処〕 ・保育園「(母)の(子)ども①を出産した後は、(仕事も)休むことは考へなかつたの？」→母「何とかして仕事に行かないと…仕事の人には迷惑ばかりか」→検察官「赤ちゃん(子ども①)はトートバッグに入つた状態？」→母「はい」「車の中でどうしようとも思つて、このまま鞄に(子ども①の遺体を)持つていくこともできないしって思つて…」
※母の子ども①退業に際しての父の記述データなし X モード	【父】の状況 ※母の子ども①退業に際しての父の記述データなし Y Cの開始	【父】の状況 ※母の子ども①退業に際しての父の記述データなし Z Xの開始	【母】の危機 〔座後の母の体調不良と體の弁明〕 ・検察官「(母)の(子)ども①を退業し保育園に出発した後、当日本體調不良で施設保育園早退して、施設さんに連れられて、まあ、近くの病院で診察受けれるよね？」→母「はい」→検察官「で、労災病院行くよね？」→母「はい」 ・検察官(體調報告書)「労災病院で腹痛を覚えてトイレに行き、その後出てきた結果をトイレに流し、病院の汚水槽内から胎盤が発見された。(母)は医師に出産を疑われ、緊で出産し、緊で出産した。(子ども①)は男友達に預けたなどと體の弁明をした」

に」必死で耐え出産し、産まれた子ども①を窒息させて殺害した。父に関する記述データはない。事例3-T6では、母が子ども①を出産し殺害した夜、勤務する保育園が婚前妊娠等に厳しく退職になるという噂と、自分がやったことの恐ろしさと後悔で眼れず、翌日職場に向かう途中で遺体をゴミ箱に遺棄し出勤した対処のあり様が示された。母は体調がすぐれず早退し、診察を受けた病院で医師に出産したことが疑われ、事件が発覚した。父に関する記述データはない。

【問題解決のパターン】

以上から、事例3の父は母をセックスフレンドとしかみておらず、母は父との交際を求めるが、父にはぐらかされながら性交渉を続ける関係で子ども①を妊娠し、母が1人で妊娠の事実を抱え対処する状況が示された。父においては、「めんどうくさい」状況を徹底して回避する問題解決のパターンが示された。一方で、母については、父との関係を切りたくないため避妊をしない性交渉を受け入れ、妊娠を機に父との結婚を期待し、父と連絡が取れないことで父の関与を諦め、母自身の生活や名譽を守るために誰にも知られずに対処しようと試みる問題解決のパターンが見出された。また、同居する母方祖母に妊娠が知れて祖母を悲しませることを恐れ相談できず、妊娠をなかつたことにし、現状の多世代家族の平穏な生活を維持しようとする状況が示された。

=事例4=

【家族構成】7人で同居

図表III-2-9. 事例4の家族構成

同居の家族構成(7人)	ジエノグラム
<ul style="list-style-type: none"> ・母世帯 ・祖母世帯 <p>母親(ファミリーレストラン、コンパニオン)、母方祖母(弁当屋)、</p>	

【問題解決のトッピックス T1～T2】

事例4-T1では、母方祖母は母と叔母を未婚で出産して養育しており、母が中学2年時には祖父(母の実父)と別の交際男性との間に叔父を妊娠し出産する。いずれも、養育費等の経済的支援はない。中学2年時の思春期に母方祖母の妊娠・出産を見た母は、「普通の家とは違う」と思い、母方祖母に「肝心なこと」を話さなくなる。その頃、母は、避妊を相手の男性に任せ、性交渉を経験する。事例4-T2では、母が高校生の時に、母方祖母が再び婚外

図表III-2-10. 事例4の問題解決のトピック

事例4		【母】の状況
問題解決のトピック1	【母をとりまく人々】の状況	事例4-T1：中学時代の異性交遊
A ストップ	【母方祖母】の状況 〔①未嫁で母を出産〕 ・検察官「お父さん(母方祖父)なんですか? ど、戸籍上は空欄になつていて…この男性ね、一緒に暮らしたことはあるんですか?」→祖母「ないです」 〔②養育費等の経済的支援なし〕 ・検察官「(母方祖父から)養育費とか生活費とか、そういうのはもらって?」→祖母「もらってないです」	【母】の状況 〔①中学時代に経験した母方相母の婚外妊娠・出産〕 ・母「お父さん(母方祖父)と一緒に暮らしたことないと思います」「(母方祖父と最後に会ったのは)小学校に入る前」 〔②お父さん(母方祖父)が妊娠して…〕 ・母「中学校の時にお母さん(母方祖母)が妊娠して…」
B ストップ (説明の仕方)	【母方祖母】の状況 〔①未嫁で母を出産〕 ・検察官「(母が母方祖父に)金つたのは一度くらいですか?」→祖母「(母が)3、4歳の頃」「1、2回だと思います」 〔②養育費等の経済的支援なし〕 ・検察官「母方祖父から養育費とか生活費とか、そういうのはもらって?」→祖母「もらってないです」「3人目(娘母)が産まれた時から、運営がもう全然これなくなつたので」	【母】の状況 〔①中学時代に経験した母方相母の婚外妊娠・出産〕 ・母「(母が母方祖父に)金つたのは(母が)しゃべらなくなつたのは、理由はあるんですけど、理由はありますか?」→祖母「たわいもないことしゃべりますけど、所心なことになると、話してもどうしようもないことを本人(母)がわがっしゃつてるんで、相談もできなかつたんだと思います」
C ストップ (説明の仕方)	【母方祖母】の状況 〔①未嫁で母を出産〕 ・検察官「(母は)自分のお父さんが誰かということは知つたんですね?」→祖母「それはわからないです」 〔②養育費等の経済的支援なし〕 ・検察官「(養育費も生活費も)もらっていない理由はありますか?」→祖母「そういう話もでなかつたし、しなかつたので」	【母】の状況 〔①中学時代に経験した母方相母の婚外妊娠・出産〕 ・母「中学校の時にお母さん(母方祖母)が妊娠して、子どもが、弟(叔父: 祖母の第4子)が産まれた頃から、なんか、家はちょっと普通の家と違うからって思うようになりました」
D モード ストップの要約	【母方祖母】の状況 〔①未嫁で母を出産〕 ・検察官「(母は)自分のお父さんが誰かということは知つたんですね?」→祖母「それはわからないです」 〔②養育費等の経済的支援なし〕 ・検察官「(養育費も生活費も)もらっていない理由はありますか?」→祖母「そういう話もでなかつたし、しなかつたので」	【母】の危機 〔母は相手まかせの性交渉〕 〔①母と連絡が取れず、連絡手段がない〕 ・検察官「最初にね、ううした男性と肉体関係をもつたというのは、最初はいつ頃のことだったんですね?」→母「たぶん、中学生くらいだったと思います」→検察官「ちゃんと連絡とおはしてたの?」→母「いや、多分してたと思いま たね」

問題解決の トピック2	事例4-T2：父Aとの結婚の約束と破談
A ストレート	<p>【父(子ども①)：男子学生】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 母の子ども①妊婦〕 ・母「普始めに相手の人(父)に妊娠したこと」を相談して…」 〔② 別居中の母の異性交遊〕 ・母「別居中に母が離婚の異性と仲良くなつて、遊ぶようになつて、それを(父A)がどつかから聞いてきて」 <p>【母方相母】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 相母の出産費用用を借金〕 ・検察官「この借金なんだけど、誰の借金ですか？」→相母「私のです」→検察官「何のために借りられたんですか？」 →相母「私が△△(彼母：相母)の子ども⑤を産む時に借りたお金です」 〔② 母の子ども①妊婦〕 ・母「別居中の母の(母)妊娠に気がついたのは、いつのことになりますか？」→相母「私が気がついたのは、自分の子(彼母)を産んだ時です」「学校から連絡がありました」 <p>【父(子ども①)：男子学生】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 母の子ども①妊婦〕 ・母「(父A)に相談して、その人が自分の娘(父方相父母)に黙つて…」 ・検察官「(父A)は別居の異性に黙つたということではないですか？」→母「そうです」「(父A)は△△の高校(他校)に編入して、とりあえず家庭の異性交遊」 ・母「別居中の母の異性交遊」 ・母「別居中に母が他の異性と親しくなつたことについて父が黙つて」じゃあ、いいよみたいな感じで別れました」 <p>【母方相母】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 相母の出産費用用を借金〕 ・弁護士「(子ども①の妊娠について)本人(母)から聞く前に学校から聞いて、○○さん(母)には何か話をした覚えありますか？」→相母「お金の話をしたけど、それをどうするかって話で、母の第5子(彼母)が産んだ話で、家にはそういう余裕はないっていう話をしました」→弁護士「○○さん(母)は何と黙つたか覚えてますか？」→相母「自分で何とかするって黙つたと思います」 〔② 母の子ども①妊婦〕 ・母「生れたお子さん(子ども①)は、誰が育つることになったんですか？」→相母「育てるのは一店〇〇(母)ですけど、結局手をかけてるのは、おばあちゃん(母方曾祖母)と私の方の娘の3人でみながらの感じになりますかね」 <p>【父(子ども①)：男子学生】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 母の子ども①妊婦〕 ・検察官「○○さん(父)と将来的に結婚するということになつたんですね」「それを聞いて、○○さん(母)に何か話をした覚えはありますか？」→相母「…その時私がちょうど子ども(彼父)を産んだもので、家にはそういう余裕がないって…」 〔② 别居中の母の異性交遊〕 ・母「別居中の母が他の異性と親しくなつたことについて」怒られて…怒られるのも当然だから」 <p>【母方相母】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 相母の出産費用用を借金〕 ・弁護士「母が妊娠して学校から連絡があつたつてことでしたよね」「それを聞いて、○○さん(母)に何か話をしました」→相母「…その時私がちょうど子ども(彼父)を産んだもので、うちでは闘争ないみたいに黙つてましたか？」→弁護士「(子ども①の)結婚はしてもらえないですか？」→母「結果はどうでしたか？」→弁護士「結果はどうでしたか？」→母「本當は結婚するはずだったのに、しなくなつたんだから、うちでは闘争ないみたいに黙つて、結果は離婚(妻離棄)もられなかつたのです」 〔② 母の子ども①妊婦〕 ・母「母方相母の二世代未嫁の子育て」 ・母母「(母と父)は離婚するつていう話にはなつたんですけど、その後、けんか別れをしましたみたいですね」「…に連れられて来て、別れる別れないって、相手の男性(父)が赤ちゃん子ども①を連れて帰つたんだけど、途中で泣かれてたつて…また帰つて…そのまま娘(母)ももう、(子ども①を)返すに返せなくなつて、そのまま連絡がなくなつたみたいな形です」
A B C-X モデル	<p>【母】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 高校時代の母方相母の出産と母の子ども①妊婦〕 ・母「母方相母が出産したばかりなので、高い出せなくて、結果相談出来なかつたのです」 ・母「(母方相母)に相談して、その人が自分の娘(父方相父母)に黙つて…」 ・母「妊娠に黙つた時は高校生だったので、お金もな用意できなくて…」 ・検察官「結局ね、(子ども①)を産むことに決めて、○○さん(母)は通つたたった高校、これ、中途退学することになつたんですね？」→母「はい？」 〔② 别居中の育児・仕事・学業の両立〕 ・母「おばあちゃん(母方相母)がおばさん(祖母の妹)と一緒に暮らしていたので、日中私(母)が(アミリー)レストラーンでの仕事を行つうようになつたら、そこに通つてもらつて、日中は子ども(子ども①)を見てもう感じで(出産後の)間隔や定時制がスタートしました」 ・母「(娘の)社会の人に中庭の人と仲良くなつて、遊ぶようになつて…」→検察官「結婚する約束はつたんだけど…仕事先の男性ですね？」→母「はい？」 <p>【母】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 高校時代の母方相母の出産と母の子ども①妊婦〕 ・母「(子ども①の妊娠について)本人(母)から聞く前に学校から聞いて、○○さん(母)にお母さん(母方相母)が出生して、その時は高校生だったから、子どもを産んで育てながら、子どもを産んで育てながら、母の「お母さんにお相談してたけど…」お母さんも子ども(娘父)産んだばかりだから、そんなお金持つてるわけないと思つて…」 ・母「(高校の先生たちから、編入試験を受けて同じ学校の定期制に行くことを勧められて)じゃあ、そういう感じになつた…」 〔② 别居中の育児・仕事・学業の両立〕 ・母「(子ども①の)世話をし、長時間働き、定時制高校に通うという状況で)なんとか、それでなんか…」 <p>【母】の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔父からの妊娠の相手〕 ・母「(子ども①の妊娠について)本人(母)が妊娠した後(母)に求めたことはありますか？」→母「はい」 ・母「(子ども①の)妊娠を彼(父)に相談してましたけど、母だけが子ども(母)の世話をし、長時間働き、定時制高校に通う」と思つて… ・母「(高校の先生たちから、「結婚の先生たちから、編入試験を受けて同じ学校の定期制に行くことを勧められて)じゃあ、そういう感じになつた…」
X モデル	<p>【父(子ども①)：男子学生】の危機</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔① 母の子ども①妊娠放棄〕 ・弁護士「母が妊娠して学校から連絡があつたつてことでしたか？」→母「別れたばっかりの間に、相手の実家に行つて、相手のお父さんとお母さん(父方相父母)に養育費と、あと子ども(子ども①)に…つてほしい話をしに行つたことがあります」→弁護士「(子ども①の)養育費を彼(父)に求めたことはありますか？」→母「別れたばっかりの間に、相手の実家に行つて、相手のお父さんとお母さん(父方相父母)に養育費と、あと子ども(子ども①)に…つてほしい話をしに行つたことがあります」→弁護士「結果はどうでしたか？」→母「本當は結婚するはずだったのに、しなくなつたんだから、うちでは闘争ないみたいに黙つて、結果は離婚(妻離棄)もられなかつたのです」 〔母方相母】の危機 ・母母「(母と父)は離婚するつていう話にはなつたんですけど、その後、けんか別れをしましたみたいですね」「…に連れられて来て、別れる別れないって、相手の男性(父)が赤ちゃん子ども①を連れて帰つたんだけど、途中で泣かれてたつて…また帰つて…そのまま娘(母)ももう、(子ども①を)返すに返せなくなつたみたいに思つて…」

問題解決のトピック3		事例4-「3：父Bとの間で子ども②を妊娠・中絶し、子ども③を出産後に結婚・離婚	
A ストress 対処の方法 (対処の方法)	【父B(子ども②、子ども③)】の状況 ①母の子ども②(妊娠) ・検察官「(父B)と一緒に暮らしingるに子ども②を妊娠した後…」 ②母の子ども③(妊娠) ・検察官「(子ども②の中絶後)に、子ども③を妊娠して…」 ③無職の父B ・検察官「〇〇さん(父B)だけれど、当時だけど、お仕事は何かされたの？」→母「夫(父B)は、なんか辞めちゃって、特に何もしてなかつたです」	【母】の状況 ①子ども②(妊娠) ・検察官「(父B)と一緒に暮らしingるに子ども②を)妊娠した後に…」 ②子ども③(妊娠) ・検察官「(子ども②の中絶後)に、子ども③を妊娠して…」 ③父Bの無収入とDV ・検察官「〇〇さん(父B)だけれど、当時だけど、お仕事は何かされたの？」→母「夫(父B)は、なんか辞めちゃって、特に何もしてなかつたです」	
B C X モール	【父B(子ども②、子ども③)】の状況 ①母の子ども②(妊娠) ・検察官「(子ども②を)中絶してますよね？」→母「はい」「(中絶費用の)10万円くらいかかりました。〇〇さん(父B)が出したと風います」 ②母の子ども③(妊娠) ・検察官「(父Bと一緒に暮らしingるに子ども③を出産後ということになるんでは？」→母「子ども③出産後といふことにならんんですね？」→母「子ども③出産前に子ども①を引きとつて、一緒に暮らし始めた」→検察官「そうすると、父Bとあなた(母)とお子さん2人(子ども①、子ども③)の4人で暮らすようになつたといふこと？」→母「はい」 ③無職の父B ・検察官「あなた(母)の収入がほとんど、メインになつてていうふうに言つていいですかね？」→母「はい」	【母】の状況 ①子ども②(妊娠) ・検察官「(子ども①を)引き取つてないのに、赤ちゃん(子ども②)は自分(母)と暮らすことになつたら、(子ども①)がかわいそうだな」と風いました ②子ども③(妊娠) ・検察官「(父Bと一緒に暮らしingるに子ども②を)中絶したといふことでいいですか？」→母「そうです」 ③父Bの無収入とDV ・検察官「(子ども③は)妊娠がわかつたとき、すぐ離婚決意です」というのはできたの？それとも、中絶を考えましたか？」→母「(子ども③は)産むことをあらうと思つて中絶を考えなかつた」→検察官「(子ども②の中絶)後悔とはあるんですか？」→母「はい、すごいなんか、しょうがないんだけど」→検察官「(子ども②の中絶)後悔で、ご長男(子ども③)を出産したといふことです」 ・検察官「(父Bは)何をしてなかつたの。で、お仕事を探したりとか、そういうことはしてましたか？」→母「本人はしてて言ってたけど、あまりしてるようには見えなかつたです」	【母】の状況 ①子ども②(妊娠) ・母「(子ども①を)引き取つてないのに、赤ちゃん(子ども②)は自分(母)と暮らすことになつたら、(子ども①)がかわいそうだな」と風いました ②子ども③(妊娠) ・検察官「(父Bと一緒に暮らしingるに子ども②を)中絶したといふことでいいですか？」→母「そうです」 ③父Bの無収入とDV ・検察官「(父Bは)何をしてなかつたの。で、お仕事を探したりとか、そういうことはしてましたか？」→母「はい」
X 危機	【父B(子ども②・子ども③)】の危機 ①母の子ども②(妊娠) ・検察官「(父Bと一緒に暮らしingるに子ども②を)妊娠したけれども、まだ子ども①を完全に引きとる感じでもなかつたと…」→母「はい、そうです」 ②母の子ども③(妊娠) ※母の子ども③(妊娠)に関する父Bの認知についての記述データはない ③無職の父B ・検察官「(父Bは)何もしてなかつたの。で、お仕事を探したりとか、そういうことはしてましたか？」→母「本人(父)はしてて言ってたけど、あまりしてるようには見えなかつたです」	【母】の危機 【父Bの暴力で離婚】 ・母「父Bが離婚の原因は？」→母「父Bが離婚の原因があるし、子ども(子ども①、子ども③)の前だと結構いいパパだったけど、あの時は子ども(子ども①、子ども③)の前で手をあげたから、ああ、もう無理だなって思つて」 ・検察官「それで、離婚して、一度離婚したんだね？」→母「はい」→検察官「2人のお子さん(子ども①、子ども③)がいるわけでしょ。その後は、お母さん(母方祖母)のところに戻つたということになりましたが？」→母「はい」	

問題解決のトピック4	事例4-T4：父Bの子ども④中絶後の再婚と双子（子ども⑤・子ども⑥）出産後の離婚（2回目）と子ども⑦の死亡
	<p>【父B（子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥）の状況】</p> <p>「① 母の子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥の妊娠」 ・検察官 「(1度目の)離婚した後なんだけれど、2人のお子さん（子ども①、子ども②）がいるわけでしょ。その後はお母さん（母方祖母）のところに戻って」「(母の妊娠のところに戻る)」「いい、そうです」→検察官 「その後だけどね、また〇〇さん（父B）との子（子ども④）を妊娠してます」→母 「はい、そうです」→検察官 「(母の妊娠のところに戻る)」「いい、そうです」→母 「はい」</p> <p>「② 母の双子（子ども⑤・子ども⑥）の妊娠」 ・検察官 「双子さん（子ども⑤・子ども⑥）の妊娠」 ・検察官 「(母が)父B以外の男性と浮気をしたとか、そういうことはありませんでしたか？」→母 「ああ、ありました」</p> <p>「③ 母の異性交遊」 ・検察官 「(母が)父B以外の男性と浮気をしたとか、そういうことはありませんでしたか？」→母 「ああ、ありました」</p> <p>A ストレス源 母の妊娠</p>
	<p>【母】の状況</p> <p>「① 子ども④の妊娠」 ・検察官 「(2回目の)中絶になりましたね」→母 「はい」「お金は10万くらいかかるって、(父Bと)半分ずつくらい出して」</p> <p>「② 母の双子（子ども⑤・子ども⑥の妊娠）」 ・母 双子の下の子（子ども⑤・子ども⑥）が死んじゃって、そのとき、お葬式をしてお金かかって」「産んだばかりであまり戻らないから…父Bと…5万ずつ生活費から出して支払いました」</p> <p>「③ 母の異性交遊」 ・母 「父Bが暴れて、その時にあばらの骨とかも折れて、すぐ別居するようになつて」</p> <p>B 母の妊娠 母の死因</p>
	<p>【父B（子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥）の状況】</p> <p>「① 母の子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥の妊娠」 ・検察官 「(回目の)中絶になりましたね」→母 「はい」「お金は10万くらいかかるって、(父Bと)半分ずつくらい出して」</p> <p>「② 母の双子（子ども⑤・子ども⑥の妊娠）」 ・母 双子の下の子（子ども⑤・子ども⑥）が死んじゃって、そのとき、お葬式をしてお金かかって」「産んだばかりであまり戻らないから…父Bと…5万ずつ生活費から出して支払いました」</p> <p>「③ 母の異性交遊」 ・母 「父Bが暴れて、その時にあばらの骨とかも折れて、すぐ別居するようになつて」</p> <p>C 母の妊娠 母の死因</p>
	<p>【父B（子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥）の状況】</p> <p>「① 母の子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥の妊娠」 ・検察官 「(母の命乞合)」中絶しようと思つて中絶した理由は?」→母 「(以前出産した時も父日が)働いてくれなくて、お金がなくて、赤ちゃんが生まれてまで私が働けなくて…子どもたち（子ども①、子ども③）が困っちゃうからと思って、産むのが困っちゃうからと思つて、産むわけにはいかない」と思つて」</p> <p>「② 母の双子（子ども⑤・子ども⑥）の妊娠」 ・母 「(双子の妊娠について)最初は中止しないと思つて、「(父B)が余計取り消しになつて自動車学校に通つてお金がなくて、中絶費用がなかなか支払えなかつて…」「(母の命乞合)」中絶できる期間を過ぎて…」→母 「子ども③といるのは普通みたいな感じで産もうと思ったんだけど、双子だと4人になるなつて…」「中絶できる期間を出す時(父B)と半分ずつ出そうつてことになつて…」</p> <p>「③ 母の異性交遊」 ・母 「私(母)の浮浪が怖って、なんかそれを見せなかつたとか、そんな感じじたつたで暴力を振った」と思ひます」</p> <p>D ストレス源 母の妊娠</p>
	<p>【父B（子ども④、双子：子ども⑤・子ども⑥）の危機】</p> <p>「父B（母の死後）の養育費を扱いの回達」 ・弁護士 「父から養育費はもらつてしましましたか？」→母 「養育費はもらつなかつたです」</p> <p>X 危機</p>
	<p>【母】の危機</p> <p>「母のダブルワークと祖母との同居生活」 ・検察官 「離婚後(母はどこで暮らすようにになつたんですかね?)」→母 「私(祖母)の家です」</p> <p>「母の妊娠」 ・検察官 「母と父Bが2度目の離婚をした…それが離婚は(母と母方祖母の関係は)比較的に仲が良い状態になつてます」→母 「はい」</p> <p>「母の報告人(母の当時の仕事は、ファミリーレストランヒコンパニオンの仕事でいいですね)」→母 「はい」</p> <p>「母のうちちはパパもいてママもいてばかりで、子どもたちに一杯我慢させてるから。子どもたちが欲しいものはできるだけ買ってあげられるようにしてます」</p>

問題解決のトピック5	事例4-T5：母方祖母による金銭管理と経済的困難
A ストレスマネジメント	<p>【相母】の状況 「① 祖母世帯と母出帯の同居生活」「娘嫁後」次子のお子さん（子ども②）が亡くなられて、その後は7人（母方祖母、叔父（祖母の子ども④）、叔母（母の子ども⑤）、母、子ども①、子ども③、子ども⑥）で暮らしていったということになるんですね」「一相母」「はい」</p> <p>〔② 経済的困難〕</p> <p>・検察官「これ、誰の借金なんですか？」→相母「私（相母）のです」「（娘母：祖母の子ども⑤）産む時に借りたお金です」</p> <p>・相母「結局、下の子たちが病院にかかるたびに費用もまだ払いきつつかないんだよ」「一相母」「結局ずっとみなきやいけないじゃないですか。子どもたちだって食費はかかるし…金銭も借以上かっちゃうので」</p>
B 対処の方 A C X モード	<p>【相母】の状況 「① 祖母世帯と母出帯の同居生活」「お仕事は当時、何をしていましたか？」→相母「お弁当の配達をしていました」</p> <p>・検察官「お仕事は当時、何をしていましたか？」→相母「私はお10時です」「〇〇（母）5時半には出でていました」</p> <p>・検察官「医師の面接があるのは誰がみてんですか？」→相母「（次子出産後）一年間は仕事の方を〇〇（母）が休んでいましたので、お子さんの面接があるのは私がみてんのですか？」</p> <p>〔② 経済的困難〕</p> <p>・弁護士「児童扶養手当や児童手当だとか、〇〇さん（母）の方で差し給する手当が、お母さん（相母）が管理する通帳に入っていますよね」「はい」→弁護士「それを〇〇さん（母）のために使つてあげたのです？」→相母「今生活している方の生活費をうなぎついで、産まれてくるときに、子守料のようなものをもらっていますね」→相母「1時間1,000円って結果でもらつてあげるのです？」→弁護士「〇〇さん（母）がお金で困つている時、コバンビニオンの子守でもついているお金を貰つてあげるのです？」→相母「それは、また別」→相母「それでは、私の方でもそれを生活費に回し合っているものもありますが、それが足りなくなつて貸して下さいって時もありました」「〇〇（母）の方でそれが足りなくなつて貸して下さいって時もありました」「〇〇（母）の方でそれが足りなくなつて貸して下さいって時もありました」</p>
C 対処の方 X モード	<p>【相母】の状況 「① 祖母世帯と母出帯の同居生活」「相母は仕事に行つて、私（相母）ももう雇ひたい」</p> <p>〔② 経済的困難〕</p> <p>・弁護士「〇〇さん（母）からもう子守料を貰めて、生活費がいっぱいだったといふことですか？」→相母「はい」</p> <p>・裁判員「コバンビニオンの子守料をして一生懸命働いて…それなのに…」「一相母」「納期生れても、育てていくにも、やっぱお金がいるんじゃないですか」「お給料も終わる方になるとお金もなくて、ミルクもどうしようかという状態だったので、おむつなんかも、そういうのを考える…」</p>
X モード	<p>【相母】の危機 〔母を封じ込める相母〕</p> <p>「母を封じ込める相母」「母は金銭的に余裕がないので、結局、お金の話になると喧嘩になっちゃうので、それで（母は）相談ができるなかったんだと思います」</p> <p>・相母「金銭的に余裕がないので、結局、お金の話になると喧嘩になっちゃうので、それで（母は）相談ができるなかったんだと思います」</p> <p>・相母「私は（母方祖母）ほどなつて怒るくらいで、この子（母）は何も反抗しないで、聞き流すか布団がぶつて壁ちゃくらの子です」</p>

問題解決のトピック6		事例4-16：子ども⑥(父)の出産・産業と子ども⑦(父)の出産・産業・遺業	
A ストレングス	<p>※母の子ども⑥(父)の状況</p> <p>【父】(子ども⑥)の状況</p> <p>(①)母との交際】「〇〇(母)とは、母とは合コンで知り合いました」「飲み会の前に初見で『子どもがいるよ』と言つていきましたので、知っていました」</p> <p>・弁護士(供述調査)「母の妊娠が大きいと思ったのは…の頃」</p> <p>(②)母の腹部の膨らみ】</p> <p>・弁護士(供述調査)「『母のお腹が大きいと思ったのは…の頃』</p>	<p>【母】の状況</p> <p>【①子ども⑥の妊娠】</p> <p>・弁護士「運営はしてましたか？」→母「運営はビールを飲んでました」</p> <p>・検察官「双子の方(子ども⑥)が亡くなっているんですよね、(子ども⑥)妊娠に気がついたのは、それより前というごとく長いですか？」→母「はい、そうです」</p> <p>・検察官(質問調査)「(母)コンバニオンとして男性とすぐ付き合い、妊娠した子ども⑥が誰の子かわからませんでした」</p> <p>【②子ども⑥の妊娠】</p> <p>・弁護士「運営はしてましたか？」→母「運営は出来ないことをやつてしまつた」</p> <p>・検察官「(子ども⑥の妊娠)その後、妊娠した時にもう一回同じようなことをやつてしまつた」</p> <p>・母「風つて、風つて、風つてたから…」</p> <p>・検察官(質問調査)「(子ども⑥)が運営事件から半年が経過し、(母)は車ひ妊娠に気づきました。この時もコンバニオン等として複数の男性と付き合い、誰の子かわからませんでした」</p> <p>・母「仕事を行つて、朝からちよつとお腹が痛いような気をしてたけど、まだ大丈夫だらうと思って歩いてて…チツという音がして…喝水したんだって思つて」</p>	
B 対応実績	<p>※母の子ども⑥(父)の状況</p> <p>【父】(子ども⑥)の状況</p> <p>(①)母との交際】「休みが合えば金つていましたし、肉体関係もありましたし、泊りがけで出かけてもいましたが「セックスはいつも運営をしていないので…」</p> <p>(②)母の腹部の膨らみ】</p> <p>・弁護士(供述調査)「(妊娠させてしまつたかもとも思い)〇〇(母)に『お腹大きくなかった』と聞いたが、〇〇(母)の返事は何度聞いても「太っただけ」の一言張りだったのでそれ以上は聞けませんでした」</p> <p>【母方相母】の状況</p> <p>(①)母の子ども⑥(妊娠)</p> <p>・祖母「本人(母)に離かめんんですけど、本人(母)は妊娠していないって言うので…ずっと本人は妊娠じゃないって言つたもので」</p> <p>(②)贈与で喝水し早退した母】</p> <p>・検察官「声どかね、そういうものが聞こえたりしました？」→祖母「寝る前に、やっぱり、一応病院行くつて声をかけけど、本人が大丈夫って言うので、一応そのまま静かにしてつてなつて、そのまま寝ました」</p>	<p>【母】の状況</p> <p>【①子ども⑥の妊娠】</p> <p>・弁護士「そもそも(子ども⑥)を妊娠してたことも離してたんですね」→母「はい」→弁護士「離してた理由とは、(子ども⑥)と同じですか？」→母「そうです、はい」</p> <p>【②】</p> <p>・母「すぐ手術したって、産婦人科に行つたんだけど、もうそこでは手術は出来ないって言われて」</p> <p>・弁護士「(他の病院)他の病院を紹介しなかったんですか？」→母「しませんでした」→弁護士「株さんたちは？」</p> <p>・弁護士「(母の病院)母の病院は相談しなかったんですか？」→母「しませんでしたか？」→母「なんか、言つて相談しなかったです」→弁護士「交際していた男性(父)に相談したりはしませんでした」</p> <p>・母「実は妊娠して、喝水しちゃつたから、病院に行きたい」つて言いました」→弁護士「家にいて養育費えたわけですね」→母「はい」「下の子(子ども③、子ども⑤)を迎えに行かなくちゃど、何かあればば子(子ども①)に助けてもらおうとお迎えに行きました」</p>	
C ストレングス	<p>※母の子ども⑥(父)の状況</p> <p>【父】(子ども⑥)の状況</p> <p>(①)母との交際】「休みが合えば金つっていましたし、肉体関係もありましたし、泊りがけで出かけてもいましたが「セックスはいつも運営をしていないので…」</p> <p>(②)母の腹部の膨らみ】</p> <p>・弁護士(供述調査)「(妊娠させてしまつたかもとも思い)〇〇(母)に『お腹大きくなかった』と聞いたが、〇〇(母)の返事は何度聞いても「太っただけ」の一言張りだったのでそれ以上は聞けませんでした」</p> <p>【母方相母】の状況</p> <p>(①)母の子ども⑥(妊娠)</p> <p>・祖母「本人(母)に離かめんんですけど、本人(母)は妊娠していないって言うので…ずっと本人は妊娠じゃないって言つたもので」</p> <p>(②)贈与で喝水し早退した母】</p> <p>・検察官「声どかね、そういうものが聞こえたりしました？」→祖母「寝る前に、やっぱり、一応病院行くつて声をかけけど、本人が大丈夫って言うので、一応そのまま静かにしてつてなつて、そのまま寝ました」</p>	<p>【母】の状況</p> <p>【①子ども⑥の妊娠】</p> <p>・検察官「妊娠してあなたはどうしようと思ったの？」→母「どうしようとも思わなかった」→検察官「どうして相談しなかつたのですか？」→母「相談してもどうしようもないって思つて」→検察官「いずれまれちゃうでしょ？その時はどうしようと思つてたんですか？」→母「産まれちゃつたら、多分うちの家族だったから育てるの協力してくれると思つたから」</p> <p>【②子ども⑥の妊娠】</p> <p>・弁護士「妊娠に気づいてどう思つましたか？」→母「妊娠してから、もう少し増えるなんかなって、報さなくて、報さなくて思つました」</p> <p>・弁護士「3月中に(子ども⑥妊娠)3月中に病院かなかつたといふんですか？」→母「4月になると市役所から医療扶助手当がお母さん(母方相母)のところに給付されるのを知つたから…4月末で待つまし」→母「もうそこの病院では手術できなしからって別の病院を紹介されて…」</p> <p>・弁護士「お母さん(母方相母)には相談しましたか？」→母「お母さん(母方相母)たちも、そんなお金もつてると思えなかつたから」</p> <p>・検察官(質問調査)「(母)妊娠させてしまつたのかと思いつ…」「(母)それ以上なぜ聞けなかつたというと、(妊娠について)あまりしつこく聞いて、(母)の機嫌を損ねたり、(母)の関係が悪くしてしまつのが嫌だつたからです」</p> <p>【母方相母】の状況</p> <p>(①)母の子ども⑥(妊娠)</p> <p>・検察官「お腹が出てるよう見えた？」→祖母「あ、はい」</p> <p>(②)贈与で喝水し早退した母】</p> <p>・祖母「(母)が離婚でお漏らしして早退した件について勝訴がありましたので、勝訴でもらしたという考えでいました」</p>	
D モードル			

【♂(子ども⑩)の危機	【母と運任せなしのセックス】 ・弁護士（供述調書）「私（父C）が○○（母）と会ったのは…『お兄さん着いね』といったようなことを書われ、その場で…」 ・弁護士（書類を文表し…） ・弁護士（書類断片）「この時（母に）特に興味はなかったですし、運営をとることにはなかったのですが…」 ・弁護士（供述調書）「母から『愛を飲んで運営しているから大丈夫』と言わされたので、妊娠する事ではないだろうと思いま...」 ・弁護士（供述調書）「母から『愛を飲んで運営しているから大丈夫』と言わされました」 ・弁護士（供述調書）「生まれたばかりの子どもを母親が私（父）の父親が私（父）のDNAが一致したという事件があるり、その子ども（子ども⑩）と私（父C）のDNAが一致したこと…」 ・弁護士（供述調書）「生れたばかりの子どもを母親が私（父）の父親が私（父）のDNAが一致したこと…」 ・弁護士（供述調書）「お兄さんから、はじめに見つかった子ども（子ども⑩）と私（父C）のDNAが一致したこと…」	【母】の危機	【子ども⑩の出生・運営と第8子出産・新書・運営】 ・母「（子ども⑩の出生後）もうどうしていいかわからんないって、とりあえず離さなくちやなと思つて離しました」「双子の下の子が死んじやつて、その胸にお弔式をするのにすごくお金がかかつて、で、また赤ちゃんをお葬式にかけてあげることが、用事ができなくて離しました」 ・母「（子ども⑩を）出産したのは、多分（午前3時とか3時半とか）だつたと思います」「死んだことは悟認していないけど、死んじやつた（子ども⑩）を」 ・弁護士「（子ども⑩の）液体について、例えれば外に漏そうだと、そういうことは思いませんでした」 ・母「（子ども⑩を）が大どかに食べられちゃつたら嫌だからです」 ・弁護士「赤ちゃん（子ども⑩）が困つたら、3人の子どもたち（子ども①、子ども③、子ども⑤）はどうやって生活せんでした」 ・母「産んだ日も朝から起きました」「あたしが横まつちやつたら、3人の子どもたち（子ども①、子ども③、子ども⑤）はどうやって生活せん」 ・母「（子ども⑩）は行きます」 ・母「（子ども⑩）は、（私が離がないと子どもたち）が困つたら、3人の子どもたち（子ども①、子ども③、子ども⑤）はどうやって生活せん」 ・母「（子ども⑩）は、（私が離がないと子どもたち）が困つたら、3人の子どもたち（子ども①、子ども③、子ども⑤）はどうやって生活せん」	
A	× 危機	【♂(子ども⑩)】の危機	【子ども⑩の運営】 ・弁護士（供述調書）「ニュースで事件を知った時、『やっぱり妊娠していたんだ』と思いまいしたし、見つかった赤ちゃん（子ども⑩）は自分の子どもだと思いました」「最近、赤ちゃん（子ども⑩）を殺して自宅に隠していたというのが現念でなりません」「正直考え始めています…○○（母）が、赤ちゃん（子ども⑩）とは距離をおきたいと思っていました」	
B	X モードル	【母方祖母】の危機	【子ども⑩の運営】 ・母「（母）のお腹はどうなっていました？」→母「へちゃんこになっていました」「產まれちゃつたと思ったの...」 ・検察官「（母）のお腹はどうなっていました？」→母「へちゃんこになつて産んでないよって言われて…産んでないよって言つたので、本人（母）にもう一度聞いたら、價格が治つたからって言つたので、それを信して、半分は疑つたので、部屋の中をちょっとは搜してみたんですけど…」→検察官「検したとはどういうことになるんですかね？」→母「はい」→検察官「だけれど、見つかなかつたんですね」→祖母「はい」	

妊娠・出産する。その頃に母は同じ高校の後輩だった父 A との間に子ども①を妊娠したが、母方祖母に相談はせず、父 A に妊娠を告げた。父方祖父母が学校に連絡し、学校が母方祖母に母の妊娠を伝えた。母の妊娠を知った母方祖母は、母に対し「お金の話」をし、「家には余裕がない」と告げた。母は「自分で何とかする」と応え、父 A と結婚することを前提で、父とは離れて暮らしながら、母方祖母と別居し母方曾祖母の支援を受けながら定時制高校に通い育児と仕事を掛けもった。しかし、母が職場の男性と親しくなったことで、父 A との結婚話は壊れ、子ども①の認知や養育費も支払われない状態で、母は未婚で子育てをする危機となった。事例 4-T3 では、子ども①を母方曾祖母に預けて働く母は、当時の同棲相手だった父 B の子ども②を中絶した。子ども②を中絶した後悔から、再び父 B との間に子ども③を妊娠した際は、迷わず産むことを決意し、子ども①を呼び寄せた後に子ども③を出産し、父 B と正式に結婚することで、子育ての環境を整えた母の対処が示された。しかし、父 B が殆ど仕事をしなかったため、母は、ファミリーレストランの仕事に加えて、夜のコンパニオンの仕事を始め、一家の生活を支えた。父 B が仕事を辞め暴力をふるうことでの離婚（1 度目）し、母は 2 人（子ども①、子ども③）を連れて母方祖母のいる実家に戻った。事例 4-T4 では、母は再び父 B の子ども④を妊娠したが、父 B が働かないため、母は子ども④を産むと仕事ができなくなり「子どもたち（子ども①、子ども③）が困っちゃう」と考え、中絶費用を父 B と折半して対処した。その後、父 B と母は再婚し、母は双子（子ども⑤、子ども⑥）を妊娠した。最初は中絶するつもりだったが、父 B の自動車学校に通う費用がかさみ中絶費用を捻出できずに出産することで対処した。しかし、母が父 B 以外の男性と交遊があったことで、父 B が暴れ、母は肋骨を骨折し父と別居した。母は母方祖母宅に移り、双子の子ども⑤と子ども⑥を出産した。その際に、母は、母方祖母から「養育費とか生活費もよこさないので、籍だけ入れといてもしょうがないでしょ」と父 B との離婚を勧められ、離婚（2 度目）した。母と母方祖母の関係においては、母が父 B と婚姻中は仲が悪かったが、離婚後は仲が良くなった状況が示された。父 B と再婚・離婚後に、双子の弟の子ども⑦が死亡した際には、父 B と母は葬儀費用を折半し、子ども⑦を弔った。母方祖母と暮らしながらも、母は、日中はファミリーレストラン、夜間はコンパニオンのダブルワークを続けた。事例 4-T5 では、母が母方祖母に、母が受け取る各種手当や収入を管理され、母方祖母に子守料を取られながら夜のコンパニオンの仕事に就き子育て生活を維持する状況が示された。母方祖母の金銭管理によって、母の自由になる生活費は殆どなく、母は無力化し、母方祖母に封じ込められる状態で、四六時中働いた。事例 4-T6 では、母が不特定多数の男性と性的な交流をもち、母自身が、父親が誰かわからない子ども⑦、子ども⑧を妊娠する。子ども⑦の父 C は母をセックスフレンドとしてしか見ておらず、母の子ども⑦の妊娠に際しての父 C に関する記述データはない。子ども⑦の遺棄については、双子の子ども⑦の葬儀の経験から、葬儀費用が出せないと想い遺棄したことが示された。一方で、子ども⑧の父 D は母を恋人と認識し一時は母との結婚も考えていた。母の腹部が膨らんでいることに気づき、母に妊娠を確認している。しかし、母は「太っただけ」の一

点張りの返答だったため、父Dは母の機嫌を損なうのを恐れ、それ以上、母に聞くことはできなかった。母は、児童扶養手当が母方祖母の管理する通帳に入金される時期を見計らって病院を受診したが、中絶費用を用意することができなかった。母方祖母や叔母たちに相談しても、「困っちゃう」だけだと考え、誰にも相談しなかった。勤務中のファミリーレストランで破水したため早退し、陣痛の痛みをこらえ、子ども①を頼りに、保育園に子ども③と子ども⑤を迎えて行った。無事に子どもたちと自宅に戻ると、1人で子ども⑧を出産し、殺害・遺棄した。出産の翌朝もファミリーレストランに出勤した。「私が働かない」と子どもたちが困っちゃうから」「捕まっちゃったら、3人の子どもたちはどうやって生活していくのかも分からなくて、どうしたらいいか分からなくて、とりあえず、毎日仕事をに行ってました」と、母が子育て生活を維持する状況が示された。母方祖母においては、子ども⑧の妊娠で腹部が大きくなつた母に、妊娠したかを確認したが、母が否定したのでそれ以上は聞くことはなく、分娩中の母の声を聞いた際も、「病院にいく？」と声をかけ、本人が「大丈夫」と返答したので、そのまま就寝した状況が示された。

【問題解決のパターン】

以上から、事例4の母は、中学時代に母方祖母が交際男性の子どもを出産した経験を機に、自分の家が他の家と違うと認識し、母方祖母に肝心なことを話さなくなり、困ったことがあっても、母は母方祖母に相談せず自分で何とかしようと対処する状況が示された。母は、母方祖母からの支援を期待できない状況で、男性との性交渉を重ね、ハードなダブルワークと育児を担う問題解決のパターンが示された。背景に、母方祖母の世代から父親が不在で経済的支援のない状況で、子どもを養育する生活困難が連続と引き継がれる世代間連鎖の問題があったことが浮き彫りになった。家庭内に父親役割の機能が存在しない状況で、母が子育て生活で頼れるのは母方祖母しかおらず、母方祖母に経済的な搾取を受けながらダブルワークを強いられる問題解決のパターンが透けて見える。一方で、見方を変えると、父Bとの婚姻中は母と母方祖母の関係が悪く、母は母方祖母の勧めで離婚し、その後に母と母方祖母の関係が改善したことから、事例4においては、父母の夫婦関係よりも、母と母方祖母の親子関係を優先することで問題解決が図られ、多世代の家族生活が維持される状況が示された。

=事例 5 =

【家族成員】4人で同居

図表III-2-11. 事例 5 の家族構成

同居の家族成員（7人）	ジェノグラム
<ul style="list-style-type: none"> ・祖父世帯 <p>母親（売春）、第1子（知的障害）、母方祖父（年金生活）、母方叔父（警備員）</p>	<p>事件発生時の家族図</p> <p>高校時代の売春</p> <p>いずれも出会い系サイトで知り合った男性（売春相手）</p> <p>死産 7年前 0:0:0 6年前 0:0:0 4年前 0:0:0 3年前 流産 2年前 流産 1年前 0:0:0</p> <p>d:母小3時</p> <p>34</p>

【問題解決のトッピックス T1～T2】

事例 5-T1 で、母は幼少期に、母方祖父母が離婚したため、母は叔父と共に母方祖母の下で暮らした。学校生活でいじめを経験したことから、後に「人を信用することはできないので…」と思うようになった。母が高校時に母方祖母が死亡し、9年間離れて暮らしていた母方祖父に叔父と共に引きとられ、母方祖父との会話が殆どない状態で同居生活を始めたことが示された。母は高校時代に売春を、経験する。事例 5-T2 では、高校卒業後に美容室に勤務した母が、当時の交際相手だった父 A の間に子ども①を妊娠し、父 A が母方祖父に結婚の許しを得るための挨拶にいく状況が示された。父 A と母は結婚し子ども①が産まれるが、母は父方実家での同居を避けるため、母方祖父の下で子ども①と共に暮らし、父 A とは同居しなかった。母方祖父の勤務先が倒産し祖父が失業したのを機に、父 A との別居が解消され、母方祖父の下で、父、母、子ども①、叔父の5人の同居生活が始まった。当時、働いて収入を得ていたのは、父 A だけだった。事例 5-T3 では、父方の親族から、「親の面倒を見るのはいいけど、弟の面倒を見るのはおかしい」と言われ、「家計のこと」で父 A と母方祖父が揉めたため、父母は離婚した。離婚した当初の収入は、父 A からの養育費と児童扶養手当と児童手当だった。事例 5-T4 では、父 A が仕事を辞めたため、養育費の支払いがなくなった。母は幼少期に祖父母が離婚した経験から、「家族4人（母方祖母、叔父、母、子ども①）で暮らすのが一番だ」と思い、「離婚して誰も収入がなかったので、短時間で高収入を得ることができる」「日払いだったので、その日にお金が入ってくる」との理由で風俗店に勤務し、家族生活を維持した。しかし、風俗店での収入は当初から約3分の1に減少した。母方祖父においては、事例 5-T2 から無職の状況が続いた。事例 5-T5 では、母は行政に生活保護の相談に行くが、叔父に面倒をみてもらうように言われ、「人を頼っちゃいけない」と思った。母は風俗店の仕事を続けながら、出会い系サイトで売春を始め、新たな収入源を得ることで家族生活を維持した。母は、避妊をしないことで高い収入を得たが、売春の客（買春者）の父 B、父 C、父 D、父 E、父 F、父 G、父 H との間に、子ども

図表III-2-12. 事例5の問題解決のパートナー

問題解決のトピック1	事例5 【母をとりまく人々】の状況		事例5-T1：母方祖父母の離婚と幼少期のいじめ
	【母】の状況	【母】の状況	
A ストップ スローモード	【母方祖父】の状況 〔①〕離婚で6年間離れて暮らした母と同居」 ・井藤士「お母さん(母)のお母さん(母方祖母)と離婚されていますよね？〇〇さん(母)がいくつの時ですか？」→祖父「小学校3年生の時」 ・井藤士「娘(母と叔父)はお母さん(母)のお母さん(母方祖母)といつまで一緒に暮らしていましたか？」→祖父「あれ(母方祖母)が47歳くらいの時に死んだので」 〔②〕母方祖母の死亡」 ・井藤士「お母さんは、(母は)47歳の時に亡くなられて、…」→祖父「それから(母と叔父)引き取って、あなた(叔父)と暮らすようになりましたかね？」→祖父「そうです」 〔③〕母「うん、別れた時より大きくなっていますよね、〇〇さん(母)」→祖父「はい」	【母】の状況 〔①〕母方祖父母の離婚」 ・井藤士「〇〇さん(母)は、小さい頃はどのようなお子さんでしたか？」→祖父「弟(叔父)の面倒をよくみておとなしい子でした」 〔②〕母方祖母の死」 ・井藤士「母と一緒に暮らしたのはね、奥さん(母方祖母)が亡くなられて、もう一度(母と)一緒に暮らしました」 〔③〕幼少期のいじめ」 ・母「人を信用することができないので自分で抱えていました」	【母】の状況 〔①〕母方祖父母の離婚」 ・井藤士「〇〇さん(母)は、お母さん(母)の母と…運く離いが離と…運く離るので…」
B 対親愛運動 実現の仕方	【母方祖父】の状況 〔①〕離婚で6年間離れて暮らした母と同居」 ・井藤士「仕事をしてるので、(母との)行き違いが離と…運く離るので…」	【母】の状況 〔①〕母方祖父母の離婚」 ・母「小さい時に娘の離婚とかそういうので、家族が一緒にいることが少なく…自分と同じような思いをさせたくない…」 〔②〕母方祖母の死」 ・母「娘の離婚も含めて)家族が一緒にいることが少なく…自分の子どもにも自分と同じような思いをさせたくない…」 〔③〕幼少期のいじめ」 ・母「…人を信用することはできないので…」	【母】の状況 〔①〕母方祖父母の離婚」 ・井藤士「高校1年生といふと思春期の頃。男親としてね、娘さん(母)との接し方、離しいところはありませんでしたか？」→祖父「…わかりません」
C-X モデル ストップ スローモード	【母方祖父】の状況 〔①〕離婚で6年間離れて暮らした母と同居」 ・井藤士「高校1年生といふと思春期の頃。男親としてね、娘さん(母)との接し方、離しいところはありませんでしたか？」→祖父「…わかりません」	【母】の状況 〔①〕母方祖父母の離婚」 ・母「高いお金を手に入れたといふ経験があつたので、人を信用できない、そういうことですか？」→母「はい」 ・検察官「自分の体を売つてお金を手に入れたといふ経験があつたので、人を信用できましたか？」→母「高校の頃に少しありました」→検察官「それはどういった形の…？」→母「出会い系サイトとかで見つけて売春しました」	【母】の状況 〔①〕母方祖父」の危機」 〔母とコミュニケーションがとれない生活」 ・祖父「あまり話しなかったのです…」 ・井藤士「普段はあまり金話をかわしたりとか、そういう事は少ないということですか？」→母「はい」
X 危機			

問題解決のトピック2	事例5-T2：子ども①出産後の別居での結婚生活
A スレア派	<p>【父(子ども①)】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・弁護士「仕事を辞めたのはどうしてですか？」→「当時交際していた相手(父A)との子どもがお腹にできましたからです」 ② 母との結婚生活 ・弁護士「その相手(父A)とは、結婚されたんですか？」→母「はい」 ・母「相手(父A)の娘と同居するのが嫌で…」 ・弁護士「子どもができたことを、お父さん(母方祖父)に話はしましたか？」→母「はい」</p>
B 対照的派	<p>【母(子ども①)】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・弁護士「〇〇さん(母)は、結婚する前に先に妊娠が分かって、夫となる方(父A)がお父さん(母方祖父)の所に挨拶に来て、結婚を許したというわけですか？」→相父「そうです」 ② 母との結婚生活 ・弁護士「結婚後、一緒に生活した？」→母「いや、別々でした」 ・弁護士「いつまで別居生活が続きましたか？」→母「長男(子ども①)が3歳くらいだったと思います」</p>
C モーテル	<p>【母方相父】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・相父「向こう(父A)から結婚して…結婚させて下さいと言ふもんですから、私は(母方祖父)も許しました」 ・弁護士「結婚された後〇〇さん(母)は誰と一緒に暮らしていましてか？」→相父「私と一緒に暮らす」とい や、子ども①(母)ができると、私が(母方祖父)のところ帰ってきて、それからずーっといました」</p> <p>【父(子ども①)】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・相父「向こう(父A)から結婚して…結婚させて下さいと言ふもんですから…」 ② 母との結婚生活 ・母「相手(父A)の娘と同居するのが嫌で、向こうが別々の家を借りてくれると書っていましたので、それを待っていました」</p> <p>【母方相父】の状況 ① 母の子ども①妊娠 ・相父「(母の妊娠を知つて)お父さん(母)の様子はどんな感じでしたか？」→母「すごく驚いていて、私からしたら差しあうというか、辛そうに見えました」 ② 母(子ども①)との結婚生活 ・母「相手(父A)の娘と同居するのが嫌で、向こうが別々の家を借りてくれると書っていましたので、それを待っていました」</p>
X 失業	<p>【父(子ども①)】の危機 [母方実家の収入源としの同居生活] ・弁護士「引っ越し後は、5人の生活だったんですね？」→父「そうですね！」→弁護士「その中で仕事をしているのは、〇〇さんの旦那さん(父A)だけだったということですか？」→相父「何故ですか？」</p> <p>【母方相父】の危機 [失業による無職状態] ・弁護士「父Aと…一緒に住むようになったのは、きっかけは何だったんですか？」→相父「きっかけは、引っ越しして…引っ越ししたとき、そのまま(子ども)一緒に住むようになつて」 ・弁護士「その頃、あなた(母方祖父)はお仕事をされていました？」→相父「仕事をはしていませんでした。会社がつぶれましたのですから…仕事を探したんですけど、なかなか見つからなくて」 ・弁護士「弟さん(弟)は仕事はされてましたか？」→相父「弟さんはしていませんでした」</p>

事例5-T 3：祖父失業後に父と同居し金銭管理のトラブルで離婚

問題解決のトピック3	【父A】の状況 〔① 父Aの収入で母方実家の面倒を見る同居生活〕	【母】の状況 〔① 実家の面倒〕
A ストレス源	・弁護士「〇〇さんの旦那さんは(父A)が、5人(母方祖父、父、母、叔父、子ども①)で生活していく唯一働いていたわけですね？」→祖父「はい」 ・母「(父B実家の親戚一同の人に、親(母方祖父)の面倒を見るのはいいけど、弟(叔父)の面倒を見るのはおかしいって言われた…」	・弁護士「(父Aと母の別居が解消され同居したのに)どうして、離婚されることになつたんですか？」→母「(父B実家の親戚一同の人に、親(母方祖父)の面倒を見るのはいいけど、弟(叔父)の面倒を見るのはおかしいって言われた…」 ・母「(父B実家の親戚一同の人に、親(母方祖父)の面倒を見るのはいいけど、弟(叔父)が稼めたこと」
B 内訌原因 〔父Aの収入の管理〕	【母】の状況 〔① 父Aの収入で母方実家の面倒を見る同居生活〕	【母】の状況 〔① 実家の面倒〕
C-X モードル 〔母子の感情〕	・祖父「旦那さんは(父A)は、一応、男の方が金をもつのが習慣だから、私(父M)がもちますって書いました」 【母方相父】の状況 〔① 父Aの収入の管理〕	・弁護士「離婚後、あなた(母)は誰と生活することになりましたか？」→母「あたしとお父さん(母方相父)と子ども(子ども①)と弟(叔父)と4人で生活しました」
X 〔母子の感情〕	【父】の状況 〔① 父Aの収入で母方実家の面倒を見る同居生活〕	【母】の状況 〔① 実家の面倒〕
X 〔母子の感情〕	・祖父「旦那さんは(父A)は、一応、男の方が金をもつのが習慣だから、私(父M)がもちますって書いました」 【母方相父】の状況 〔① 父Aの収入の管理〕	・弁護士「離婚する際にね、あなた(母)は今後の生活についてどうしようか迷っていましたか？」→母「離婚する際に、お父さん(母方相父)と子ども(子ども①)と他の人の家族の面倒を自分でみていくことを決めました」
X 〔母子の感情〕	【父】の状況 〔① 父Aの収入で母方実家の面倒を見る同居生活〕	【母】の状況 〔① 実家の面倒〕
X 〔母子の感情〕	・祖父「旦那さんは(父A)は、一応、男の方が金をもつのが習慣だから、私(父M)がもちますって書いました」 【母方相父】の状況 〔① 父Aの収入の管理〕	・弁護士「最初はうまくいきました」→弁護士「何か途中からうまくいかなかつたんですか？」→祖父「いや、あの、旦那(父B)が給料全部、奪にいれんで…」「ちっちゃい子(子ども①)がねつったんですから、何か事情がなくかしあとさに…」
X 〔母子の感情〕	【父】の危機 〔母と離婚〕	【母】の危機 〔父Aと離婚後の家族の収入源の喪失〕
X 〔母子の感情〕	・弁護士「金銭管理についての言い争いその後、〇〇さん(母)は旦那さん(父A)と離婚されているんですけど、そういうことが原因だったという…」→祖父「そうです」	・弁護士「離婚した当時、養育費はもらってたんですね。それ以外に収入はありませんよね。そういう手当です」 ・弁護士「お父さん(母方相父)の収入はなかった？」→母「はい、ないです」→弁護士「弟(叔父)の収入は？」→「児童扶養手当と児童手当です」 ・弁護士「お父さん(母方相父)の収入はありません」

問題解決のトピック4		事例5-T4：離婚後の家族生活維持のため風俗店勤務			
A B C -X モードル ストレスの要因	スドヘ調 A B C -X モードル ストレスの要因	【祖父】の状況 〔① 無職生活〕 ・弁護士「〇〇さんの旦那さん(父A)が、5人で生活していたわけですよね？」→祖父「はい」→祖父「はい」 「〇〇さんの旦那さん(父A)が家を出て行った時、あなた(母方祖父)の仕事はもう見つかっていましたか？」→母「見つかっていません」	【母】の状況 〔① 異婚後の収入源〕 ・弁護士「離婚されてから、養育費などはもらわなかつたんですか？」→母「離婚する時に決められた月5万というのを見ついていました」→弁護士「その後に、養育費の支払いは滞ったんですか？」→母「別れた日も離婚が決まりましたので払えないと書かれました」 〔② 異婚後の家族生活の維持〕 ・母「小さい時に親の離婚とかそういうの、家族が一緒にいることが少なく、今回私も離婚してしまって…自分の子ども(子ども①)に自分と同じような思いはさせたくないくて」	【母】の状況 〔① 異婚後の収入源〕 ・弁護士「母方祖父と祖父の收入がない状況でどうするどね、食費などの生活費、これは誰が負担することになるんでありますか？」→母「私が自分で負担していました」 ・弁護士「具体的にどの家族の生活費等)を負担していくんですか？」→母「離婚して直ぐ風俗店で働き始めました」→弁護士「風俗店とは具体的にどういったところですか？」→母「デリバリーへルスです」 ・弁護士「風俗店勤務について家族に話すことはできましたか？」→母「できませんでした」	【母】の状況 〔① 異婚後の収入源〕 ・弁護士「母方祖父と祖父の收入がない状況でどうして、家族と一緒に暮らしていくことができるのと、あと日払いだったのでその日にお金が入ってくるからです」 ・母「子どもがまだ小さかったので、子どもと一緒にいる時間がほしかったし…」 〔② 異婚後の家族生活の維持〕 ・母「こういう仕事をして働いているっていうのを、みんなにはれると思つて(家族に話せなかつた)」 ・弁護士「どうして、そんな仕事をしてまで働く必要があつたのでしょうか？」→母「幼い時に祖父母が離婚したため、家庭が一緒にいることが少なかつたので)家族4人で暮らすのが一番だと感つたからです」
X Y Z モードル ストレスの要因	スドヘ調 A B C -X モードル ストレスの要因	【母方祖父】の状況 〔① 無職生活〕 ・弁護士「主に〇〇さん(母)が働いて、家計を支えていたといふ事は分かつてらっしゃったが、なぜか？」→祖父「はい」→祖父「はい」「スナックが食べ物が分かれませんが、当時、〇〇さんは(母)がどんな仕事をしているんだと思ってましたか？」→祖父「ソウルフードで働いてる」と	【母】の状況 〔① 異婚後の収入源〕 ・弁護士「風俗店に始めたことについてどうして、その仕事を選んでしまつたのですか？」→母「離婚して誰も收入がなかったので、短時間で高収入を得ることができるのと、あと日払いだったのでその日にお金が入ってくるからです」 〔② 異婚後の家族生活の維持〕 ・母「子どもがまだ小さかったので、子どもと一緒にいる時間がほしかったし…」 ・弁護士「どうして、そんな仕事をしてまで働く必要があつたのでしょうか？」→母「幼い時に祖父母が離婚したため、家庭が一緒にいることが少なかつたので)家族4人で暮らすのが一番だと感つたからです」	【母】の状況 〔① 異婚後の収入源〕 ・弁護士「離婚直後ですね、風俗店で働く…その当時はどのくらいの收入がありましたか？」→母「月30万くらいはありました」→弁護士「それがどのようになつていきましたか？」→母「どんどん減つていって、最後に月10万位になりました」	【母】の状況 〔① 異婚の収入の減少〕 ・弁護士「旦那さん(父A)が出ていったからには4年からあなたとしてはずっと、無職で収入がなかつたということはどうなりましたか？」→祖父「はい」 X Y Z モードル ストレスの要因

問題解決のトピック5	事例5-T5：生活保護を受けず児童による生計維持			
	【父B(子ども②)、父C(子ども③)、父D(子ども④)、父E(子ども⑤)、父F(子ども⑥)、父G(子ども⑦)、父H(子ども⑧)】 ① 母への真尋 ・母「出会い系サイトで会ってから、児童を始めました」 A スドウ済	【母】の状況 〔① 生活保護の相談で冷たくされた〕 ・弁護士「他人の人じややまなくしてね、市役所などの行政機関に助けを求めるとか？」→母「一度だけあります」→弁護士「母へもやまなくしてね、母「話をしていました」 ・弁護士「具体的にどんなことですか？」→母「相談に行つた時は、弟（叔父）に面接みでてもらえとが、それでも受け入れられないので、弟（叔父）に面接みでてもらえとが、その後金を切り崩す生活」 ・検察官「お金がなかなか…ということですけど…」→母「風俗店の給料が漸減で稼げなくなつて、貯金を切り崩していくので、その時はもうあまりなかつたです」	【母】の状況 〔① 生活保護の相談で冷たくされた〕 ・弁護士「じゃあね、そうするどあなたは、デリバリー・ヘルスの仕事を…続けていくことになつたのですか？」→母「その頃から違うことでも始めました」→弁護士「具体的にどういう事ですか？」→母「出会い系サイトで会つてから、児童を始めました」 ・弁護士「児童行為をするようになつたことには？」→母「運送をしないで児童をしました」 〔② 貯金を切り崩す生活〕 ・検察官「相談できない…お父さん（母方祖父）…」	【母】の状況 〔① 生活保護の相談で冷たくされた〕 ・母「（生活保護の相談で娘父に面倒をみてもらうように書かれて）やっぱり、人を頼ることはできないというか、人を頼っちゃいけないと感じました」 ・弁護士「生活保護が受けられず児童することになりました」 ・弁護士「お金を多くもらえて、運送をしないという方がお客さんが喜んでくれるからです」 ・母「（運送せずに児童）結構は自分の身を切り売りしているようなものじゃないですか？」「どうしてそこまでしなければいけなかつたんです？」→母「家族4人で暮らしかつたらです」 〔② 貯金を切り崩す生活〕 ・母「（母方祖父と）会話をなかつたので、（家計の運営について）どういう風に話をしていいのが分からなかつた」
A B C-X モードル C スローブの開始	【父B(子ども②)、父C(子ども③)、父D(子ども④)、父E(子ども⑤)、父F(子ども⑥)、父G(子ども⑦)、父H(子ども⑧)】 ① 母への真尋 ・母「お客さんが喜んでくれるからです」 A スドウ済	【母】の状況 〔① 母への真尋〕 ・弁護士「お客さんはあなたの苦しみを理解してくれましたか？」→母「してませんでした」「お金を払っているからといって、物のように扱われたり、ひどいことを言われたり、色々しました」 〔② 貯金を切り崩す生活〕	【母】の状況 〔① 生活保護の相談で娘父に面倒をみてもらうように書かれて）やっぱり、人を頼ることはできないというか、人を頼っちゃいけないと感じました」 ・母「（生活保護の相談で娘父に面倒をみてもらうように書かれて）やっぱり、人を頼ることはできないというか、人を頼っちゃいけないと感じました」 ・弁護士「お金を多くもらえて、運送をしないという方がお客さんが喜んでくれるからです」 ・母「（運送せずに児童）結構は自分の身を切り売りしているようなものじゃないですか？」「どうしてそこまでしなければいけなかつたんです？」→母「家族4人で暮らしかつたらです」 〔② 貯金を切り崩す生活〕 ・母「（母方祖父と）会話をなかつたので、（家計の運営について）どういう風に話をしていいのが分からなかつた」	【母】の危機 〔母B～F〕の母に対する暴力 ・弁護士「家族のためとはいえない、見知らざるの属性と關係をもつのは、苦しくなつたですか？」→母「苦しかつたです」 ・弁護士「お客さんはあなたのひどいことを言われたり、ひどいことを言われたり、色々しました」 〔運送なしの児童〕 ・母「（児童で収入を得ていたが）運送をしてしまいました」
X モードル X 危機	【父B(子ども②)、父C(子ども③)、父D(子ども④)、父E(子ども⑤)、父F(子ども⑥)、父G(子ども⑦)、父H(子ども⑧)】 ① 妊婦相手の妊娠 ・母「運送をしていなかつたので、妊娠をしてしまいました」 X 危機	【母】の危機 〔① 妊婦相手の妊娠〕 ・母「妊娠をしてしまいました」	【母】の危機 〔① 妊婦相手の妊娠〕 ・母「妊娠をしてしまいました」	【母】の危機 〔① 妊婦相手の妊娠〕 ・母「妊娠をしてしまいました」

問題解決のトピック6	【父B(子ども②)、父C(子ども③)、父D(子ども①)、父E(子ども④)、父F(子ども⑤)、父G(子ども⑥)、父H(子ども⑦)】 ※真善で妊娠させた後の状況に関する記述データなし	【父B(子ども②)、父C(子ども③)、父D(子ども①)、父E(子ども④)、父F(子ども⑤)、父G(子ども⑥)、父H(子ども⑦)】 ※真善で妊娠させた後の状況に関する記述データなし	【父B(子ども②)、父C(子ども③)、父D(子ども①)、父E(子ども④)、父F(子ども⑤)、父G(子ども⑥)、父H(子ども⑦)】 ※真善で妊娠させた後の状況に関する記述データなし
	<p>【母】の状況 【①】死善による妊娠 ・弁護士「そういうこと(死善)していると、かなりストレスが溜まつてくると思うんだけど、それはどう処理していますか？」</p> <p>【②】遺妊なしの死善による妊娠 ・弁護士「最初その事がわかった時、どう思いました？」→母「すごく悩んで、中絶するか産むかを悩みました」</p> <p>・子ども①、「子ども①」</p> <p>・検察官(検察官の意見)「(母は)自堕落な生活の中で安易に死善をくり返したあげく、4度にわたって父親のわからぬ子どもを無計画に妊娠し…」</p> <p>・子ども②、「子ども②」</p> <p>※子ども③、子ども④、子ども⑤にに関する記述データなし</p> <p>・弁護士「本件の対象となっている赤ちゃんはいつ妊娠しましたか？」→母「平成…に妊娠しました」</p>	<p>【母】の状況 【①】死善による妊娠 ・母「(ストレスを溜め込むのが徐々に辛くなつて)崩壊でやつてがバーンコに逃げました」→弁護士「バーンコに行つて、そのストレスは解消できましたか？」→母「いや、解消できなかつです」</p> <p>【②】遺妊なしの死善による妊娠 ・弁護士「(子ども②)を中心することにして)具体的にどういうことをしました？」→母「〇〇産婦人科に行って中絶の予約をしました」→弁護士「それからどうしました？」→母「思つたのすごいお金がかつたので、お金の工面ができなくて、予約していた日に行けませんでした」</p> <p>・弁護士「その時産んだ赤ちゃんたちは、どこで出産されたんですか？」→母「階段下にある物置の中で出産しました」</p> <p>・弁護士「1人で出産」→母「はい」「同じ様に袋に入れて、物置の中に置きました」</p> <p>・子ども①、「子ども①」</p> <p>・弁護士「子ども②、子ども③」</p> <p>・子ども④、「子ども④」</p> <p>・子ども⑤、「子ども⑤」</p> <p>※子ども⑥、子ども⑦にに関する記述データなし</p> <p>・母「(保健センターの人)が助けてきた時は(母)太つてどうかそう育つて妊娠している事実を隠しました」</p> <p>・弁護士「本当のことが言えないまま…過ぎていって…」→母「はい」</p>	<p>【母】の状況 【①】死善による妊娠 ・母「(ストレスが溜まつくるとと思うんだけど…？」→母「ハイトの方は、一生懸命自分の中に埋め込んでいたんですけども、徐々に埋め込むのが辛くなつて…」</p> <p>【②】遺妊なしの死善による妊娠 ・弁護士「悩んだ結果、どうする事にしました？」→母「中絶することにしました」</p> <p>・弁護士「かなりストレスが溜まつるのが辛くなつて…」</p> <p>・弁護士「育ててたののが困難だったとしても、どうして生まれた赤ちゃんを？」→母「テレビとかで赤ちゃん…とかは知つてたんですけど、あらかじめかかるなかつたし…」「保護してもらおのもちどうしたらいいか分からなくて…」→母「病院の前に置きまくりとかも見つかってしまった」と思つて…」→弁護士「もし、見つかったらどうなるでしょう？」→母「警察とかに呼ばれて、家族全員で生活ができない」と思いました」</p> <p>※子ども①、「子ども①」</p> <p>・弁護士「妊娠したことを探つた時は？」→母「また妊娠したかと思つて、その時には中絶することも選むことも考えず」</p> <p>・弁護士「妊娠したことを知つた時は？」→母「どうしてですか？」→母「育てることができない」と思つたからです」</p> <p>・母「(保健センターの人)が断固した時は(母)病院とかに連れられて行つたら、前の赤ちゃんのことがバレてしまうと怖かっただし…色々…怖かつたからです」</p>
	<p>A B C X モードル</p>	<p>A B C X モードル</p>	<p>C スムーズの認知</p>

【父B(子ども③)、父C(子ども④)、父D(子ども⑤)、父E(子ども⑥)、父F(子ども⑦)、父G(子ども⑧)、父H(子ども⑨)】の危機 ※真春で妊娠させた後の状況に関する記述データなし	【母】の危機 〔赤着による妊娠の処置〕 〔子ども⑩妊娠の検査・出産・運営〕	〔赤着による妊娠の処置〕 〔子ども⑪妊娠の検査・出産・運営〕	〔赤着による妊娠の処置〕 〔子ども⑫妊娠の検査・出産・運営〕
A B C - X モードル	X 危機	X 危機	X 危機

【母】の危機
〔赤着による妊娠の処置〕
〔子ども⑩妊娠の検査・出産・運営〕

「赤ちゃんはどうされましたか？」→母「半年くらいで早産で産みました」「見るからに生きていないなってこの子がお子さんはどうされました」→母「バスケットなどに包んで腫していました」
・弁護士「最終的にね、その赤ちゃんはどうなっています？」→母「うちの階段下にある物です」

「赤ちゃん？」→弁護士「その時点では、その赤ちゃんはどこに？」→母「それができないんですけど、生活のためにやめることでできました」→母「赤ちゃんはどちらよかったです？」→母「それがあつたんです…」

〔子ども⑪妊娠の検査・出産・運営〕

「妊娠も仕事をしていない中で、すぐ給料はもらえないのです…」

・検察官(検察官の意見)「早産だった1人(第2子)を除いて、残る3人(第3子、第4子、第5子)は出産直後に首を絞めるなどした上、それらの死体を自宅1階の物置に捨てました」

〔子ども⑫妊娠の検査・運営〕

・※子ども⑬妊娠の検査・運営データなし

〔子ども⑭妊娠の検査・出産・運営〕

・弁護士「お腹吕湯で出産しましたか？」→母「お腹吕湯じでかわいいかったです」→母「柔らかくて、温かくて…」→弁護士「赤ちゃんの顔って？」→母「産まれた時のお腹の長男そっくりでかわいいかったです」

・母「ちゃんと育てるには周りにも置わなくていけないし、お金とかもかかるんで無理だなと思いました」「仕事が今まで以上にできなくなったら、生活ができないなと思いました」「多分時間にしたら短いんだろうけど、地獄のように長い時間でした」

・母「右手で口を持って息をできなくしました」

「(その後)袋などに入れて、自分の部屋の押し入れに隠しました」

②、子ども③、子ども④、子ども④、子ども⑤、子ども⑥、子ども⑦、子ども⑧を妊娠した。一方で、父B、父C、父D、父E、父F、父G、父Hを始めとする売春の客（買春者）たちは、母の苦しみを理解することではなく、「お金を払ってるからといって、物のように扱われたり、ひどいことを言われたり、色々しました」という状況が示された。事例5-T6では、母は避妊をしない売春で高いストレスを抱え、「息抜きでやってたパチンコ」に逃げて対処した。売春によって妊娠した7人の子どもたちについて、まず、売春で最初に妊娠した子ども②は、予約した中絶手術をキャンセルした後に早産で産まれたが死亡し自宅物置に遺棄した。次いで、子ども③、子ども④、子ども⑤は、妊娠を秘匿し自宅で出産した後、殺害し自宅物置に遺棄した。産まれた子どもを適切に保護しなかったことについて、「保護してもらうのも、どうしたらよいかわからなくて」「（見つかったら）警察とかに呼ばれて、家族全員で生活ができないくなる」と思ったことが示された。子ども⑥、子ども⑦は、流産した。子ども⑧は他の子どもたちと異なり自宅の浴室で出産し、電気がついていたため、子どもの顔を見ることができた。「産まれた時の長男（子ども①）とそっくりでかわいかった」が、「仕事が今まで以上にできなくなったら、生活ができない」と考え、殺害し押入に遺棄した。子ども⑧の妊娠では、保健センターの訪問を受けるが、「前の赤ちゃんのことがバレてしまうと怖かった…色々…怖かった」ので、「太っているとか、そう言って妊娠している事実を隠しました」という対処が示された。なお、買春で母を妊娠させた後の父B、父C、父D、父E、父F、父G、父Hに関する記述データはない。

【問題解決のパターン】

以上から、事例5の母は、幼少期の祖父母の離婚と祖母の他界といった経験から「家族と一緒にいることが少なく…自分の子どもに自分と同じような思いはさせたくない…」という原家族が解体することへの強い恐れと、いじめを受けた経験から「人を信用することはできない…」と支援を求めることが生じ、性産業で「自分の身を切り売り」する対処によって家族生活を維持する問題解決のパターンが示された。背景に、勤務先が倒産したことを機に無職になった母方祖父と定職に就くことが困難な叔父の存在があった。母は父Aと結婚した後もしばらくは同居せず、実家の母方祖父と叔父との同居を続け、母方祖父が失業したのを機に父Aと同居し、家族5人の生活を父Aの収入で支え、その収入の管理について母方祖父と父Aが揉めたことを機に、父が家を出て離婚に至った状況から、事例5の母においては、父母の夫婦関係よりも、母と母方祖父の親子関係を優先することで問題解決が図られ、多世代の家族生活が維持される状況が示された。また、生活保護の相談に行った際に、「冷たくされた」と感じた経験が、母の「人を頼っちゃいけない」という思いを強化した状況が示された。

(4) 考察

加害者となった母はいずれも家族と同居していた。事例3を除いた事例1・2・4・5の4事例では婚姻歴があり、事件となった新生児の遺棄（殺害の場合も含む）の以前に出産し、当時養育していた子どもについては、事例4のネグレクトの疑いを除いては、身体を傷つける虐待はなく育てていたことが示された。一方で、家族の経済的な暮らし向き、夫婦関係、祖父母との関係性や原家族で与えられた役割といった、家族内に潜在する問題によって、母は妊娠を「秘匿」し、現状の家族生活を維持しようと対処したことが示唆された。本節の対象事例の家族の経済的な状況については、既に、川崎（2018）が示したように、事例3を除く4事例の家族はいずれも経済的な問題を抱えており、母だけの力では妊娠・中絶・出産にかかる費用を捻出できなかった状況が共通している。以下に、5事例の新生児殺の背景となった家族の問題解決のパターンから捉えた、家族の就業状況をふまえた多世代の関係性について検討する。

1) 産みたくても産めずにいた多就業型世帯における新生児殺

事例1と事例2は共通して、家族の中で仕事に就ける者は就業し、一家で協力し合い家族生活を維持しようとする多就業型の家族であった。父母は婚姻関係にあり、父方か母方のいずれかの祖父母世帯と同居している。基本的に祖父母は、同居によって父母世帯の経済的問題や夫婦関係も含め、次世代の子育て生活を支えていたと推察される。それは、遺棄事件以前の妊娠・出産（事例1は子ども③、事例2は子ども①）において、準備のない状況で妊娠又は出産した父母を受け入れ、出産後の生活を支えたことからも窺い知れる。しかし、そのような祖父母の支援が、父母に「産まれてしまえば、（祖父母に）なんとかしてもらえる」という気持ちを抱かせ、無計画な妊娠を招いたことは否めない。一方で、父母にとって新生児殺となった妊娠は予期しない妊娠であったが、できることなら、産んで育てたいと望んでいた可能性がある。それは、事例1では、母が子ども④を出産後に「元気なあかちゃん産されました」と家族に言いたかったと証言していること、事例2では、出産後に「どうしても…その日だけは…4人で過ごしたかった」と思い、死亡した子ども③と一緒に親子4人で就寝したことが示唆している。事例1と事例2の母においては、妊娠に気づいた時点では、経済的な不安から妊娠を手放して喜べず出産をためらい、その一方で、産んで育てるという可能性を消したくなかったため、中絶に踏み切れず、妊娠を維持するために「秘匿」したとも考えられよう。「秘匿」の背景に、妊娠が家族の経済的な問題を圧迫すること、それによって、祖父母との関係が悪化し同居生活で緊張が生じることへの懸念があったと推察される。さらに、父の不作為と無関心が、母を一層に苦しい状況においた。

多就業型世帯の事例1と事例2においては、父母は祖父母に住居を依存せざるを得ない状況で、一家に経済的な不安があり、子育てのパートナーの父が不作為であったため、母は多世代家族における緊張関係の中で、夫婦で「予期せぬ妊娠」という問題に対峙することができず、身動きがとれないまま出産の日を迎える、産まれたわが子を死亡させ遺棄した

状況が浮き彫りになった。

2) シングルマザーの母が祖母または祖父の生活を支えるリスク型世帯の新生児殺

事例4と事例5には共通して、加害者となった母の原家族は既に機能不全の状況にあり、母の幼少期に母方祖父の親機能は損傷され、祖母が主な親役割を担っていた。また、母の「普通の家とは違う」「陰口とかみんなで無視」という言葉に示されたように、母は幼少期から思春期に、自身も含めて家族が地域社会の周辺におかれた疎外感を経験していることが示唆された。頼るべき母方実家が機能不全にあり、地域生活において周辺的な位置づけにあったことに加えて、母方実家は経済的に困窮していたため、母は一家の収入源として働くかねばならず、祖母（事例4）または祖父（事例5）の生活を支える経済的な支柱の役割を担っていたと推察される。それは、事例4で母は離婚後に母方祖母宅で同居しダブルワークで働いていたにもかかわらず、祖母が福祉手当等も含む母の収入を全て管理していたこと、事例5では祖父は56歳時で失業した後も無職の状態を続け、母が婚姻中は父Aの働きを収入源とし、離婚後は母の働きを収入源にして自身の生活を維持したことからも窺い知れる。「実の娘」である母に依存して生活を維持する事例4の母方祖母と事例5の母方祖父は、母の結婚生活を支えることは殆どなく、むしろ、母のパートナーである父からの経済的支援を期待し、それが叶わない場合は離婚を促す傾向にあった。事例4では、「お母さん（祖母）が養育費とかも生活費とかもよこさないのに、籍だけ入れといてもしょうがないでしょみたいに言ってきて」と離婚を勧めた母方祖母の状況と、事例5では、母方祖父が「旦那（父A）が給料全部、家にいれんで…」と父Bの収入の管理について言い争った状況が、離婚のきっかけになっている。

事例4の祖母と事例5の祖父は、経済的な基盤が崩壊寸前の危機に直面したリスク世帯であり、原家族で長子であった母は原家族の生活を支え、家族成員を養う責任を背負わざるを得ない状況にあったと推察される。一方で、事例4と事例5の母は、社会復帰後にそれぞれの祖母や祖父の下に帰ることを希望しており、自分がしたことが祖母（事例4）や祖父（事例5）の立場を脅かすことに心を痛める状況があった。原家族への依存と、幼少期に経験した家族に付されたスティグマや排除、母自身が受けたいじめの経験が複雑に絡み合い、社会に対する不信を募らせた結果、母が唯一の味方であり協力者だと信じることができるのが実家の祖母や祖父となり、家族外で安定した人間関係を形成できない負の連鎖が生じたと考えられる。そのような母の閉塞した認知と多世代家族の関係性が、家族の境界を越えて社会関係を取り結ぶことを困難にし、新生児殺に至ったものと推察される。事件発生時、事例4と事例5では、父は子育てのパートナーにも家族生活のパートナーにもなり得ず不在だった。当時の母の子育てのパートナーを担っていたのは、母方祖母（事例4）と母方祖父（事例5）であったが、母に対して経済的な搾取と不作為があった。さらに、母の心身の状態に対する無関心と不作為があったと推察される。

上記の4事例における、父母世帯と祖父母世帯の関係性をみると、父母世帯が実家の祖父母と同居することによって父母世帯の子育て生活が祖父母世帯に支えられる構図と、不安定な生活基盤にあり健康上の問題を抱えた祖父母世帯を父母世帯が支える構図、すなわち、不安定就業にある多就業型世帯とリスク型世帯の状況がみてとれた。事例1と事例2は、母の子育てのパートナーは父であり、家庭内に父親役割の機能はあるが低所得を複数の家族成員による多就業で補う多就業型世帯で発生した新生児殺であることが示唆された。一方で、事例4と事例5においては、家庭内に父親役割の機能はなく、母の子育てのパートナーを祖父又は祖母が担い、母親が性産業に従事し家計を支えるリスク型世帯で発生した新生児殺であったといえるだろう。

3) 実家の庇護の下で暮らす安定就業型世帯の未婚女性による新生児殺

経済的な困窮ではなく、成人後も祖父母の庇護の下で祖父母の「娘」としての役割に縛られ性的な発達が承認されない状況で暮らす母が、独身と偽って近づいてきた妻帯者のセックスフレンドとなり、妊娠し新生児殺に至った事例3について考察する。

事例3の母は経済的に安定した実家の庇護の下で保育士として働き、職場での信望も厚く日頃から熱心に仕事に取り組んでいた。母方祖父母は25歳の母について、「男性との交際とか性交渉に無縁であると思っていた」ことから、母の体型の変化に気づきながら、母に「妊娠じゃないよね？」と妊娠の徵候を全く感知できずにいた。母においても、祖父母の良き娘であり続けることに神経をそぎ、妊娠を祖母に知れることで今までの祖母との関係が壊れ見捨てられることを極度に恐れていたと推察される。また、母は父が妻帯者であることに気づいておらず、妊娠したことで結婚してほしいと言われるかもしれないと期待をよせる一方で、中絶してくれと言われたら中絶するつもりだった。父は母をセックスフレンドとしてしかみておらず、他のセックスフレンドの女性に対して行った振る舞いと同様に、妊娠した母を徹底して無視することに終始した。父との関係で希望を失った母は、婚外妊娠によって現在の居場所を失うことを恐れ、祖母との関係及び職場等の社会的な関係を繋ぎ止めることに心血を注ぎ、妊娠をなかつたことにしようと子どもの存在を否定し、発生した新生児殺と言えるだろう。

地方に暮らす若者について宮本(2017)は、実家の同居生活を、経済的な側面から安定就業世帯、多就業世帯、リスク世帯に分類している。本節の分析対象となった5事例においても、宮本(2017)の分類に相応した家族の生活状況と、家族関係の特徴が示された。1) 多就業型世帯と2) リスク型世帯の場合には、父母世代の予定外の妊娠が、脆弱な経済基盤にある家族生活を脅かし、多世代の関係性に緊張を生むリスク要因となっていたことが示唆された。一方で、3) 安定就業型世帯の場合は、未婚での妊娠が、多世代の関係性の緊張と社会的不名誉を生じさせ、母の社会生活を脅かすリスク要因となっていたことが示唆された。

(5) おわりに

本節では新生児殺の加害者になった母親たちに共通する妊娠の継続を「秘匿」した背景要因を明らかにすることを目的に、家族の生活状況と家族の問題解決のパターンについて検討した。祖父母世帯と父母世帯の双方の経済的な事情と家族関係が複雑にからみあい、母親は、父親をはじめとする周囲の人からサポートを得られない状況で、妊娠の継続が「秘匿」され新生児殺が発生した経緯が浮かび上がった。

新生児殺が発生した家族の状況を、家族の経済事情及び家族構造から捉えると、対象の5事例は3つのカテゴリーに分類された。まず、不安定就業にある家族として、2つの型が見出された。第1の型は、①祖父母と父母の二世帯が同居し低所得を多就業によって補う家族である。母親の子育てのパートナーは父親だが、出産・育児に経済的な負担がかかることで母親が同居の祖父母に負い目を感じ、妊娠を言い出せずに犯行に至った型である。第2の型は、②家族は日々の生活費に窮する状況にあり、子どもにかかる福祉の手当と性産業に従事する母親の収入に拠って生計が維持される家族である。父親が不在なため母親の子育てのパートナーを母方祖母もしくは母方祖父が担っていた。主な働き手として家族生活を支える母親が、中絶費用を捻出できず犯行に至った型である。一方で、第3の型は、③経済的な問題はない安定就業の家族だが、母親が未婚で妊娠し、父親の連絡が途絶えたため、途方にくれて妊娠を秘匿し、社会的不名誉を避けるため犯行に至った型である。

多世代の関係性においては、第1の型では同居する祖父母はお互いに協力関係にあり、祖父母が父母の子育てを夫婦関係も含めて支えていたと推察される。第2の型では、祖父母は協力関係なく、事件発生時は祖父か祖母のいずれかが母親と同居していた。元々父母は結婚しているが、家庭生活の運営において経済的な問題が生じ、祖父と祖母が父母の離婚を促したことから、母親を自分の下に留め自身の生活の安定を図ったことが示唆された。第3の型では、祖父母に経済的な問題はなかったが、母の交遊関係には無頓着で、祖母の「良き娘」であるために、母親は祖母の視線に縛られていたと推察される。

5事例の母親たちはいずれも父方祖父母、母方祖父母、母方祖母、母方祖父と同居していた。祖父母世帯との同居は、自律的な生活力をもたない母親たちにとって、自身の生活を守る最後の砦であったと推察される。「妊娠」は、同居する祖父母との関係を脅かす、もしくは壊すかもしれない脅威であり、母親たちのささやかな日常を奪うかもしれない恐れとなっていた経緯が読み取れる。家族内で下位の位置にあったと推察される母親たちが、妊娠の事実に対峙できず、祖父母という障壁を越え社会関係を取り結ぶことが出来なかつた状況は、Pollack (1960) の指摘する「住み込み女中」に重なる側面もある。そして、5事例の父親たちは、いずれも、母親の妊娠に無関心か、気づいていても不作為であり、母親一人を苦しみの中に置き去りにした現実が共通していた。5事例の新生児殺で加害者となつた母親は5人だった。亡くなつた新生児は10人である。父親は10人であった。

【文献】

- 長谷川啓三, 1987,『家族内パラ ドックス』彩古書房.
- Hill, R. 1958. 1. Generic Features of Families under Stress. *Social casework*, 39(2-3), 139-150.
- 井上眞理子, 2005,『ファミリー・バイオレンス子ども虐待発生のメカニズム』晃洋書房.
- 稻村博, 1986,「親子心中・えい児殺しの精神病理」『ペレネイタルケア増刊号』106-111.
- 金井剛, 2018,「総合考察所感」『平成 27・28 年度研究報告書 嬰児殺に関する研究』社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター, 177-179.
- 狩谷あゆみ, 2018,『『嬰児殺』をめぐる言説－『共同体の秩序維持』から『自己責任』へ－』『広島修大論集』58(2), 89-102.
- 柏木恭典, 2016,「『虐待』に先立つ問い合わせ - 児童虐待と虐待死の差異に基づいて」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』12, 1-11.
- 川崎二三彦, 2018,「VII. 結語」『平成 27・28 年度研究報告書 嬢児殺に関する研究』社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター, 211-214.
- 川崎二三彦ら, 2018,『平成 27・28 年度研究報告書 嬢児殺に関する研究』社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター.
- 小西聖子・佐藤親次・薩美由貴・小田晋, 1992,「家族の中の暴力. 母親による新生児殺と乳児殺」『アルコール依存とアディクション』9, 190-196.
- 近藤日出夫, 2008,「女子少年による嬰児殺の研究」『犯罪社会学研究』33, 157-176.
- 栗栖瑛子, 1982,「子殺しの背景の推移」中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景 《親知らず・子知らずの時代》を考える』有斐閣新書, 36-81.
- 黒田直, 1973,「嬰児殺し」『東京医科大学雑誌』31(2), 120-124.
- Lester D., 1991, Murdering babies: A cross-national study. *Social Psychiatry & Psychiatric Epidemiology*, 26, 82-85.
- Lester D., 1974, A cross-national study of suicide and homicide Behavioral. *Science Research*, 9, 307-318.
- 牧角俊郎・菅原憲典・古野潤治・藤田幸男, 1990,「嬰児屍 A-672 4 件の 2 連続嬰児殺事件」『法医学の実際と研究』33, 289-293.
- McCubbin, H. I., & Patterson, J. M., 1983, The family stress process: The double ABCX model of adjustment and adaptation. *Marriage & family review*, 6(1-2), 7-37.
- McCubbin, H. I., Olson, D. H., & Patterson, J. M., 1983, Beyond family crisis: Family adaptation. *International journal of mass emergencies and disasters*, 1(1), 73-93.
- 宮本みちこ, 2017,「若者の自立に向けて家族を問い合わせ」『地方に生きる若者たち インタビューからみえてくる仕事・結婚・暮らしの未来』旬報社.
- 中谷瑾子, 1973,『『核家族』化と嬰児殺し』『ケース研究』2-15.
- Pollak, O., 1950, *The criminality of women*. University of Pennsylvania Press. (= 広瀬勝世訳, 1960,『女性の犯罪』文光堂.)
- 作田勉, 1980,「嬰児殺の研究 -- 現状, 分類, 対策, 母性心理, 他」『犯罪学雑誌』46(2), 37-48.
- 沢山美果子, 2008,『江戸の捨て子たち その肖像』吉川弘文館.
- 鈴木由利子, 2006,「間引きと嬰児殺し: 明治以降の事例をてがかりに」『東北学院大学東北文化研究所紀要』38, 69-87.
- 田間泰子, 2000,「墮胎と殺人のあいだ 戦前における墮胎・嬰児殺判決から」『近代日本文化論 6 犯罪と風俗』岩波書店.
- 土屋真一・佐藤典子, 1974,「嬰児殺に関する研究」『法務総合研究所研究部紀要』17, 75-90.
- 内山絢子・小長井賀與・安部哲夫, 1983,「女性による新生児殺の研究」『犯罪社会学研究』8, 172-186.
- 植松正, 1951,「嬰児殺に関する犯罪学的研究」『刑事法の理論と現実』有斐閣, 183-231.
- 上野昌江, 2018,「平成 27-28 年度嬰児殺研究」『平成 27・28 年度研究報告書 嬢児殺に関する研究』社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター, 185-190.

【補論】「誰にも相談しなかった」という判断はどのように導かれるのか？

——刑事裁判の傍聴記録を扱うことについて——

秋本 光陽

(1) 本節の目的と位置づけ

本節の目的は、新生児殺事件をめぐる刑事裁判に着目して、被告人である母が予期しないもしくは望まない妊娠の事実を「誰にも相談しなかった」と理解されてゆく過程を検討することにある。本研究全体の目的は、新生児殺の予防に寄与するための知見を提供することにあるが、本節ではそうした実践的課題に応えることをさしあたり留保し、「新生児殺事件に関するデータはどのようにして構成されているのか」という点を明らかにしたい。したがって本節は、本研究全体のなかでは「補論」と位置づけることができる。

(2) 先行研究の検討

従来、新生児殺現象に関しては、法学や心理学、精神医学、社会学などの分野でその社会的・歴史的背景が多角的に考察されてきた。ここでは本節の議論に関係する限りにおいて、先行研究で提示してきた中心的な論点「妊娠の秘匿」について確認したい。

周知のとおり、新生児殺に関する先行研究では古くから被害児の母が妊娠の事実を秘匿するという傾向に言及がなされてきた。法律論から見た場合、新生児殺を一般の殺人と区別する条件としては、行為が分娩中または分娩直後の異常興奮状態において行われたものであることに加えて、行為者が世間体を恥じるという窮地に置かれていたことが挙げられている。とくに後者については、被害児がしばしば非嫡出子であることに鑑みて、分娩により世間体をはばかることが殺害の動機となっている場合に、新生児殺としての罪が成立すると考えられてきた（植松 1951：226-229）。また新生児殺に関して積極的な提言を行ってきた刑事法学者の中谷瑾子も、被告人である母に見られる一般的特徴として「妊娠の事実をひた隠しに隠し、家庭でも職場でも人に相談したり、助言を求めたりせず孤立化し、ただ前後を思い悩み、ずるずる日時を徒過して分娩に至り、分娩後ひと思いに殺害する」（中谷 1973：15）ことを挙げている。

本センターにおける平成27・28年度の嬰児殺研究でも、おおむね同様の指摘がなされている。たとえば上野昌江は、子ども虐待による死亡事例等の検証結果報告における0日死亡の割合に言及しつつ、各自治体や民間団体による妊娠SOS相談体制が次第に整備されてきたにもかかわらず、いまなお誰にも相談できないまま分娩に至り、乳児を死亡させる事例が多いことを指摘している（上野 2017：189）。田口寿子もまた、新生児殺事件を起こした若年の母たちが相談できない、あるいは相談や受診をすることで妊娠の事実を周囲に知られたくないとの理由から、未受診のまま危険な出産に至るという問題を指摘している（田口 2017：199）。このように、「秘匿する」や「孤立化する」など、それぞれの論述ごとに力点のちがいはあるものの、新生児殺事件の一般的特徴として、いずれの研究も被告人で

ある母が予期しないもしくは望まない妊娠の事実を誰にも相談しないという傾向に注目している点では共通するといってよいだろう。

さて、これらの先行研究を踏まえたうえで本節が注目したいのは、「誰にも」という理解の中身にある。この点に注目する理由は、個別の事例に即して新生児殺が起きた背景を検討すると、事件に至る以前にじつは被告人である母が生物学的な父である男性に対して妊娠の事実を打ち明けたり、相談を試みたりしていたケースも見受けられるからである。したがって、根本的に問われなくてはならないのは次のことである。すなわち、予期しないもしくは望まない妊娠の発覚に際して、被告人である母が生物学的父である男性に対して連絡ないし相談を試みていたにもかかわらず、結果として「誰にも相談しなかった」という判断が下されるのは一体なぜなのだろうか。

(3) データと方法について

上述の問い合わせには、さしあたり次のように答えることができる。私たちは日常的に他者に悩みを相談したり助けを求めたりするが、それらは誰に対してもなされてよい行為ではない。相談するという行為は、自分自身にとってしかるべき関係性にある人びとに対してなされるべきものだと理解されている。たとえば自殺を志願している人には、赤の他人ではなく、まずは親しい関係性にある親や配偶者や恋人などに相談すべきことが期待されるだろう (Sacks 1972 = 1989)。このことは、予期しないもしくは望まない妊娠の発覚に際して母が生物学的父である男性に連絡ないし相談を試みていたにもかかわらず、結果として「誰にも相談しなかった」と判断されてゆく事実とも深く関係する。なぜなら、そうした判断は、生物学的父である男性が相談するのに相応しい相手ではない（相談すべきカテゴリーの扱い手ではない）という判断と結びついていると考えられるからである。

では、刑事裁判において、こうした判断は一体どのようにして導かれるのだろうか。このことを具体的に検討するために、本節では事例3（「合コン」で知り合っただけの男性の子どもを妊娠した母が、出産直後に殺害、遺棄した事例）の刑事裁判を取り上げる（子どもの虹情報研修センター 2018 : 33-46）。本節では平成27・28年度嬰児殺研究において収集された事例3の刑事裁判傍聴記録を使用するが、これはあくまでも断片的な筆記記録であるため、データの厳密さという点では限界があることをあらかじめ断っておきたい。

事例3を検討するにあたって、本節ではエスノメソドロジー・会話分析と呼ばれる研究方針を参考にする。この研究方針は、人びとが日常的に行う実践的活動がどのような「方法（論）」のもとで成し遂げられ、それぞれの場面の秩序がどのように保たれているのかをトピックとして扱うことを目指すものである (Garfinkel 1967)。とくに会話分析において重要なのは、人びとによる会話（トーク）が、個別具体的な場面や文脈のなかに埋め込まれつつ、多様な実践を組織している様子へと注意を払うことである (Francis & Hester 2004 = 2014 : 55)。以上のエスノメソドロジー・会話分析の研究方針は、かならずしも日常的な会話場面だけではなく、刑事裁判という制度的場面においても有効なものと言える。

(4) 事例の検討

以下で具体的に検討したいのは、刑事裁判の被告人質問において、被告人である母と生物学的父である男性（以下、Sと表記する）は「正式な交際関係にはなかった」という判断が下されてゆく過程である。まずは、被告人に対して裁判所が最終的に判示した量刑理由を確認しておこう。裁判所はおおむね以下のようない由を述べている。妊娠が発覚してから出産するまでにはおよそ半年もの期間があり、被告人には両親や親しい友人もいたのだから、何らかの方策をとることによって被害児の殺害という最悪の結果を回避することも十分にできたはずである。それにもかかわらず、被告人は産科を受診することもなく、不誠実な男性の子を妊娠してしまったという事実を両親や友人や職場には知られたくないとの考え方から、誰にも相談することなく犯行に及んだ。結果、被告人には懲役5年（執行猶予なし）の判決が下された¹。

ここでまず確認しておきたいことは、もし被告人とSが当時「正式な交際関係」にあつたとすれば、妊娠の発覚に際して、すでに成人である被告人がまずもって生物学的父であるSに連絡をとろうと試みたことは自然な対処の仕方と見ることもできるだろう、という点である。また、もし被告人の「正式な交際相手」であったとすれば、生物学的父であるSにも被告人からの相談に応じる義務があると期待されるだろう。逆に言えば、被告人自身の落ち度を明らかにしていくにあたって、被告人とSがそもそも「正式な恋人関係にはなかった」という事実を示すことは、検察側にとって重要な課題となる。実際、以下の断片1において検察側が試みているのは、被告人の供述に疑いを向けながら、両者が「正式な交際関係にはなかった」という事実を明示することであると思われる。

断片1 [被告人質問 (2015.7.2)]²

01 検察官	それでは検察官の方から次に質問します。妊娠が分かる前について聞きますが、あなたは、会えば避妊具なしで性交渉を求められる、それを分かっていながらSと会っていた。それは好きだったからと言っていましたよね？
05 被告人	はい。
06 検察官	どこが好きだったんですか？
07 被告人	かわいいと言ってくれて、今までにそう言ってくれる人がいなかったから、嬉しくなりました。
09 検察官	あなたはSさんと会う前も、多分、何人か交際していた相手がいたん

¹ 平成27・28年度嬰児殺研究の討議では、近年、刑事裁判での立証方針がそのまま量刑に反映される傾向にあることが指摘されている（子どもの虹情報研修センター2017：45-46）。この指摘を踏まえれば、本事件の判決内容にも、その中心的な部分において、検察側の立証方針やそれに対する被告人の答弁の仕方が深く関わっていると考えができるだろう。

² 本節で扱う傍聴記録の断片には、議論の便宜上、筆者が行番号を付している。

10	ですよね？
11	被告人 はい。
12	検察官 正式に交際していた人は、そのようなことを言ってくれなかつたんで
13	すか？
14	被告人 S のようには言われたことはありません。

断片1において注目したいのは、9行目から14行目までのやりとりである。9行目から10行目にかけて、検察側は被告人に対して「あなたはSさんと会う前も、多分、何人か交際していた相手がいたんですね」と質問している。ここで検察側が用いる「多分」という表現は、「何人かいたんだろう」という意味にも、「(Sとは違う)本当に交際していた相手がいたんだろう」という意味にも受け取ることができる。いずれにしても、検察側からなされた質問に即して、被告人は11行目で「はい」と答えている。検察側は、得られた「はい」という応答を後者の「(Sとは違う)本当に交際していた相手がいた」という意味に解して、次の質間に移っている。12行目から13行目では、検察側は「正式に付き合っていた人は、そのようなことは言ってくれなかつたんですか」と質問し、これに対して被告人は14行目で「Sのようには言われたことはありません」と答えている。重要なことは、被告人自身が検察側の用意した質問形式に即して答えること（「はい／いいえ」「言われたことがある／ない」）を通して、自分とSが当時「正式な交際関係にはなかつた」という事実を前提として受け入れることになっている点である³。そして、これと関連して、以下の断片2では被告人に対するSの具体的態度に言及がなされている。

断片2 [被告人質問 (2015.7.2)]

01	検察官	去年の1月には、妊娠するかもしれないという気持ちになったと言 っていましたね。本当に妊娠したらどうしようと思っていたんす か？
02	被告人	考えていました。
03	検察官	Sが責任をとっていく……でも、あなたはそもそもSが未婚か既婚 かも知らなかつたわけですよね。
04	被告人	はい。
05	検察官	本名も知らなかつたんですよね？
06	被告人	本名も知りませんでした。
07	検察官	逮捕されて、裁判になって、はじめて知ったんですよね？
08	被告人	はい。
09	検察官	それでも妊娠したらSが責任をとってくれると思っていたのですか？

³ 「はい」「いいえ」(yes or no) という応答を引き出す質問は、法定においてそれ自体が特徴的な活動にもなる。たとえば、精神障がいによって基本的な社会生活に支障をきたしていると判断された患者を医療施設に入所させるべきか否かを審理する場合、弁護人は、患者が施設に入所しなくても自立した生活を送れることを示す必要がある。そのため、弁護人の質問に対して患者が不適切な応答を行う場合には、弁護人は患者の答弁にしばしば割り込みながら『はい』か『いいえ』だけで答えてくださいなどと指示することがある。それによって弁護人は、法廷での質疑応答を円滑に進行させつつ、この患者には対人的なコミュニケーション能力が備わっていることを提示しようと試みるという (Holstein 1986:463)。

13	被告人	そのときは思っていました。
14	検察官	付き合っているのかどうかを聞いてもはぐらかされていたと言つて
15		いましたね。そのような関係の S から、どのような返事がもらえる
16		と思っていたんですか？
17	被告人	当時は、もし子どもを妊娠したら、結婚して……
18	検察官	あなたは結婚してもいいと思っていたんですか？
19	被告人	はい。
20	検察官	まだ付き合ってもないのに？
21	被告人	……

検察側は1行目から3行目で、事件以前にも被告人が妊娠の危機に直面した経験があることを指摘したうえで、その当時の被告人の意思について質問している。この質問に対して、被告人は4行目で「考えていませんでした」とだけ述べている。しかし、検察側は5行目でふたたび被告人とSの関係性に論点を戻し、10行目にかけて、Sが既婚者であることやSの本名を被告人が知らなかつた事実を指摘している。一般的に考えれば、自分が既婚者であるという事実や自分の本名を「隠す」という行為は、やはりS自身の不誠実さを示すものと理解されうるだろう⁴。しかし、まさしく検察側が11行目で「それでも妊娠したら、Sが責任をとってくれると思っていたのですか？」と問うているように、Sが不誠実な態度をとり続けていたという事実はむしろ、被告人自身の落ち度を明らかにするための資源として用いられているように思われる⁵。

さらに検察側は、13行目から15行目にかけて、付き合っているのかどうかを聞いてもはぐらかすような態度をとるSから、妊娠の可能性について一体どのような返事を期待していたのかと被告人に尋ねている。被告人はこの質問に対して、16行目で「もし子どもを妊娠したら、結婚して」と答えている。あくまでも被告人からしてみれば、Sとの結婚の可能性に言及することは、少なくとも当時の被告人がSと真剣に交際したいと考えていたことを示すという点で合理性をもつ供述である。だが他方で、検察側が19行目で「まだ付き合ってもないのに？」と質問していることに見て取れるように、こうした被告人の供述はむしろ、本当に付き合っているかどうか確証を持てないような段階で結婚の可能性まで考えてしまうような、被告人自身の（「浅薄な」「短絡的な」などと形容可能な）思考の問題を浮き彫りにする可能性を高めることにもなるだろう。検察側からすれば、それは被告人自身の落ち度を提示するための有力な根拠になりうる。

⁴ 実際、Sは供述調書において、被告人に対しては偽名を使用していたことや、既婚者であることを隠していたことなどを述べていた。

⁵ 平成27年・28年度嬰児殺研究の討議でも、本事件の裁判においてSが証人として出廷せずに供述調書の提出だけに終わり、その落ち度や責任が問わされることもなかったという点について指摘がなされている（子どもの虹情報研修センター2017：41）。ただし、被告人質問や裁判所の判決文のなかでは、Sの「不誠実な態度」が無視ないし否定されているわけではない。実際、2015年7月2日の被告人質問において、検察側は「被告人からすればSの態度は不誠実なものと思うかもしれない」旨を述べていた。したがって検討すべき問題は、刑事裁判において、Sが被告人である母に対して「不誠実な態度」をとっていたという事実に言及がなされるとき、それがどのような機能を果たしているのかという点であろう。

それだけではない。「もし子どもを妊娠したら、結婚して」という供述は、被告人自身の行動に疑問を投げかけるきっかけを作り出すものもある。一方で、Sとの結婚の可能性に言及することは、あくまでも被告人自身は当時Sと真剣に交際しようと考えていたことを示すと同時に、妊娠した事実を相談すべき相手としてSを選択したことのふさわしさを提示することになる。しかし他方では、こうした供述がなされるがゆえに、事件以前の被告人自身の行動にはふたたび整合的な説明が要求されることにもなる。すなわち、Sが真剣に交際したいと考えているほどの相手であったならば、被告人は何も臆することなく母方祖父母にもSの子を妊娠した事実を打ち明けることができたはずではないのか、と。だからこそ、以下の断片3で検察側は、被告人が（身近な存在であるはずの）親族に対して妊娠の事実を打ち明けることができなかつた理由をあらためて問い合わせへと移行することができるのではないかだろうか。被告人が妊娠の事実を「誰にも相談しなかつた」と判断するための文脈は、裁判におけるこうした実践過程を経ながら、徐々に作られてゆくのである。

断片3〔被告人質問（2015.7.2）〕

-
- 01 検察官 お母さんにも最後まで言っていませんよね？
02 被告人 言っていないです。
03 検察官 お母さんは身近な存在ですよね。近しい親族に言えなかつた理由を
04 説明してください。
05 被告人 Sとの関係がきちんとしたお付き合いではなく、妊娠したかもしけない
06 と話したら連絡がとれなくなるような人の子どもを妊娠したと
07 言えば、悲しむと思い、言えませんでした。
08 検察官 あなたの気持ちはどうですか？
09 被告人 これまで母とうまくやっていたけれど、もうそれが崩れてしまうよ
10 うに思いました。
11 検察官 恥ずかしいことだという意識はありましたか？
12 被告人 ありました。
-

（5）考察とまとめ

以上、本節では新生児殺事件をめぐる刑事裁判を対象として、検察側による質問と被告人による応答の仕方を検討した。刑事裁判の傍聴記録を扱うことにはやはり一定の制約もあるため、ここでは非常に限られたデータにもとづいてごく簡単な検討を行うことにとどまった。しかしそれでもなお、刑事裁判記録を使用して新生児殺という現象を把握することに関しては、本節の議論から導かれる含意は決して小さいものではないはずである。

刑事裁判やそこから得られた記録は、かならずしも客観的事実があるがままに表象するものではない。その意味において、予期しないあるいは望まない妊娠を「誰にも相談しなかつた」こともまた刑事裁判に先立って存在する客観的事実であるとは言い難い。それは

むしろ、刑事裁判でのやりとり（相互行為）を通して組み立てられ、そのもともらしさが獲得されてゆく、社会的な事実であると言えるだろう。本節で取り上げた事例3に即して言うならば、事件に至る以前に、被告人である母は端的にSに相談しているのである。したがって、予期しないもしくは望まない妊娠を「誰にも相談しなかった」という判断は、被告人とSが「正式な交際関係にはなかった」という法廷における事実の構成過程と決して切り離すことはできない。

このことは、判例をはじめとする刑事裁判記録をデータとして使用してきた従来の新生児殺研究に対しても再考を促すことになるかもしれない。前述したように、新生児殺に関する先行研究でも、被告人である母が妊娠の事実を秘匿して「誰にも相談しない」傾向にあることが指摘されてきた。しかし、このように記述すること自体が、じつは新生児殺事件の背景にある人間関係要因を見えにくくしてしまうのではないだろうか。事例3のような事件をも含めて妊娠を「誰にも相談しなかった」と把握し、それを与件として扱うことは、研究上の言説が、ふたたび母=女性だけの責任や落ち度を問うような傾向に組み込まれることを意味するだろう。刑事裁判の傍聴記録を使用する際にはそれを単なる情報源として捉えるだけではなく、それらの記録が一体どのようにして構成されているのかという点にも慎重に目を向けていくことが必要となる。

⁶ 本節では取り上げることができなかつたが、検察側からの質問ではその他にも、妊娠の発覚に際して被告人がSに「LINE（アブリ）でメッセージを送った回数」や「電話をした頻度」なども問われていた。検察側は連絡した回数や頻度の少なさを問題としていたが、それはやはりSとの関係性に関する被告人自身の認識を問うためであろう。こうした連絡の回数や頻度に関する質問は、前述した検察側の質問「妊娠したらSが責任をとってくれると思っていたのですか」（断片2）とも結びついていると思われる。

【文献】

- Garfinkel, Harold, 1967, *Studies in Ethnomethodology*, Prentice-Hall.
Hester, D. & Hester, S., 2004, *An Invitation to Ethnomethodology: Language, Society and Interaction*, Sage. (= 2014, 中河伸俊・岡田光弘・是永論・小宮友根訳『エスノメソドロジーへの招待』ナカニシヤ出版.)
Holstein, James A., 1988, "Court Ordered Incompetence: Conversational Organization in Involuntary Commitment Hearing, *Social Problems*, 35(4): 458-473.
子どもの虹情報研修センター, 2018,『平成27-28年度研究報告書 嬰児殺に関する研究』.
中谷瑾子, 1972,「幼児殺傷・遺棄——いわゆる『親不知子不知時代』の背景と分析ならびに対応」『ジャリスト』540 : 54-64.
———, 1973,「『核家族』化と嬰児殺し」『ケース研究』135 : 2-15.
Sacks, Harvey, 1972, "An Initial Investigation of the Usability of Conversational Data for Doing Sociology," David Sudnow ed., *Studies in Social Interaction*, The Free Press. (= 1989, 北澤裕・西阪仰訳「会話データの利用法——会話分析事始め」『日常性の解剖学——知と会話』マルジュ社, 93-173.)
田口寿子, 2018,「母親による嬰児殺について」『平成27-28年度研究報告書 嬢児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 191-194.
植松正, 1951,「嬰児殺に関する犯罪学的研究」植松正・木村亀二・團藤重光・平野龍一編『刑事法の理論と現実（二）刑事訴訟法・刑法』有斐閣, 183-231.
上野昌江, 2018,「平成27-28年度嬰児殺研究」『平成27-28年度研究報告書 嬢児殺に関する研究』子どもの虹情報研修センター, 185-190.

あとがき

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が行っている「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」では、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の死亡事例について分析・検証がなされているが、それをみると、心中以外の虐待死では0歳が32人で、全体に占める割合は65.3%であった。この点につき、第14次報告は次のように指摘している。

「第1次報告から第14次報告までの推移をみると、第14次報告までの全てで『0歳』が最も多く、第14次報告では最も高い割合となった」

この点をふまえても、0歳児の虐待死を克服することは、わが国の児童虐待対策にとっては大変重要な課題であると言えよう。とはいえ、0歳児の虐待死は、生まれて間もない時期に事件が発生していることから、当該事例に対する援助機関の関わりも比較的少なく、分析する上でもその手がかりが得にくいという事情がある。したがって、得られた情報を貴重な素材としてさまざまな角度から分析し、検討することが必要となっている。

本研究は、こうした事情を念頭に、平成27・28年度に子どもの虹情報研修センターにおいて行った「嬰児殺に関する研究」で取り扱った事例を再度取り上げ、必要に応じて他の嬰児殺事例も加え、いくつかの手法を用いて分析、検討を試みることで、嬰児殺防止に寄与することを目的としたものである。

各節は、当センターで勤務する3名の研究員等が共同研究者となり、相互に討議しつつ、それをふまえて各自が分担執筆した。筆者は、研究代表者として全体の進行について適宜報告を受けながら、その都度意見を述べるにとどまっており、これらの成果は全て各節の執筆者に帰属する。したがって、それぞれの論考で示された共同研究者の考察に筆者がさらに付け加えるのは蛇足とその誹りを免れず、差し控えるが、既述したように、嬰児殺を防止する上では、さまざまな角度からのアプローチが必要であり、こうした取り組みの一つとして参考にしていただければ幸いである。

川崎 二三彦

平成29年度研究報告書
嬰児殺が起きた「家族」に関する
実証的研究

平成31年3月20日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編 集 研究代表者 川崎二三彦
共同研究者 秋本 光陽
西岡 弥生
根岸 弓

印 刷 (株)柏苑社 TEL.045-711-5600